

令和6年度浄化槽普及状況及び法施行状況等に関する 調査検討業務 報告書

令和7年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

汚水処理施設の未普及解消に向けては、平成 26(2014)年 1 月、汚水処理を所管する 3 省(国土交通省、農林水産省、環境省)で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、汚水処理施設の中期(10 年程度)での早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、令和 4(2022)年度末時点で約 880 万人が汚水処理未普及となっており、その多くは都市郊外や地方部を中心に残っている。そうした汚水処理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待は高まっているが、未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽利用者であることから、未普及解消に向けては単独転換の加速化が大きな課題になっている。

単独転換や浄化槽の維持管理向上のため、令和元(2019)年に公布された浄化槽法の一部を改正する法律により特定既存単独処理浄化槽に対する措置や公共浄化槽制度の創設、浄化槽台帳、法定協議会等が定められた。これらの制度の活用促進のため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針(令和 2(2020)年 3 月 2 日環循適発第 2003027 号環境大臣決定)」や「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル(令和 3(2023)年 4 月)」を定めたところであるが、改正浄化槽法が施行され約 4 年が経過したものの特定既存単独処理浄化槽への対応や協議会等の制度が十分に活用されていない状況にある。こうした状況を受けて、特定既存単独の判定基準の統一化や明確化に向けた大臣指針の改定や浄化槽台帳の整備・活用による維持管理の徹底に向けた対応策の検討等、制度の活用を更に促すための措置を講じる必要がある。

未普及解消のためには改正浄化槽法に基づく制度の普及展開が必要であり、また浄化槽整備に関する進捗状況評価に基づく施策検討のためには、浄化槽に係る情報を的確に把握する調査や事例収集及び課題把握を実施することが重要である。

そこで本業務では、全国自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効果的・効率的な整備及び運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成するとともに、地方公共団体が実施する浄化槽に関する整備状況の進捗評価を行い、改正浄化槽法に基づく汚水処理サービスの一層の充実に向けた方策の検討を行った。

目次

1	浄化槽整備促進に向けた現状調査.....	1
1.1	調査実施計画の作成.....	1
1.2	浄化槽等の普及状況等に関する調査.....	4
1.3	浄化槽の指導普及に関する調査.....	14
1.4	調査票の作成・集計及び進捗管理.....	22
1.5	過年度調査結果との比較分析.....	22
1.6	次年度調査に向けた検討.....	36
2.	浄化槽法施行状況点検検討会の実施.....	40
2.1	実施計画の策定.....	40
2.2	設置要綱.....	40
2.3	開催日程.....	41
2.4	委員.....	42
2.5	各回の実施概要.....	43
3.	参考資料.....	46
3.1	浄化槽法施行状況点検検討会の議事録.....	46
3.2	浄化槽法施行状況点検検討会報告書.....	117

図 目次

図 1-1 Web を用いた調査システムのイメージ	2
図 1-2 Web 調査前の調査方法	2
図 1-3 Web 調査の方法	3

表 目次

表 1-1	Web を用いた調査前後の違い.....	3
表 1-2	Web システムに実装した画面及び機能	4
表 1-3	エラーチェックの範囲	5
表 1-4	整合性チェックの内容.....	5
表 1-5	突合チェックの内容.....	5
表 1-6	都道府県別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 5 年度末)	8
表 1-7	全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 5 年度末)	9
表 1-8	指導普及調査の調査項目一覧(令和 6(2024)年度).....	14
表 1-9	エラーチェック種別	22
表 1-10	各設問のエラーチェックの内容	23
表 1-11	4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準))	32
表 1-12	4(1)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))	32
表 1-13	4(1)の基準値 2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))	32
表 1-14	4(1)の基準値 3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))	32
表 1-15	6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 5 条、第 12 条関係).....	33
表 1-16	6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 7 条の 2、第 12 条の 2 関係).....	33
表 1-17	6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 53 条又は条例関係).....	33
表 1-18	6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠).....	34
表 1-19	6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠).....	34
表 1-20	7 の基準値 1(浄化槽関係業者数).....	34
表 1-21	7 の基準値 2(浄化槽関係業者数).....	35
表 1-22	16 の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)	35
表 1-23	20(1)の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)	35
表 1-24	事務局への問合せの内容・件数	37
表 1-25	令和 7 年度の調査項目案	38
表 2-1	検討会の実施概要	41
表 2-2	浄化槽法施行状況点検検討会(第 3 回)開催概要.....	43
表 2-3	浄化槽法施行状況点検検討会(第 4 回)開催概要.....	44
表 2-4	浄化槽法施行状況点検検討会(第 5 回)開催概要.....	44

基本情報

■ 業務の実施体制

本業務は以下に示す体制にて実施した。

- 発注者:環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
- 受注者:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社(以下「MRA」という。)
業務責任者:サステナビリティ事業部 小林 和樹
統括責任者:サステナビリティ事業部 馬場 史朗

■ 本報告書の表記方法について

- 年度は、西暦での記載を基本とするが、和暦の記載がある場合は西暦を併記した。

■ スケジュール

- 本業務は令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月の間、次頁に示す実施計画を立て、業務を行った。計画を黒枠白色矢印、実績を黒色矢印で示した。

表 本業務の実施計画及び実績

仕様	大項目	小項目	令和6年										令和7年				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
3.1 浄化槽整備促進に向けた現状調査	調査実施計画の作成	浄化槽等の普及状況等に関する調査	▶														
		浄化槽の指導普及に関する調査	▶														
	浄化槽等の普及状況等に関する調査	過年度調査結果との比較分析・エラーチェック・疑義照会		▶	▶	▶											
		基礎資料とりまとめ					▶	▶									
	浄化槽の指導普及に関する調査	調査票の要件の設定・フォーム等の設計・プロトタイプング	▶														
		Webシステムの構築		▶	▶	▶	▶	▶	▶								
		自治体への調査方法の周知・説明		▶	▶	▶	▶	▶									
		調査票配布・進捗管理・回収			▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		照会対応・過年度調査結果との比較分析					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		調査票集計												▶	▶	▶	▶
		基礎資料とりまとめ												▶	▶	▶	▶
		分析													▶	▶	▶
	次年度調査に向けた検討							▶	▶						▶	▶	
3.2 浄化槽法施行状況点検検討会の開催	実施計画の策定	▶															
	検討会資料の作成	▶			▶	▶	▶	▶									
	検討会の実施		★	★				★									
	検討会議事録等の作成			▶	▶	▶	▶	▶	▶								
	検討結果の整理・取りまとめ			▶	▶	▶	▶	▶	▶								
3.3 打ち合わせ		▼	▼	▼	▼	▼			▼	▼			▼	▼			
3.4 報告書作成										▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	

□ 計画 ■ 実績

1 浄化槽整備促進に向けた現状調査

1.1 調査実施計画の作成

本業務では、浄化槽等の普及状況等調査及び浄化槽の指導普及に関する調査について契約後 2 週間以内に実施計画を作成し確定した。工程別の計画・実施事項を以下に示す。

1.1.1 浄化槽等の普及状況等調査

浄化槽等の普及状況等調査では、集計結果のエラーチェック、結果の分析及び公表資料の作成を行った。調査票の送付、回収、取りまとめ等については調査実施主体である農林水産省・環境省・国土交通省において実施した。

(1) エラーチェック・エラーリストの作成

環境省より集計結果を受領し、前年度データと突合しての数値の比較チェック及び都道府県、市町村内の数値の報告値と集計値が一致するかの論理チェックを実施した。データ突合は、各データ(汚水処理区域別・処理施設・整備事業別、人口・基数)を比較して確認した。

(2) 公表資料の作成

集計結果確定後に、汚水処理人口普及率などを公表するに際しての付属資料について、追加集計を行い作成した。

1.1.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 調査設計

今年度から Web を用いた調査を行うにあたり、調査票の要件の設定、システムの指示書の作成等を行った。Web を用いた調査システムのイメージ、並びに Web 調査前後の調査方法の違いを以下に示した。

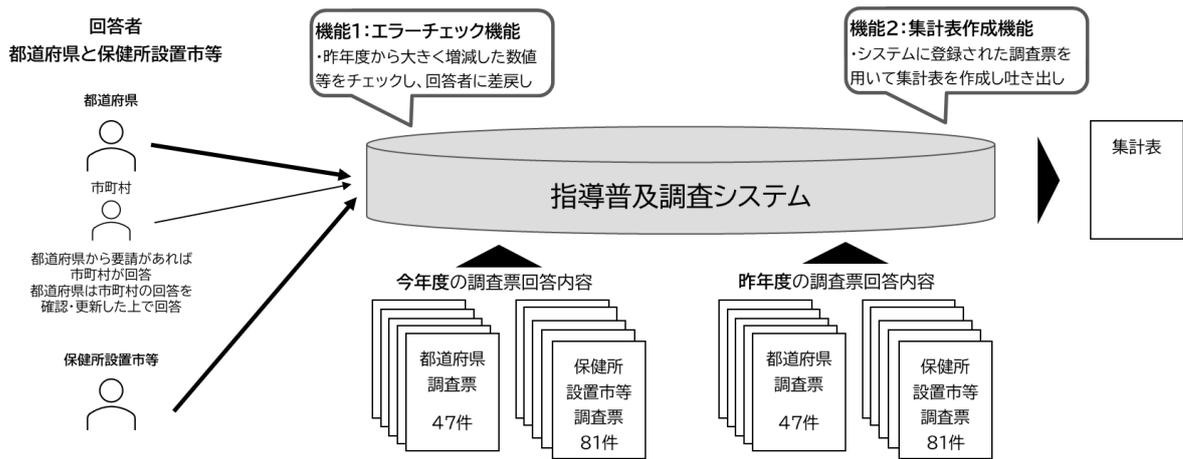


図 1-1 Web を用いた調査システムのイメージ

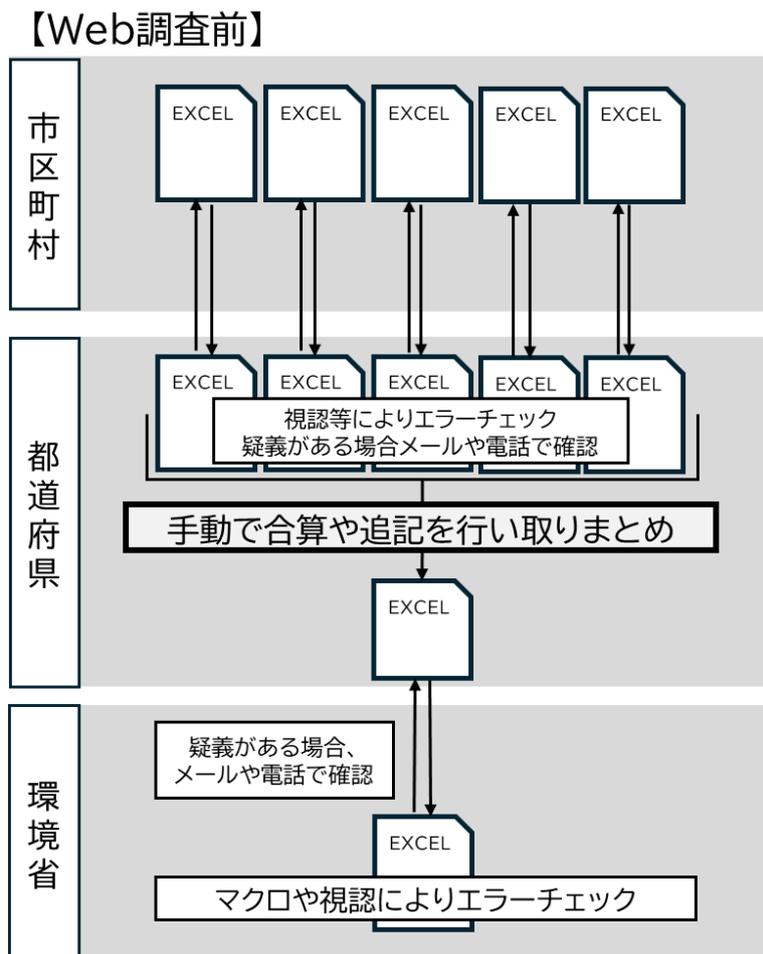


図 1-2 Web 調査前の調査方法

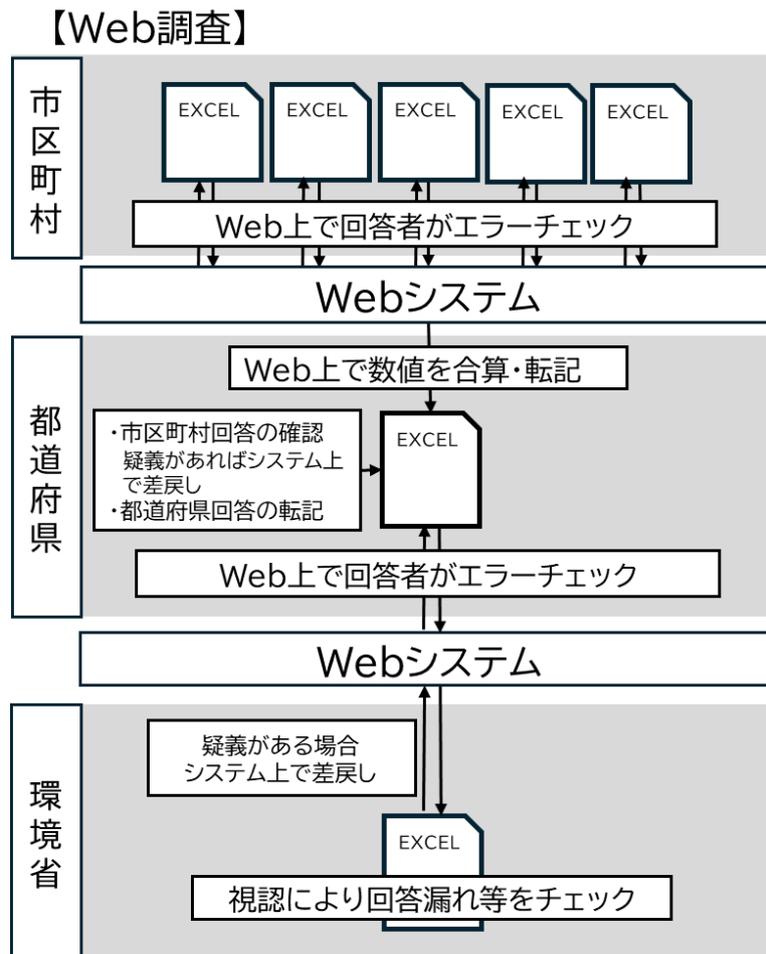


図 1-3 Web 調査の方法

表 1-1 Web を用いた調査前後の違い

	Web を用いる前の調査	Web を用いた調査
調査票の展開方法	環境省→都道府県→市区町村の順にメールで調査票を展開	都道府県と市区町村は環境省システムから調査票を直接ダウンロード
市区町村の回答対象シート	都道府県が調査票の目次に回答対象である設問の印(○)を付けて展開	都道府県への事前調査に基づき、回答対象のシートのみ表示された調査票をダウンロード
調査票の疑義解消方法	都道府県と事務局間でメールによる疑義照会を疑義が解消するまで実施	市区町村は都道府県に、都道府県は環境省・事務局に、それぞれ調査票を報告する前にシステム上でエラーチェックを実施し、エラーが解消されてから調査票をシステム上で報告
都道府県の市区町村回答の集約・転記	都道府県は市区町村から回答を回収し、回答の数値を合計又は回答を手動で転記	市区町村がシステム上で報告をすると、その結果が都道府県調査票に自動で集約・転記

(2) Web システムの構築

(1)の設計内容を踏まえて、Web 上の調査システムを構築した。システムには、下表に示す画面や機能を実装した。

表 1-2 Web システムに実装した画面及び機能

No.	画面・機能名
1	共通画面 ※ヘッダー・フッターなど
2	ログイン・ログアウト画面
3	パスワード変更画面
4	調査票ダウンロード画面
5	調査票アップロード画面
6	回答審査機能
7	報告画面
8	ユーザー一覧画面
9	ユーザー検索機能
10	ユーザー一覧ダウンロード機能
11	ユーザー詳細画面
12	報告状態変更機能
13	パスワードリセット機能
14	回答設定参照画面
15	調査票ダウンロード時プレプリント機能
16	報告済み市町村調査票ダウンロード画面
17	市町村・都道府県 TOP 画面
18	都道府県集計ダウンロード画面
19	集計表ダウンロード画面

(3) 自治体への調査方法の周知・説明

調査方法がこれまでの Excel 及びメールを用いた調査から、Web システムを用いた調査に変更されたことに伴い、自治体のシステム操作確認期間や事前の調査回答方法の説明会を実施した。

(4) 調査の進捗管理

7月下旬に調査票を発出した後、市区町村の回答期間(8月末)、都道府県の回答期間(10月下旬)を設けて調査票を取りまとめた。調査の回答状況を週次で確認し、状況を整理した。

(5) 集計表・公表資料の作成

全都道府県の回答を受領した後、集計表及び公表資料を作成した。

1.2 浄化槽等の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等に関する調査結果について、エラーチェック、結果の分析、公表用資料の作成等を行った。

1.2.1 エラーチェック

都道府県調査票を集約した「全国集計表」について、各シートのエラーチェックの範囲は下表のとおり

とした。

表 1-3 エラーチェックの範囲

シート名	エラーチェックの範囲
総括表① (普及率)	合併処理浄化槽等からコミプラまでの令和4年度の処理人口及び処理人口普及率
総括表② (利用実態)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの各区域の合併浄化槽、コミプラ、単独浄化槽、汲み取り、その他、の人数と基数、合計
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの各区域の合併浄化槽、コミプラ、単独浄化槽、汲み取り、その他、の人数と基数、合計

エラーチェックは、以下の3つのチェックを行った。なお、チェック作業は自動化ツールを用いて行った。エラーがあった項目はエラーリストとして抽出されるよう設計したものを、エラー抽出の抜け漏れがないよう配慮した。

(1) 整合性チェック

全国集計表の小計・合計の項目について、内訳となる項目の値を足しあげた値と一致しているかを確認した。値が一致していない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

また、合併処理浄化槽処理人口と、各事業合計値(市町村設置型人口、個人設置型人口、独自設置人口等の合計)が一致するかなど、資料内での整合性チェックを行った。

具体的な確認項目を下表に整理した。

表 1-4 整合性チェックの内容

A：確認の対象		B：参照先		C：確認事項
総括表① (普及率)	合併処理浄化槽等からコミプラまでの令和4年度の処理人口のそれぞれの値	総括表①(普及率)	合併処理浄化槽等からコミプラまでの令和3年度の処理人口のそれぞれの値	各市町村のAとBの差分が1,000人未満である。 ※都道府県合計と地方合計欄の誤差は確認しない。
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの各合計値	総括表②(利用実態)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの各合計値	AはBより小さい値である。

(2) 突合チェック

調査回答について、下表のAとBの値が一致するかを確認した。一致しない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

表 1-5 突合チェックの内容

A：確認の対象		B：参照先	
総括表①	各市町村の合併処理浄化槽処理	MRAで作成	各市町村の公共浄化槽等整備推進事

A：確認の対象		B：参照先	
(普及率)	人口の合計値	した関数	業等設置処理人口、浄化槽設置整備事業設置処理人口、民間設置浄化槽処理人口を足しあげた値
総括表① (普及率)	各都道府県の公共浄化槽等整備推進事業等設置処理人口、浄化槽設置整備事業設置処理人口、民間設置浄化槽処理人口、合併処理浄化槽処理人口のそれぞれの合計値	MRA で作成した関数	各都道府県に属する市町村の公共浄化槽等整備推進事業等設置処理人口、浄化槽設置整備事業設置処理人口、民間設置浄化槽処理人口、合併処理浄化槽処理人口をそれぞれ足しあげた値
総括表① (普及率)	各地方の公共浄化槽等整備推進事業等設置処理人口、浄化槽設置整備事業設置処理人口、民間設置浄化槽処理人口、合併処理浄化槽処理人口のそれぞれの合計値	MRA で作成した関数	各地方に属する都道府県の公共浄化槽等整備推進事業等設置処理人口、浄化槽設置整備事業設置処理人口、民間設置浄化槽処理人口、合併処理浄化槽処理人口の合計値をそれぞれ足しあげた値
総括表① (普及率)	浄化槽人口普及率の値	MRA で作成した関数	合併処理浄化槽処理人口の合計値を住民基本台帳人口で割った値
総括表① (普及率)	コミプラ処理人口普及率の値	MRA で作成した関数	コミプラ処理人口を住民基本台帳人口で割った値
総括表② (利用実態)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値	MRA で作成した関数	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り、その他の、それぞれの処理人口を足しあげた値
総括表① (普及率)	市町村名とその記載順	総括表②(利用実態)	市町村名とその記載順
総括表① (普及率)	各市町村の合併処理浄化槽処理人口およびコミプラ処理人口の値	総括表②(利用実態)	各市町村の「②下水道事業計画区域(①除く)」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの「合併浄化槽の処理人口」および「コミプラの処理人口」のうち、対象となる値をそれぞれ足しあげた合計値
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値	MRA で手動計算	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り、その他の、それぞれの処理人口を足しあげた値

A：確認の対象		B：参照先	
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値の合計	MRA で作成した関数	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値を足しあげた値 ※値が0であることも確認する。

(3) 数値の確からしさチェック

前年度回答データが回答されていないかを確認するために、以下の観点からエラーチェックを実施した。前年度回答データと同値だった場合、エラーリストに転記を行った。

- 総括表①（普及率）の全処理人口が、令和5年度調査回答と令和4年度調査回答で同値
 - 総括表②（利用実態）の⑥浄化槽整備区域、その他区域の合併処理浄化槽の人口及び基数、又は単独浄化槽の人口及び基数が、令和5年度調査回答と令和4年度調査回答で同値
- さらに、誤答を防ぐため以下の観点からエラーチェックを行い、条件を満たす場合にエラーリストに転記を行った。

- 浄化槽整備区域内人口に占めるその他人口の割合が50%以上
- 浄化槽整備区域内のその他の人口が5000人を超える
- 疑義照会への回答が未記入

1.2.2 結果の分析と公表資料の作成

確定した集計値を基に、各市町村における浄化槽普及率について分析を行い、公表資料を作成した。

(1) 都道府県別_浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)

調査結果(令和5(2023)年度末の汚水処理人口普及率)を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和6(2024)年8月22日に公表された。

(2) 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)

調査結果(令和5(2023)年度末の汚水処理人口普及率)を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和6(2024)年8月22日に公表された。

表 1-6 都道府県別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)
(令和6年8月22日公表資料 資料2-1)

都道府県別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)

都道府県名	総人口 (千人)	浄化槽処理人 口 (千人)	普及率	順位	都道府県名	総人口 (千人)	浄化槽処理人 口 (千人)	普及率	順位
北海道	5,060	167	3.3%	40	滋賀県	1,406	32	2.3%	42
青森県	1,194	130	10.9%	26	京都府	2,478	42	1.7%	44
岩手県	1,163	163	14.0%	22	大阪府	8,764	125	1.4%	45
宮城県	2,231	159	7.1%	34	兵庫県	5,408	92	1.7%	43
秋田県	917	106	11.6%	24	奈良県	1,310	96	7.4%	33
山形県	1,020	87	8.5%	32	和歌山県	908	328	36.1%	3
福島県	1,783	437	24.5%	6	鳥取県	537	27	5.0%	37
茨城県	2,855	492	17.2%	13	島根県	646	110	17.0%	14
栃木県	1,910	310	16.3%	16	岡山県	1,842	308	16.7%	15
群馬県	1,913	408	21.3%	11	広島県	2,737	312	11.4%	25
埼玉県	7,374	689	9.3%	30	山口県	1,301	210	16.1%	18
千葉県	6,308	803	12.7%	23	徳島県	705	323	45.8%	1
東京都	13,916	26	0.2%	47	香川県	944	314	33.2%	5
神奈川県	9,206	120	1.3%	46	愛媛県	1,305	301	23.1%	10
新潟県	2,124	126	5.9%	35	高知県	670	224	33.5%	4
富山県	1,014	26	2.6%	41	福岡県	5,081	465	9.1%	31
石川県	1,102	53	4.8%	38	佐賀県	797	129	16.2%	17
福井県	749	27	3.6%	39	長崎県	1,280	199	15.5%	20
山梨県	803	125	15.5%	19	熊本県	1,719	261	15.2%	21
長野県	2,018	114	5.6%	36	大分県	1,106	269	24.3%	7
岐阜県	1,958	208	10.6%	28	宮崎県	1,053	248	23.6%	8
静岡県	3,592	670	18.7%	12	鹿児島県	1,563	613	39.2%	2
愛知県	7,482	729	9.7%	29	沖縄県	1,478	161	10.9%	27
三重県	1,750	406	23.2%	9					
					全国	124,483	11,772	9.5%	

注) 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

表 1-7 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽(令和5年度末)
(令和6(2024)年8月22日公表資料 資料2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽(令和5年度末)

北海道		市町村名 浄化槽		市町村名 浄化槽		市町村名 浄化槽		市町村名 浄化槽	
札幌市	0.1%	下川町	14.2%	西目屋村	0.0%	女川町	12.5%	宮城県 7.1%	
函館市	2.4%	美深町	12.5%	藤崎町	1.4%	南三陸町	67.5%	秋田県	
小樽市	0.1%	音威子府村	8.5%	大勝町	21.7%			市町村名 浄化槽	
旭川市	1.3%	中川町	11.2%	田舎館村	0.8%	秋田市	1.5%	能代市	22.8%
室蘭市	0.2%	幌加内町	32.4%	板柳町	3.0%	横手市	21.8%	大館市	11.1%
釧路市	0.3%	増毛町	8.5%	鶴田町	1.6%	男鹿市	4.4%	湯沢市	24.4%
帯広市	1.8%	小平町	6.0%	中泊町	7.6%	鹿角市	14.7%	由利本荘市	16.4%
北見市	2.4%	吉前町	4.5%	野辺地町	73.3%	湯上市	1.1%	大仙市	17.4%
夕張市	28.2%	羽幌町	2.0%	七戸町	42.1%	北秋田市	13.1%	にかほ市	1.3%
岩見沢市	4.5%	初山別村	17.4%	六戸町	21.0%	仙北市	23.2%	小坂町	14.5%
網走市	5.4%	遠別町	11.4%	横浜町	37.8%	上小阿仁村	11.7%	藤里町	13.3%
留萌市	2.4%	天塩町	8.7%	東北町	34.6%	藤里町	13.3%	三種町	9.4%
苫小牧市	0.4%	猿払村	17.6%	六ヶ所村	3.2%	八峰町	1.6%	五城目町	9.1%
稚内市	3.9%	浜頓別町	7.1%	おひらせ町	21.9%	八戸湯町	0.3%	井川町	2.9%
室蘭市	3.8%	中頓別町	11.3%	大間町	9.8%	井川町	2.9%	大湯村	0.0%
釧路市	2.6%	枝幸町	8.2%	東通村	12.8%	大湯村	0.0%	美郷町	49.1%
江別市	1.5%	豊富町	6.4%	風間浦村	35.1%	羽後町	17.2%	東成瀬村	87.6%
赤平市	1.8%	礼文町	13.1%	佐井村	5.6%	秋田県 11.6%		山形県	
紋別市	2.6%	利尻町	3.8%	三戸町	17.3%			市町村名 浄化槽	
士別市	10.1%	利尻富士町	1.3%	五戸町	15.3%	山形市	0.1%	米沢市	22.5%
名寄市	10.3%	幌延町	19.1%	田子町	65.9%	鶴岡市	2.4%	鶴岡市	2.4%
三笠市	0.0%	美幌町	7.0%	南部町	20.3%	酒田市	3.4%	酒田市	3.4%
根室市	6.0%	津別町	14.9%	階上町	27.5%	新庄市	19.1%	寒河江市	11.7%
千歳市	1.3%	斜里町	12.5%	新郷村	7.5%	寒河江市	11.7%	上山市	8.5%
滝川市	3.3%	清里町	23.3%	青森県 10.9%		上山市	8.5%	村山市	5.0%
砂川市	3.0%	小清水町	27.2%	岩手県		長井市	19.3%	天童市	0.6%
歌志内市	0.0%	訓子府町	23.0%	市町村名 浄化槽		天童市	0.6%	東根市	4.2%
滝川市	11.0%	釧路町	16.6%	盛岡市	4.3%	尾花沢市	40.6%	南陽市	19.2%
富良野市	11.3%	佐呂間町	25.9%	岩手市	15.2%	南陽市	19.2%	山辺町	1.3%
登別市	1.3%	遠軽町	5.0%	大船渡市	29.6%	山辺町	1.3%	中山町	0.1%
恵庭市	1.4%	湧別町	20.4%	花巻市	10.9%	河北町	2.9%	西川町	27.1%
伊達市	4.7%	滝上町	9.0%	北上市	8.1%	西川町	27.1%	朝日町	71.0%
北広島市	0.8%	興部町	5.4%	久慈市	14.1%	朝日町	71.0%	大江町	27.9%
石狩市	1.2%	西興部村	6.5%	遠野市	25.8%	大江町	27.9%	大石田町	3.8%
北斗市	1.6%	雄武町	10.1%	一関市	26.2%	大石田町	3.8%	金山町	29.5%
当別町	4.2%	大空町	24.9%	陸前高田市	36.6%	最上町	36.3%	最上町	36.3%
新藤津村	43.9%	豊浦町	14.9%	釜石市	26.2%	舟形町	3.7%	舟形町	3.7%
松前町	30.0%	牡警町	22.8%	二戸市	17.4%	真室川町	42.7%	大蔵村	27.2%
福島町	27.5%	白老町	1.8%	八幡平市	18.7%	大蔵村	27.2%	鮭川村	30.5%
知内町	13.3%	厚真町	48.0%	奥州市	17.6%	戸次村	23.4%	高島町	12.4%
木古内町	3.3%	洞爺湖町	10.8%	滝沢市	18.6%	川西町	33.5%	小国町	16.0%
七飯町	1.9%	安平町	11.7%	磐石町	15.6%	白鷹町	19.2%	飯巻町	14.8%
鹿部町	31.2%	むしかわ町	19.5%	葛巻町	29.3%	三川町	0.6%	三川町	0.6%
森町	4.9%	日高町	13.9%	岩手町	25.3%	庄内町	1.5%	庄内町	1.5%
八雲町	2.6%	平取町	42.2%	紫波町	13.4%	遊佐町	4.0%	山形県 8.5%	
長万部町	11.1%	新冠町	27.0%	矢野町	16.5%	福島県		市町村名 浄化槽	
江差町	15.8%	浦河町	11.6%	金ヶ崎町	6.5%	福島市	21.4%	会津若松市	13.4%
上ノ国町	2.3%	樺皮町	10.2%	平泉町	22.7%	郡山市	14.5%	郡山市	14.5%
厚沢部町	29.3%	えりも町	17.1%	住田町	26.6%	いわき市	34.8%	いわき市	34.8%
乙部町	3.7%	新ひだか町	9.4%	大槌町	6.6%	白河市	15.5%	白河市	15.5%
奥尻町	14.5%	音更町	6.7%	山田町	15.1%	須賀川市	16.4%	須賀川市	16.4%
今金町	18.5%	士幌町	22.5%	岩泉町	24.6%	喜多方市	23.2%	喜多方市	23.2%
せたな町	5.6%	上士幌町	14.3%	田野畑村	19.3%	相馬市	17.4%	相馬市	17.4%
島牧村	58.6%	鹿追町	32.4%	菅代村	34.8%	二本松市	48.9%	二本松市	48.9%
寿都町	29.7%	新得町	11.3%	軽米町	24.8%	田村市	40.1%	田村市	40.1%
黒松内町	13.8%	清水町	17.4%	野田村	4.6%	南相馬市	26.4%	南相馬市	26.4%
蘭越町	39.1%	芽室町	17.6%	九戸町	27.4%	伊達市	27.4%	伊達市	27.4%
二セコ町	34.1%	中札内村	25.2%	洋野町	24.2%	本宮市	32.0%	本宮市	32.0%
真狩村	18.6%	更別村	32.0%	一戸町	15.1%	桑折町	29.5%	桑折町	29.5%
留寿都村	15.1%	大樹町	15.0%	岩手県 14.0%		国見町	21.6%	国見町	21.6%
喜茂別町	10.2%	広尾町	7.4%	宮城県		川俣町	70.1%	川俣町	70.1%
京極町	15.0%	薮別町	8.6%	市町村名 浄化槽		大玉村	40.1%	大玉村	40.1%
俱知安町	9.4%	池田町	15.8%	仙台市	0.5%	鎌石町	6.8%	鎌石町	6.8%
共和町	7.8%	豊頃町	25.2%	石巻市	9.2%	天栄村	27.5%	天栄村	27.5%
共和町	2.5%	本別町	18.0%	塩竈市	0.2%	下郷町	38.4%	下郷町	38.4%
泊村	1.2%	足寄町	11.4%	塩竈市	0.2%	増枝岐村	0.0%	増枝岐村	0.0%
神恵内村	42.2%	陸別町	8.7%	塩竈市	0.2%	只見町	17.7%	只見町	17.7%
積丹町	24.4%	浦幌町	20.4%	塩竈市	0.2%	美里町	8.2%	美里町	8.2%
古平町	3.3%	釧路町	2.9%	塩竈市	0.2%				
仁木町	50.5%	厚岸町	5.3%	塩竈市	0.2%				
余市町	2.4%	浜中町	21.3%	塩竈市	0.2%				
赤井川村	32.1%	標茶町	10.7%	塩竈市	0.2%				
南幌町	10.2%	弟子屈町	10.1%	塩竈市	0.2%				
奈井江町	7.9%	鶴居村	37.3%	塩竈市	0.2%				
上砂川町	4.8%	白糠町	4.9%	塩竈市	0.2%				
由仁町	19.3%	別海町	25.7%	塩竈市	0.2%				
長沼町	20.3%	中標津町	8.5%	塩竈市	0.2%				
栗山町	11.0%	標津町	13.3%	塩竈市	0.2%				
月形町	41.4%	羅臼町	59.8%	塩竈市	0.2%				
浦臼町	20.2%	北海道 3.3%		塩竈市	0.2%				
新十津川町	16.8%	青森県		塩竈市	0.2%				
妹背牛町	23.5%	市町村名 浄化槽		塩竈市	0.2%				
秩父別町	19.6%	青森市	3.2%	塩竈市	0.2%				
雨竜町	19.4%	弘前市	0.9%	塩竈市	0.2%				
北竜町	33.4%	八戸市	12.7%	塩竈市	0.2%				
沼田町	18.1%	黒石市	8.8%	塩竈市	0.2%				
鷹栖町	20.8%	五所川原市	22.4%	塩竈市	0.2%				
東神楽町	13.8%	十和田市	6.7%	塩竈市	0.2%				
当麻町	28.4%	三沢市	4.9%	塩竈市	0.2%				
比布町	28.2%	上川町	2.4%	塩竈市	0.2%				
遠別町	24.3%	東川町	29.1%	塩竈市	0.2%				
上川町	2.4%	美瑛町	21.6%	塩竈市	0.2%				
東川町	29.1%	上富良野町	11.8%	塩竈市	0.2%				
美瑛町	21.6%	中富良野町	36.6%	塩竈市	0.2%				
上富良野町	11.8%	南富良野町	17.7%	塩竈市	0.2%				
中富良野町	36.6%	占冠村	41.8%	塩竈市	0.2%				
南富良野町	17.7%	和寒町	24.7%	塩竈市	0.2%				
占冠村	41.8%	剣淵町	25.4%	塩竈市	0.2%				
和寒町	24.7%			塩竈市	0.2%				
剣淵町	25.4%			塩竈市	0.2%				

表 1-7 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)
(令和6(2024)年8月22日公表資料 資料2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
北塩原村	3.5%	那須塩原市	20.5%	伊奈町	13.1%	東村山市	0.0%
西会津町	19.8%	さくら市	30.6%	三芳町	1.9%	国分寺市	0.0%
磐梯町	1.4%	那須烏山市	45.7%	毛呂山町	21.9%	国立市	0.0%
猪苗代町	14.0%	下野市	7.4%	越生町	22.1%	福生市	0.0%
会津坂下町	27.2%	上三川町	1.1%	滑川町	27.5%	狛江市	0.0%
湯川村	0.0%	益子町	45.1%	嵐山町	23.6%	東大和市	0.0%
柳津町	10.5%	茂木町	46.0%	小川町	16.7%	清瀬市	0.0%
三島町	57.5%	市貝町	58.1%	川島町	34.2%	東久留米市	0.0%
金山町	64.0%	芳賀町	52.0%	吉見町	24.1%	武蔵村山市	0.0%
昭和村	3.7%	壬生町	7.0%	鳩山町	14.6%	多摩市	0.0%
会津美里町	15.1%	野木町	16.3%	ときがわ町	78.4%	稲城市	0.5%
西郷村	6.6%	塩谷町	47.5%	横瀬町	41.8%	羽村市	0.0%
泉崎村	5.8%	高根沢町	21.4%	皆野町	21.5%	あきる野市	2.5%
中島村	28.1%	那須町	70.5%	長瀬町	20.4%	西東京市	0.0%
矢吹町	18.0%	那珂川町	49.7%	小塵野町	79.8%	瑞穂町	1.4%
榑舎町	36.5%			東秩父村	57.3%	日の出町	0.0%
矢祭町	55.1%	栃木県	16.3%	奥里町	27.7%	檜原村	4.7%
塩町	32.4%			神川町	68.2%	奥多摩町	6.8%
鞍川村	63.0%	群馬県		上里町	59.8%	大島町	61.8%
石川町	74.7%	群馬県		寄居町	41.8%	利島村	95.8%
玉川村	35.4%	前橋市	14.3%	宮代町	16.0%	新島村	7.5%
平田村	35.9%	高崎市	10.4%	杉戸町	16.2%	神津島村	4.2%
浅川町	23.7%	桐生市	6.8%	松伏町	13.8%	三宅村	39.2%
古殿町	25.0%	伊勢崎市	28.6%			御蔵島村	81.4%
三春町	32.2%	太田市	26.5%	埼玉県	9.3%	八丈町	44.7%
小野町	58.6%	沼田市	19.4%			青ヶ島村	100.0%
広野町	19.2%	館林市	31.5%			小笠原村	8.6%
楢葉町	12.6%	渋川市	12.8%	千葉県			
富岡町	21.5%	藤岡市	41.4%	千葉市	0.8%	東京都	0.2%
川内村	34.0%	富岡市	37.0%	銚子市	8.6%		
大熊町	2.2%	安中市	34.5%	船橋市	5.9%	神奈川県	
双葉町	14.8%	みどり市	37.4%	船山市	38.1%	横浜市	0.0%
浪江町	36.3%	榛東村	15.8%	木更津市	30.7%	川崎市	0.1%
葛尾村	67.4%	吉岡町	18.9%	松戸市	9.0%	相模原市	1.2%
新地町	30.0%	上野村	97.1%	野田市	11.8%	横須賀市	0.7%
飯館村	63.3%	神流町	54.1%	茂原市	39.5%	平塚市	0.6%
		下仁田町	54.0%	成田市	15.4%	鎌倉市	0.4%
福島県	24.5%	南牧村	37.7%	佐倉市	4.1%	藤沢市	0.8%
		甘楽町	6.5%	東金市	27.6%	小田原市	5.9%
茨城県		中之条町	15.1%	旭市	49.5%	茅ヶ崎市	2.3%
市町村名	浄化槽	長野原町	8.2%	習志野市	3.9%	逗子市	0.0%
水戸市	9.6%	碓氷村	24.0%	柏市	4.3%	三浦市	31.7%
日立市	1.1%	碓津町	13.7%	勝浦市	59.4%	厚木市	5.1%
土浦市	5.7%	高山村	36.4%	市原市	15.6%	大和市	2.1%
古河市	13.9%	東吾妻町	44.0%	流山市	4.0%	伊勢原市	11.0%
石岡市	23.4%	片品村	26.5%	八千代市	5.5%	海老名市	2.9%
結城市	19.6%	川場村	7.1%	我孫子市	8.7%	座間市	0.7%
龍ヶ崎町	9.5%	昭和村	23.2%	鴨川市	50.0%	南足柄市	13.0%
下妻市	34.0%	みなかみ町	32.5%	鎌ヶ谷市	15.3%	綾瀬市	0.9%
常総市	46.0%	玉村町	2.5%	君津市	15.1%	葉山町	11.3%
常陸太田市	25.2%	板倉町	65.0%	富津市	49.6%	寒川町	2.1%
高萩市	2.6%	明和町	24.0%	浦安市	0.1%	大磯町	4.2%
北茨城市	55.8%	千代田町	25.4%	四街道市	10.4%	二宮町	1.8%
笠間市	29.7%	大泉町	46.3%	袖ヶ浦市	17.5%	中井町	11.0%
取手市	12.8%	邑楽町	31.9%	八街市	51.5%	大井町	3.0%
牛久市	6.3%			印西市	15.4%	松田町	4.9%
つくば市	7.7%	埼玉県	21.3%	白井市	14.0%	山北町	5.6%
ひたちなか市	24.1%	埼玉県		富里市	30.9%	南関町	14.0%
鹿嶋市	29.0%	埼玉県		南房総市	52.5%	箱根町	15.0%
潮来市	9.3%	埼玉県		飯沼市	55.0%	真鶴町	14.6%
守谷市	0.0%	さいたま市	2.5%	香取市	29.1%	湯河原町	6.0%
常陸大宮市	28.2%	川越市	8.9%	山武市	58.0%	粟川町	5.6%
那珂市	16.8%	熊谷市	24.9%	いすみ市	68.8%	清川村	1.6%
筑西市	22.3%	川口市	7.6%	大網白里市	33.2%		
坂東市	26.1%	行田市	29.6%	酒々井町	5.9%	神奈川県	1.3%
稲敷市	12.3%	秩父市	27.4%	栄町	7.6%		
かすみがうら市	12.2%	所沢市	1.4%	神崎町	75.2%	新潟県	
桜川市	35.1%	飯能市	18.1%	多古町	43.2%	市町村名	浄化槽
神栖市	25.1%	加須市	17.6%	東庄町	51.9%	新潟市	2.8%
行方市	41.3%	本庄市	26.7%	九十九里町	53.7%	長岡市	1.7%
鉾田市	53.6%	東松山市	45.2%	芝山町	41.2%	三条市	24.4%
つくばみらい市	5.1%	春日部市	4.8%	横芝光町	53.6%	柏崎市	6.0%
小美玉市	30.2%	狭山市	1.1%	一宮町	66.7%	新潟市	8.5%
茨城町	35.6%	羽生市	54.8%	諫沢町	63.4%	小千谷市	3.8%
大洗町	21.2%	鴻巣市	9.1%	長生村	47.5%	加茂市	7.1%
城里町	10.0%	深谷市	19.9%	白子町	46.4%	十日町市	4.9%
東海村	3.5%	上尾市	5.5%	長柄町	60.7%	見附市	1.2%
大子町	61.3%	麻加市	0.3%	長南町	41.6%	村上市	1.5%
美浦村	4.3%	越谷市	7.3%	大多喜町	54.5%	燕市	15.4%
阿見町	21.4%	蕨市	0.7%	御宿町	67.0%	糸魚川市	7.2%
河内町	42.6%	戸田市	3.6%	裾野町	39.0%	妙高市	5.9%
八千代町	24.1%	入間市	9.3%			五泉市	16.5%
五霞町	0.4%	朝霞市	0.8%	千葉県	12.7%	上越市	8.8%
境町	6.8%	志木市	0.1%	東京都		阿賀野市	1.7%
利根町	7.0%	和光市	1.8%	市町村名	浄化槽	佐渡市	12.5%
		新座市	1.1%	区部	0.0%	魚沼市	0.7%
茨城県	17.2%	桶川市	13.9%	八王子市	0.5%	南魚沼市	4.3%
		久喜市	15.0%	立川市	0.0%	胎内市	0.8%
栃木県		北本市	5.9%	武蔵野市	0.0%	聖籠町	0.2%
市町村名	浄化槽	八潮市	11.7%	三鷹市	0.0%	弥彦村	0.1%
宇都宮市	6.0%	富士見市	0.7%	青梅市	1.0%	田上町	27.7%
足利市	12.2%	三郷市	4.4%	府中市	0.0%	阿賀町	7.7%
栃木市	13.9%	蓮田市	7.3%	昭島市	0.0%	出雲崎町	8.7%
佐野市	11.6%	坂戸市	18.9%	調布市	0.0%	湯沢町	17.3%
鹿沼市	21.3%	幸手市	31.3%	町田市	0.7%	津南町	3.2%
日光市	19.4%	鶴ヶ島市	7.3%	小金井市	0.0%	刈羽村	74.3%
小山市	19.2%	日高市	18.5%	小平市	0.0%	関川村	6.6%
真岡市	15.1%	吉川市	6.4%	日野市	3.4%	粟島浦村	0.0%
大田原市	21.7%	ふじみ野市	2.3%				
矢板市	34.2%	白岡市	8.8%				

表 1-7 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)
(令和6(2024)年8月22日公表資料 資料2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
新潟県		5.9%					
富山県							
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
富山市	1.6%	飯田市	8.2%	郡上市	10.4%	愛西市	21.8%
高岡市	1.4%	諏訪市	0.5%	下呂市	10.0%	清須市	31.3%
魚津市	2.7%	須坂市	0.2%	海津市	8.2%	北名古屋	27.4%
氷見市	10.3%	小諸市	15.0%	岐南町	2.2%	弥富市	14.4%
滑川市	3.2%	伊那市	5.7%	笠松町	1.3%	みよし市	0.5%
黒部市	6.3%	駒ヶ根市	3.8%	美老町	33.2%	あま市	30.6%
砺波市	8.4%	中野市	1.2%	垂井町	15.6%	長久手市	1.8%
小矢部市	11.3%	大町市	18.1%	関ヶ原町	0.4%	東郷町	5.9%
南砺市	0.4%	飯山市	0.9%	神戸町	3.6%	豊山町	15.0%
射水市	0.4%	茅野市	2.4%	輪之内町	9.1%	大口町	1.3%
舟橋村	0.0%	塩尻市	0.7%	安八町	0.0%	扶桑町	23.7%
上市町	0.6%	佐久市	14.3%	掛斐川町	17.8%	大治町	60.4%
立山町	1.1%	千曲市	0.2%	大野町	90.4%	蟹江町	19.0%
入善町	0.0%	東御市	6.7%	池田町	7.0%	飛島村	13.9%
朝日町	4.6%	安曇野市	5.2%	北方町	0.0%	阿久比町	8.4%
富山県		2.6%		坂祝町	5.7%	東浦町	8.0%
石川県							
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
金沢市	0.9%	佐久穂町	6.1%	加賀町	1.9%	南知多町	35.1%
七尾市	17.9%	軽井沢町	40.5%	川辺町	0.7%	美浜町	61.4%
小松市	11.1%	御代田町	5.0%	七宗町	41.2%	武豊町	7.7%
輪島市	16.8%	立科町	5.3%	八百津町	8.9%	幸田町	3.1%
珠洲市	21.8%	青木村	6.1%	白川町	81.2%	設楽町	36.8%
加賀市	13.5%	長和町	7.9%	東白川村	87.0%	東栄町	17.8%
羽咋市	7.8%	下諏訪町	0.1%	御嵩町	14.3%	豊根村	76.2%
かほく市	0.4%	富士見町	6.5%	岐阜県			
白山市	0.4%	原村	21.6%	10.6%			
能美市	2.9%	辰野町	2.3%	静岡県			
野々市市	0.0%	箕輪町	1.5%	静岡県			
川北町	28.5%	飯島町	21.7%	静岡県			
津幡町	2.7%	南箕輪村	1.6%	静岡県			
内灘町	0.0%	中川村	15.0%	静岡県			
志賀町	12.3%	宮田村	0.8%	静岡県			
宝達志水町	3.1%	松川町	13.4%	静岡県			
中能登町	2.2%	高森町	9.9%	静岡県			
穴水町	29.4%	阿南町	35.2%	静岡県			
能登町	16.5%	阿智村	30.2%	静岡県			
石川県		4.8%		静岡県			
福井県							
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
福井市	3.5%	根羽村	22.6%	静岡市	5.2%	津市	33.7%
敦賀市	3.7%	下條村	96.8%	浜松市	9.3%	四日市市	8.0%
小浜市	1.8%	壳木村	31.4%	沼津市	27.7%	伊勢市	26.4%
大野市	9.5%	天龍村	21.0%	熱海市	7.7%	松阪市	28.6%
勝山市	0.6%	泰阜村	77.5%	三島市	8.9%	桑名市	10.5%
鯖江市	4.4%	森木村	14.7%	富士宮市	18.6%	鈴鹿市	22.0%
あわら市	0.6%	豊丘村	13.8%	伊東市	22.5%	名張市	28.9%
越前市	9.0%	大穂村	59.5%	島田市	60.4%	尾鷲市	49.3%
坂井市	0.2%	上松町	16.4%	富士市	11.8%	亀山市	10.7%
永平寺町	3.4%	南木曾町	62.1%	磐田市	4.2%	鳥羽市	37.3%
池田町	3.7%	木祖村	19.5%	焼津市	52.2%	熊野市	45.5%
南越前町	4.4%	王滝村	11.9%	掛川市	38.5%	いなべ市	1.1%
越前町	0.5%	大桑村	18.7%	藤枝市	34.8%	志摩市	41.4%
美浜町	2.5%	木曾町	15.1%	御殿場市	24.1%	伊賀市	46.9%
高浜町	0.0%	麻績村	13.1%	袋井市	35.9%	木曽御町	0.0%
おおい町	5.0%	生坂村	39.5%	下田市	17.3%	東員町	0.0%
若狭町	0.3%	山形村	0.1%	裾野町	11.0%	龍野町	11.0%
福井県		3.6%		清水町	6.1%	朝日町	0.6%
山梨県							
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
甲府市	1.9%	朝日村	0.0%	長泉町	10.1%	川越町	0.1%
富士吉田市	33.6%	朝日村	0.0%	小山町	50.9%	多気町	33.1%
都留市	25.7%	筑北村	36.2%	吉田町	45.7%	明和町	39.4%
山梨市	14.3%	池田町	4.0%	小山町	50.9%	大台町	54.6%
大月市	29.4%	松川村	0.6%	吉田町	45.7%	大台町	54.6%
蓮峰市	20.7%	白馬村	20.9%	川根本町	56.6%	玉城町	3.2%
南アルプス市	21.0%	小谷村	53.8%	森町	23.8%	度会町	74.8%
北杜市	10.7%	坂城町	2.8%	静岡県			
甲斐市	10.6%	小布施町	0.0%	静岡県			
笛吹市	26.5%	高山村	1.5%	静岡県			
上野原市	17.9%	山之内町	4.9%	静岡県			
甲州市	15.3%	木島平村	1.4%	静岡県			
中央市	10.8%	野沢温泉村	0.0%	静岡県			
市川三郷町	9.0%	信濃町	21.1%	静岡県			
早川町	57.4%	小川村	15.5%	静岡県			
身延町	35.3%	飯綱町	4.5%	静岡県			
南部町	95.0%	栄村	81.7%	静岡県			
富士川町	4.8%	長野県		静岡県			
昭和町	3.8%	5.6%		静岡県			
道志村	82.7%	岐阜県		静岡県			
西桂町	17.3%	岐阜県		静岡県			
忍野村	8.9%	岐阜県		静岡県			
山中湖村	16.9%	岐阜県		静岡県			
鳴沢村	65.2%	岐阜県		静岡県			
富士河口湖町	18.1%	岐阜県		静岡県			
小菅村	0.0%	岐阜県		静岡県			
丹波山村	2.6%	岐阜県		静岡県			
山梨県		15.5%		静岡県			
愛知県							
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
津市	33.7%	岐阜市	3.4%	名古屋	0.3%	三河市	2.5%
四日市市	8.0%	大垣市	4.7%	豊橋市	14.2%	豊田	12.4%
伊勢市	26.4%	高山市	3.0%	岡崎市	5.3%	安城市	9.3%
松阪市	28.6%	多治見市	2.1%	一宮市	16.7%	西尾市	5.7%
桑名市	10.5%	関市	0.7%	春日井市	19.0%	瀬西市	13.9%
鈴鹿市	22.0%	中津川市	19.1%	豊川市	10.6%	大山市	19.3%
名張市	28.9%	美濃市	7.4%	津島市	34.0%	常滑市	21.8%
尾鷲市	49.3%	瑞浪市	12.2%	碧南市	4.4%	江南市	39.9%
亀山市	10.7%	羽島市	31.5%	刈谷市	4.2%	小牧市	5.3%
鳥羽市	37.3%	恵那市	23.3%	豊田市	12.4%	稲沢市	34.7%
熊野市	45.5%	美濃加茂市	4.0%	安城市	9.3%	新城市	21.9%
いなべ市	1.1%	土岐市	9.3%	西尾市	5.7%	東海市	7.8%
志摩市	41.4%	土岐市	9.3%	蒲郡市	13.9%	大府市	13.4%
伊賀市	46.9%	鳴沢村	12.7%	大山市	19.3%	知多市	0.9%
木曽御町	0.0%	各務原市	12.7%	常滑市	21.8%	知立市	18.5%
東員町	0.0%	可兒市	2.2%	江南市	39.9%	尾張旭市	8.4%
龍野町	11.0%	山梨市	11.5%	小牧市	5.3%	高浜市	14.6%
朝日町	0.6%	福徳市	50.4%	稲沢市	34.7%	岩倉市	9.8%
川越町	0.1%	飛驒市	4.3%	新城市	21.9%	豊明市	4.9%
多気町	33.1%	本巣市	23.3%	東海市	7.8%	日進市	12.9%
明和町	39.4%	愛知県		大府市	13.4%	田原市	2.4%
大台町	54.6%	愛知県		豊田市	12.4%	三重県	
玉城町	3.2%	愛知県		安城市	9.3%	三重県	
度会町	74.8%	愛知県		西尾市	5.7%	三重県	
大紀町	52.8%	愛知県		蒲郡市	13.9%	三重県	
南伊勢町	13.8%	愛知県		大山市	19.3%	三重県	
紀北町	47.0%	愛知県		常滑市	21.8%	三重県	
御浜町	36.9%	愛知県		江南市	39.9%	三重県	
紀宝町	64.5%	愛知県		小牧市	5.3%	三重県	
三重県		23.2%		稲沢市	34.7%	三重県	
滋賀県							
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
大津市	0.5%	近江八幡市	14.9%	京都市	0.3%	京都市	0.3%
彦根市	4.8%	津市	0.2%	福知山市	3.2%	福知山市	3.2%
長浜市	0.2%	守山市	0.1%	舞鶴市	3.1%	舞鶴市	3.1%
近江八幡市	14.9%	栗東市	0.0%	綾部市	21.3%	綾部市	21.3%
津市	0.2%	甲賀市	7.9%	宇治市	0.6%	宇治市	0.6%
守山市	0.1%	野洲市	0.4%	米原市	0.3%	米原市	0.3%
栗東市	0.0%	湖南市	0.6%	日野町	1.0%	日野町	1.0%
甲賀市	7.9%	高島市	4.7%	竜王町	8.5%	竜王町	8.5%
野洲市	0.4%	東近江市	0.7%	愛荘町	0.6%	愛荘町	0.6%
湖南市	0.6%	米原市	0.3%	豊郷町	0.0%	豊郷町	0.0%
高島市	4.7%	日野町	1.0%	甲良町	0.0%	甲良町	0.0%
東近江市	0.7%	竜王町	8.5%	多賀町	2.5%	多賀町	2.5%
米原市	0.3%	愛荘町	0.6%	滋賀県			
日野町	1.0%	豊郷町	0.0%	滋賀県			
竜王町	8.5%	甲良町	0.0%	滋賀県			
愛荘町	0.6%	多賀町	2.5%	滋賀県			
豊郷町	0.0%	滋賀県		滋賀県			
甲良町	0.0%	滋賀県		滋賀県			
多賀町	2.5%	滋賀県		滋賀県			
滋賀県		2.3%		京都府			
市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
京都市	0.3%	京都市	0.3%	京都市	0.3%	京都市	0.3%
福知山市	3.2%	福知山市	3.2%	福知山市	3.2%	福知山市	3.2%
舞鶴市	3.1%	舞鶴市	3.1%	舞鶴市	3.1%	舞鶴市	3.1%
綾部市	21.3%	綾部市	21.3%	綾部市	21.3%	綾部市	21.3%
宇治市	0.6%	宇治市	0.6%	宇治市	0.6%	宇治市	0.6%
米原市	0.3%	米原市	0.3%	米原市	0.3%	米原市	0.3%
日野町	1.0%	日野町	1.0%	日野町	1.0%	日野町	1.0%
竜王町	8.5%	竜王町	8.5%	竜王町	8.5%	竜王町	8.5%
愛荘町	0.6%	愛荘町	0.6%	愛荘町	0.6%	愛荘町	0.6%
豊郷町	0.0%	豊郷町	0.0%	豊郷町	0.0%	豊郷町	0.0%
甲良町	0.0%	甲良町	0.0%	甲良町	0.0%	甲良町	0.0%
多賀町	2.5%	多賀町	2.5%	多賀町	2.5%	多賀町	2.5%
京都府		7.5%					

表 1-7 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)
(令和6(2024)年8月22日公表資料 資料2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
本津川市	5.4%	神戸町	10.2%	琴浦町	1.0%	山口市	20.4%
大山崎町	0.0%	太子町	0.0%	北栄町	1.5%	萩市	22.1%
久御山町	0.1%	上郡町	2.9%	日吉津村	0.9%	防府市	20.1%
井手町	0.0%	佐用町	28.4%	大山町	3.9%	下松市	3.4%
宇治田原町	6.0%	香美町	1.2%	南部町	17.4%	岩国市	40.3%
笠置町	42.9%	新温泉町	5.0%	伯耆町	6.9%	光市	7.4%
和束町	20.1%			日南町	44.3%	長門市	6.3%
精華町	0.1%	兵庫県	1.7%	日野町	19.0%	柳井市	29.8%
南山城村	68.0%			江府町	4.8%	美祿市	37.7%
京丹波町	34.2%	奈良県				周南市	3.7%
伊根町	16.4%	市町村名	浄化槽	鳥取県	5.0%	山陽小野田市	25.1%
与謝野町	1.4%	奈良市	4.3%			園防大島町	24.4%
		大和高田市	15.2%	鳥取県		和木町	0.0%
京都府	1.7%	大和郡山市	2.3%			上関町	21.4%
		天理市	0.3%	鳥取市	1.0%	田布施町	31.1%
大阪府		橿原市	8.7%	松江市	24.6%	平生町	13.1%
市町村名	浄化槽	桜井市	11.7%	出雲市	21.7%	阿武町	11.9%
大阪市	0.0%	五條市	21.7%	益田市	35.7%		
堺市	0.4%	御所市	10.4%	大田市	22.9%	山口県	16.1%
岸和田市	1.2%	生駒市	12.4%	安来市	15.5%		
豊中市	0.0%	香芝市	6.1%	津津市	19.1%	徳島県	
池田市	0.0%	農城市	0.7%	雲南市	26.3%	市町村名	浄化槽
吹田市	0.0%	宇陀市	12.9%	奥出雲町	30.5%	徳島市	54.7%
泉大津市	0.6%	山添村	70.7%	飯南町	39.1%	鳴門市	39.8%
高槻市	0.1%	平群町	11.6%	川本町	56.1%	小松島市	42.6%
貝塚市	20.1%	三郷町	1.0%	美郷町	41.3%	阿南市	35.8%
守口市	0.0%	斑鳩町	8.4%	邑南町	26.2%	吉野川市	17.9%
枚方市	1.7%	安堵町	1.8%	津和野町	24.5%	阿波市	57.8%
茨木市	0.3%	川西町	0.3%	吉賀町	20.7%	美馬市	35.3%
八尾市	0.9%	三宅町	0.0%	海士町	16.5%	三好市	65.4%
泉佐野市	31.1%	田原本町	0.2%	西ノ島町	7.0%	勝浦町	49.7%
富田林市	2.9%	曾根町	62.9%	知夫村	0.9%	上勝町	52.7%
寝屋川市	0.0%	御杖村	83.1%	岐波の島町	9.4%	佐那河内村	19.1%
河内長野市	2.7%	高取町	41.4%			石井町	62.9%
松原市	0.3%	明日香村	0.8%	鳥取県	17.0%	神山町	52.2%
大東市	0.3%	上牧町	0.0%			那賀町	34.3%
和泉市	2.9%	王寺町	1.5%	岡山県		牟岐町	68.5%
箕面市	0.0%	広陵町	1.3%	岡山市	16.1%	美波町	27.8%
柏原市	8.1%	河合町	0.0%	倉敷市	11.1%	海陽町	25.0%
羽曳野市	1.3%	吉野町	24.0%	津山市	39.7%	松茂町	30.1%
門真市	0.7%	大淀町	7.5%	津山市	39.7%	北島町	38.7%
摂津市	0.0%	下市町	26.7%	玉野市	1.0%	藍住町	53.1%
高石市	0.7%	黒滝村	88.3%	笠岡市	21.8%	飯野町	24.5%
藤井寺市	12.3%	天川村	44.3%	井原市	20.6%	上板町	56.3%
東大阪市	0.0%	野迫川村	18.2%	総社市	24.7%	つるぎ町	22.5%
泉南市	21.5%	十津川村	56.3%	高梁市	38.1%	東みよし町	27.6%
四條畷市	0.1%	下北山村	73.8%	新見市	21.8%		
交野市	1.5%	上北山村	88.4%	備前市	11.0%	徳島県	45.8%
大阪狭山市	0.0%	川上村	58.0%	瀬戸内市	34.5%	香川県	
阪南市	17.1%	東吉野村	61.7%	赤磐市	11.0%	市町村名	浄化槽
島本町	1.6%			真庭市	34.6%	高松市	25.2%
豊能町	0.8%	和歌山県		美作市	3.6%	丸亀市	27.7%
能勢町	48.8%	和歌山市	29.3%	浅口市	12.0%	坂出市	40.6%
忠岡町	0.1%	海南市	48.4%	和気町	0.7%	普通寺市	29.4%
熊取町	7.9%	橋本市	29.4%	早島町	1.4%	観音寺市	45.7%
田尻町	2.0%	有田市	39.1%	里庄町	16.3%	さぬき市	34.3%
岬町	7.6%	御坊市	33.9%	矢掛町	5.3%	東かがわ市	43.8%
太子町	1.8%	田辺市	53.2%	新庄村	17.1%	三豊市	63.2%
河南町	2.3%	新宮市	60.3%	鏡野町	11.6%	土庄町	46.2%
千早赤阪村	8.3%	紀の川市	61.6%	勝央町	1.8%	小豆島町	53.1%
		岩出市	22.7%	奈義町	17.6%	三木町	39.6%
大阪府	1.4%	紀美野町	58.2%	西粟倉村	0.2%	直島町	5.7%
		かつらぎ町	19.5%	久米南町	21.3%	宇多津町	11.8%
兵庫県		九度山町	11.8%	美咲町	32.5%	綾川町	47.5%
市町村名	浄化槽	高野町	8.5%	吉備中央町	43.1%	琴平町	37.5%
神戸市	0.2%	湯浅町	23.7%			多度津町	20.4%
姫路市	1.0%	広川町	46.4%	岡山県	16.7%	まんのう町	69.5%
尼崎市	0.0%	有田川町	22.9%	広島県			
明石市	0.2%	美浜町	6.9%	市町村名	浄化槽	香川県	33.2%
西宮市	0.0%	日高町	31.0%	広島市	1.0%	愛媛県	
洲本市	40.8%	由良町	1.2%	呉市	1.5%	市町村名	浄化槽
芦屋市	0.0%	印南町	35.9%	竹原市	31.1%	松山市	24.6%
伊丹市	0.0%	みなべ町	9.7%	三原市	29.7%	今治市	12.3%
相生市	0.8%	日高川町	57.9%	尾道市	43.4%	宇和島市	39.1%
豊岡市	0.9%	白浜町	63.4%	府中市	33.4%	八幡浜市	12.2%
加古川市	3.2%	上富田町	25.7%	三次市	28.5%	新居浜市	19.6%
赤穂市	0.2%	すさみ町	56.1%	庄原市	19.6%	西条市	18.2%
西脇市	0.9%	那智勝浦町	41.7%	大竹市	1.6%	大洲市	38.3%
宝塚市	0.8%	太地町	36.7%	東広島市	40.8%	伊予市	22.5%
三木市	6.6%	古座川町	53.3%	廿日市市	15.6%	四国中央市	21.4%
高砂市	1.9%	北山村	71.9%	安芸高田市	31.6%	西予市	15.0%
川西市	0.1%	串本町	50.5%	江田島市	10.8%	東温市	11.6%
小野市	4.6%			府中町	0.4%	上島町	5.9%
三田市	4.6%	和歌山県	36.1%	海田町	0.1%	久万高原町	14.6%
加西市	0.4%	鳥取県		能野町	5.7%	松前町	30.4%
丹波篠山市	5.4%	市町村名	浄化槽	坂町	0.5%	砥部町	42.8%
養父市	4.9%	鳥取市	1.4%	安芸太田町	26.0%	内子町	38.8%
丹波市	14.6%	米子市	9.3%	北広島町	29.3%	伊方町	12.1%
南あわじ市	5.2%	倉吉市	1.7%	大崎上島町	22.1%	松野町	58.2%
朝来市	4.5%	境港市	5.2%	世羅町	58.6%	鬼北町	43.3%
淡路市	18.7%	岩美町	11.9%	神石高原町	44.4%	愛南町	39.8%
宍粟市	2.6%	若桜町	0.9%			愛媛県	23.1%
加東市	3.1%	智頭町	4.8%	広島県	11.4%		
たつの市	2.4%	八頭町	0.5%	山口県		高知県	
猪名川町	0.7%	三朝町	10.3%	市町村名	浄化槽	高知市	13.3%
多可町	12.4%	湯梨浜町	0.6%	宇部市	13.4%	室戸市	42.5%
稲美町	2.4%						
播磨町	0.2%						
市川町	32.9%						
福崎町	0.4%						

表 1-7 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)
(令和6(2024)年8月22日公表資料 資料2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和5年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
安芸市	38.9%	佐賀市	8.0%	大分市	17.3%	始良市	80.3%
南国市	41.8%	唐津市	7.9%	別府市	16.1%	三島村	100.0%
土佐市	80.6%	鳥栖市	0.2%	中津市	32.1%	十島村	96.2%
須崎市	42.3%	多久市	24.9%	日田市	12.2%	きつしま町	66.6%
宿毛市	47.3%	伊万里市	16.7%	佐伯市	32.2%	長島町	82.7%
土佐清水市	71.8%	武雄市	47.0%	臼杵市	19.6%	湧水町	64.0%
四万十市	62.1%	鹿島市	23.5%	津久見市	16.4%	大崎町	55.7%
香南市	52.7%	小城市	25.8%	竹田市	47.1%	東串良町	78.3%
香美市	19.2%	嬉野市	17.6%	豊後高田市	22.9%	錦江町	62.4%
東洋町	13.9%	神埼市	37.6%	杵築市	20.7%	南大隅町	50.5%
奈半利町	54.6%	吉野ヶ里町	2.3%	宇佐市	31.6%	肝付町	71.1%
田野町	68.7%	基山町	15.5%	豊後大野市	59.5%	中種子町	55.4%
安田町	30.4%	上峰町	0.7%	由布市	77.5%	南種子町	68.9%
北川村	62.8%	みよき町	33.6%	国東市	18.4%	屋久島町	87.7%
馬路村	77.6%	玄海町	14.7%	姫島村	0.0%	大和村	3.9%
芸西村	6.9%	有田町	31.3%	日出町	18.0%	宇後村	10.1%
本山町	55.4%	大町町	61.3%	九重町	67.7%	瀬戸内町	37.9%
大豊町	45.0%	江北町	4.7%	玖珠町	63.1%	龍郷町	83.0%
土佐町	16.3%	白石町	31.3%			喜界町	9.0%
大川村	72.7%	大良町	47.2%	大分県	24.3%	徳之島町	46.8%
いの町	68.3%			宮崎県		天城町	58.9%
仁淀川町	50.4%	佐賀県	16.2%	市町村名	浄化槽	伊仙町	58.2%
中土佐町	46.5%			宮崎市	4.5%	和泊町	6.5%
佐川町	66.0%	長崎県		都城市	39.1%	知名町	10.4%
越知町	12.4%	市町村名	浄化槽	延岡市	12.3%	与論町	41.3%
梶原町	34.6%	長崎市	1.8%	日南市	25.6%	鹿児島県	39.2%
日高村	60.7%	佐世保市	19.0%	小林市	41.6%	沖縄県	
津野町	94.7%	島原市	54.6%	日向市	23.1%	市町村名	浄化槽
四万十町	62.3%	諫早市	13.7%	串間市	47.3%	那覇市	0.3%
大月町	67.8%	大村市	2.4%	西都市	26.9%	宜野湾市	1.9%
三原村	29.3%	平戸市	43.4%	えびの市	74.3%	石垣市	15.2%
黒潮町	51.9%	松浦市	23.5%	三股町	32.6%	浦添市	0.6%
		対馬市	41.9%	高原町	58.8%	名護市	9.7%
高知県	33.5%	老岐市	29.5%	国富町	27.6%	糸満市	23.6%
		五島市	29.6%	綾町	27.7%	沖縄市	0.2%
福岡県		西海市	29.6%	高鍋町	29.5%	豊見城市	9.3%
市町村名	浄化槽	雲仙市	25.8%	新富町	70.9%	うるま市	16.5%
北九州市	0.0%	南島原市	37.7%	西米良村	42.6%	宮古島市	29.5%
福岡市	0.0%	長与町	0.2%	大城町	17.7%	南城市	15.6%
大牟田市	11.7%	時津町	2.7%	川南町	40.1%	国頭村	30.3%
久留米市	7.2%	東彼杵町	32.5%	都農町	62.6%	大宜味村	51.8%
直方市	32.9%	川棚町	20.4%	門川町	76.8%	東村	25.4%
飯塚市	36.8%	波佐見町	28.7%	諸塚村	79.9%	今福仁村	45.9%
田川市	66.1%	小値賀町	2.0%	推葉村	88.5%	本部町	13.8%
柳川市	62.3%	佐々町	5.2%	高千穂町	59.0%	恩納村	28.8%
八女市	46.7%	新上五島町	38.7%	日之影町	65.7%	宜野座村	1.6%
筑後市	40.2%			五ヶ瀬町	73.7%	金武町	7.7%
大川市	54.2%	熊本県		宮崎県	23.6%	伊江村	92.5%
行橋市	42.0%	市町村名	浄化槽	鹿児島県		詫谷村	42.5%
豊前市	35.6%	熊本市	6.5%	市町村名	浄化槽	嘉手納町	0.0%
中間市	5.4%	八代市	23.2%	鹿児島市	15.0%	北谷町	0.8%
小郡市	1.5%	人吉市	12.4%	鹿屋市	60.0%	北中城村	8.8%
筑紫野市	0.9%	荒尾市	10.8%	鹿耳市	15.9%	中城村	27.6%
春日市	0.0%	水俣市	26.6%	阿久根市	68.2%	西原町	32.0%
大野城市	0.0%	玉名市	18.9%	出水市	23.9%	与那原町	0.0%
宗像市	0.4%	山鹿市	10.6%	指宿市	46.3%	南風原町	12.4%
太宰府市	0.2%	菊池市	15.5%	西之表市	70.8%	渡嘉敷村	35.5%
古賀市	7.1%	宇土市	6.8%	垂水市	63.5%	座間味村	0.0%
福津市	0.2%	上天草市	42.0%	薩摩川内市	63.4%	粟国村	0.0%
うきは市	4.1%	宇城市	23.2%	日置市	39.6%	渡名喜村	0.0%
宮若市	38.4%	阿蘇市	41.3%	曾於市	61.6%	南大東村	9.6%
嘉麻市	51.4%	天草市	26.9%	霧島市	52.3%	北大東村	66.7%
朝倉市	19.4%	合志市	0.2%	いちき串木野市	44.7%	伊平屋村	2.2%
みやま市	55.5%	美里町	63.6%	南さつま市	66.5%	伊是名村	0.0%
糸島市	18.1%	玉東町	68.2%	志布志市	59.7%	久米島町	3.7%
那珂川市	0.8%	南関町	40.9%	奄美市	3.2%	八重瀬町	48.3%
宇美町	5.3%	長洲町	1.7%	南九州市	60.1%	多良間村	30.0%
篠栗町	1.6%	和水町	61.8%	伊佐市	57.1%	竹富町	25.3%
志免町	0.0%	大津町	10.9%			与那国町	9.7%
須恵町	6.9%	菊陽町	0.2%				
新宮町	11.8%	南小国町	31.3%			沖縄県	10.9%
久山町	0.8%	小国町	53.8%				
粕屋町	0.7%	産山村	63.7%				
芦屋町	0.0%	高森町	57.6%				
水巻町	1.5%	西原村	83.7%				
岡垣町	1.3%	南阿蘇村	87.9%				
遠賀町	4.9%	御船町	31.5%				
小竹町	24.7%	嘉島町	16.4%				
鞍手町	17.2%	益城町	0.7%				
桂川町	45.9%	甲佐町	71.3%				
筑前町	0.6%	山都町	68.8%				
東峰村	75.3%	氷川町	2.0%				
大刀洗町	0.1%	芦北町	50.2%				
大木町	85.8%	津奈木町	79.8%				
広川町	41.3%	錦町	33.3%				
香春町	74.9%	多良木町	19.8%				
添田町	46.7%	湯前町	11.6%				
糸田町	47.0%	水上村	11.7%				
川崎町	29.1%	相良村	2.1%				
大任町	50.8%	五木村	71.4%				
赤村	66.1%	山江村	7.7%				
福智町	48.5%	球磨村	53.2%				
劫田町	35.5%	あさぎり町	10.0%				
みやこ町	57.8%	苓北町	15.0%				
吉富町	25.1%						
上毛町	63.6%						
鏡上町	11.4%						
		熊本県	15.2%				
福岡県	9.1%						

注) 市町村名表記は、令和6年3月31日現在のものである。

1.3 浄化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査は、浄化槽の設置状況や施策実施状況等の現状調査を目的として、都道府県を通じて、全国の地方公共団体を対象に実施した。調査票作成、回答の取りまとめ、結果分析等を行った。

1.3.1 調査方法

(1) 調査票

調査票は、都道府県用及び市区町村用の2種類を作成した。

(2) 実施時期

本調査は、以下の流れで実施した。

調査開始 : 令和6(2024)年7月8日(月)

回答期日 : 市区町村 令和6(2024)年8月30日(金)
都道府県 令和6(2024)年10月18日(金)

全件回収 : 令和7(2025)年1月29日(水)

公表 : 令和7(2025)年3月7日(金)

(3) 調査対象

全国の都道府県及び市区町村を対象とした。

(4) 調査項目

今年度の調査項目を下表に示す。

表 1-8 指導普及調査の調査項目一覧(令和6(2024)年度)

No.	設問
1	浄化槽行政組織
2	浄化槽行政担当職員数
3	浄化槽新設基数
4	浄化槽設置基数
5	浄化槽廃止基数
6	行政処分等の件数及び根拠
7	浄化槽関係業者数
8	浄化槽法第7条検査関係
9	浄化槽法第11条検査関係
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果

No.	設問
11	指定検査機関関係
12	国庫助成による浄化槽整備実績
13	浄化槽設置整備事業の実施状況
14	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況
15	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況
16	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況
17	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況
18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況
19	浄化槽台帳の整備及び活用の状況
20	保守点検・清掃の実施率
21	地方公共団体が所有する浄化槽の状況
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由

注釈)今年度の調査対象外の設問もシステム上で登録されていることから、No.22-27 は表からは抜けている。

1.3.2 自治体向け資料

Web を用いた調査を実施するにあたり、自治体が円滑に回答・提出できることを目的に、自治体向け説明資料を作成し、全国浄化槽行政担当者会議(令和6年7月26日開催)で説明を行った。作成した資料の構成は以下の通りであり、そのうち都道府県向けの操作画面資料を次頁以降に示した。

【自治体向け資料の構成】

1. 共通資料 調査内容編
 - ① 調査対象
 - ② 昨年度からの調査の変更点
 - ③ スケジュール
 - ④ 調査発出時・調査中の対応事項
2. 共通資料 システム編
 - ① システム利用の推奨環境
 - ② よくある質問
 - ③ システム画面操作方法(都道府県向け(★)、市区町村向け)
 - ★次頁以降に掲載

パスワード変更

- 左側の「メニュー」にある「パスワード変更」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- 初期パスワードから変更するためには、新しいパスワードを入力の上、上部にある「変更」ボタン【②】を押してください。
- 以下の画面が表示されますので、問題なければ「OK」ボタンを押してください。



パスワードを更新します。
変更後は古いパスワードではログインできません。
続行してよろしいですか？

OK

キャンセル



- パスワードを変更すると、以前のパスワードでログインできません。新しいパスワードを忘れないよう、ご注意ください。
- パスワードを忘れてしまった場合には、事務局までご連絡ください。

報告状況確認

- 左側の「メニュー」にある「報告状況確認」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- この画面で調査票のステータス(ダウンロードが終わっているか、調査票のアップロードが終わっているか、報告が完了しているか)の確認ができます。



- このページで、調査票のダウンロードやアップロード等はできませんのでご注意ください。
- 調査票のダウンロードやアップロードを行いたい場合は、次スライド以降をご覧ください。

報告済み市区町村調査票ダウンロード

- 左側の「メニュー」にある「報告済み市区町村調査票ダウンロード」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- ☁️ アイコン【②】をクリックすると、市区町村の記入済み調査票のダウンロードができます。



都道府県調査票のダウンロード・保存

調査票のダウンロード

- 左側の「メニュー」にある「都道府県用調査票ダウンロード」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- 「集計日」は、報告済み市区町村の調査票を集計した日です。
- ☁️ アイコン【②】を押すと、都道府県用の調査票がダウンロードできます。



調査票の保存

- ダウンロードした調査票は、エクスプローラーの「ダウンロード」フォルダに格納されますので、必要に応じて任意のフォルダに移動、保存してください。



- そのため、市区町村からの報告が出揃うまでは、貴都道府県単独で回答できる設問のみ回答をご準備ください。
- 市区町村の報告内容の転記は機能リリース以降毎日実施されます。全市区町村が出揃った後にダウンロードした調査票に、貴都道府県でご準備した回答を転記ください。

都道府県用の記入済み調査票のアップロード

- 左側の「メニュー」にある「都道府県用調査票アップロード・エラーチェック」ボタン【①】を押してください。
- 「ファイルを選択」ボタン【②】を押し、対象のファイルを選び、「アップロード」ボタン【③】を押してください。
- アップロードファイル名が表示されます【④】ので、問題なければ、画面上の「保存・エラーチェック」ボタン【⑤】を押してください。
- 画面に「調査アップロード履歴」が表示されます【⑥】。
- 画面の見方は次スライドをご覧ください。



- 調査票は何度もアップロードできますが、アップロードをすると既存データが上書きされますので、ご注意ください。

エラーチェック／記入済み調査票のダウンロード

「調査票アップロード履歴」の見方【⑦】

- 2種類のファイルがダウンロードできます。
 - ①「ファイル名」列の青文字…これまでアップロードした記入済み調査票
 - ②「審査結果」列の青文字…システムチェックの結果ファイル

エラーチェックの結果を確認・修正

- 「審査結果」列で「システムチェックエラーあり」とある場合、修正事項があります。
- 「システムエラーチェックあり」の青文字【⑧】を押すと、エラーの詳細が記載されたファイルがダウンロードされます。
- エラーの内容を確認し、同じ集計日の記入済み調査票ファイル(右図の「File0001.xlsx」の部分)【⑨】をダウンロードし、修正してください。
- 修正が終わったら、前スライドを参照の上、再度調査票をアップロードし、「審査結果」を確認してください。
- **最新の集計日で「システムチェックエラーなし」と表示されるまで、エラーチェック、調査票の修正、再アップロードを繰り返します。「システムチェックエラーなし」となり、報告に進む場合は、次スライドをご参照ください。**



調査票アップロード履歴

ファイル名	集計日	審査結果
File0001.xlsx	2024/08/27	システムチェックエラーあり
File0002.xlsx	2024/08/26	システムチェックエラーあり
File0003.xlsx	2024/08/25	システムチェックエラーなし
File0004.xlsx	2024/08/24	システムチェックエラーあり
File0005.xlsx	2024/08/23	システムチェックエラーなし

記入済み調査票の報告

- 左側の「メニュー」にある「報告」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- 画面上にある「報告」ボタン【②】を押すと、下の画面が表示されます。

報告処理を行うと編集できなくなりますが
本当によろしいでしょうか？

OK キャンセル



- 問題なければ「OK」ボタンを押してください。これで調査票の報告は完了です。
- 問題がある場合には「キャンセル」ボタンを押して、調査票の修正等を行ってください。



- **報告は1度だけできます。**
- **報告後は調査票の編集ができなくなりますので、ご注意ください。**
- 記入済み調査票がアップロードされていない場合、上部にある「報告」ボタンが無効化(灰色)になります。その場合は、調査票のアップロードから再度やり直しをお願いいたします。
- **回答の修正を行いたい場合は差し戻しますので、事務局までご連絡ください。**
また、市区町村から差し戻しの連絡があった場合も市区町村をCCに入れて事務局までご連絡ください。

市町村管理 1/3

- 左側の「メニュー」にある「市町村管理」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- この画面では、各市区町村の調査票の報告状況を確認することができます。

全市区町村の状況を確認したい

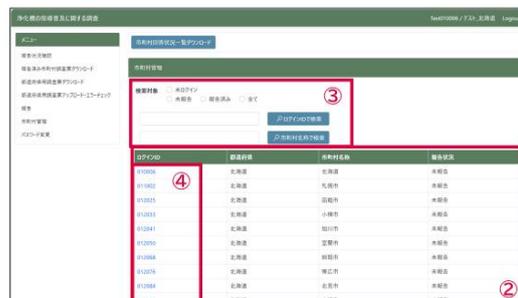
- 全市区町村の実施状況を一覧で確認したい場合は、「市町村一覧ダウンロード」ボタン【②】を押してください。
- 全市区町村の状況を記載したエクセルファイルがダウンロードされますので、そちらでご確認ください。



市町村管理 2/3

特定の市区町村の状況を確認したい

- 特定の市区町村の状況を確認したい場合、以下2つの方法があります。
 - ✓ 一覧から探す方法【②】
 - ✓ 検索窓から探す方法【③】があります。検索窓にある、検索対象(未ログイン/未報告/報告済み/全て)にチェックを入れるか、ログインIDまたは市区町村名を入力し、検索ボタンを押すことで、一覧に表示される市区町村が絞り込まれます。
- 一覧にある青文字のログインID【④】を押すと、各市区町村の詳細情報が確認できます。【⑤】
- 市区町村の詳細ページから一覧ページに戻りたい場合は、「一覧に戻る」ボタン【⑥】を押してください。



⑤画面変化



市町村管理 3/3

ユーザー情報画面の見方

- この画面では、市区町村別の詳細情報が確認できます。
- 右上の「報告内容確認・変更」ボタン【⑦】を押すと、別画面が表示され【⑧】、「調査票のダウンロード」、「調査票のアップロード」、「報告」の各実施状況が確認できます。
市区町村がログインや調査票のダウンロード等をできない場合は、⑧の画面から代理で操作してください。
- 右上の「調査票回答対象確認」ボタン【⑨】を押すと、調査票の各シートの回答設定(回答が必要か否か)が確認できます【⑩】。前の画面に戻りたいときは、「ユーザー情報に戻る」ボタン【⑪】を押してください。



⑧別画面で表示

⑩画面変化



1.3.3 集計結果

公表用 Excel ファイルのほか、PDF 形式での集計表、調査結果公表時の添付用公表資料を作成・納品した。

1.4 調査票の作成・集計及び進捗管理

公表時期を遵守するよう業務の進捗について管理を行った。また、環境省担当官や調査対象者等と適宜調整を行い、都道府県から期日通りの回答が得られない等、進捗等に支障をきたした場合は速やかに環境省担当官へ報告を行い、疑義解消の進め方について相談しながら都道府県担当者とのやり取りを進めた。令和 7(2025)年 1 月 29 日(水)時点で、全都道府県の疑義照会を終了した。

1.5 過年度調査結果との比較分析

本業務では、Web のシステム内で、過年度調査結果との比較分析、回答内容や合計値の整合性の確認、調査票設問間の回答の整合性の確認等を行った。今年度の Web を用いた調査から、都道府県と市区町村が調査票を Web のシステムにアップロードした際に、回答内容に疑義が生じていた場合には疑義を記載したエラーチェック結果一覧をその場でダウンロードできるようにした。エラーチェック結果の確認対象は、回答対象シートで回答が必要な全セルである。エラーチェックのチェック種別を下表に示した。

表 1-9 エラーチェック種別

No.	エラーチェック種別
1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー
2	記入・選択されている場合エラー
3	いずれか 1 つは記入されていない場合エラー
4	複数記入されている場合エラー
5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー
6	項目間の値が一致しない場合エラー
7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー
8	小数・エラー値の場合エラー
9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)

調査票の各設問のエラーチェックの内容を以降の表で示す。また、各設問の基準値一覧も掲載した。

表 1-10 各設問のエラーチェックの内容

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
1、2	浄化槽行政組織、浄化槽行政担当職員数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	所在地、部(局)、課(室) FAX、メールアドレス 職員数タテヨコ合計
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	連絡先電話番号等に適用
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	職員数と指導員数の大小関係
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	職員数合計と内訳
		8	小数・エラー値の場合エラー	職員数に適用
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	職員数の合計が前回回答との乖離が5より小さい、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
3	浄化槽新設基数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳
		8	小数・エラー値の場合エラー	回答フィールド全て
4(1)①	浄化槽設置基数(旧構造基準適用)	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳
		8	小数・エラー値の場合エラー	回答フィールド全て
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	単独処理浄化槽が前回回答以下、もしくは乖離理由が項目28に記載されている 種類別の合併浄化槽基数の合計値について、前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている(基準値参照先は4.(1))
4(1)②	浄化槽設置基数(新構造基準適用)	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳
		8	小数・エラー値の場合エラー	回答フィールド全て

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	単独処理浄化槽が前回回答以下、もしくは乖離理由が項目 28 に記載されている 種類別の合併浄化槽基数の合計値について前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目 28 に記載されている(基準値参照先は 4.(3))
4(2)	浄化槽設置基数(建築用途別)	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳 人槽別の合計値と、4(1)①4(1)②の合計値
		8	小数・エラー値の場合エラー	全ての回答フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	・各建築用途別基数の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目 28 に記載されている(基準値参照先は 4.(7))
5	浄化槽休廃止基数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	廃止基数のタテヨコ合計
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	(令和5年度に廃止された浄化槽基数)のタテヨコ合計値と、内訳の合計 (上記以外に廃止と判断した浄化槽基数)のタテヨコ合計値と、内訳の合計
		8	小数・エラー値の場合エラー	数値入力をする全項目に適用
6	行政処分等の件数及び根拠	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	「その他の具体的な内容」以外の全ての回答フィールド(ゼロの場合は 0 と記入を求める)
		6	項目間の値が一致しない場合エラー	「1. 行政処分の件数」と「2. 行政処分を行った根拠」の件数
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	「1. 行政処分の件数」と「2. 行政処分を行った根拠」の件数
		8	小数・エラー値の場合エラー	全ての回答フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	・各項目の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目 28 に記載されている
7	浄化槽関係業者数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド(ゼロの場合は 0 と記入を求める)

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	浄化槽工事業の内訳のいずれかが総数より大きい場合エラー 技術監理者設置義務対象浄化槽数より設置浄化槽数が大きい場合エラー ※保健所設置市分を控除した値になっているかは個別に確認要
		8	小数・エラー値の場合エラー	全項目に適用
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	・各項目の前回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
8(1)	浄化槽法第7条検査結果	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド(ゼロの場合は0と記入を求める)
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	単独/合併別の各人槽の適正・概ね適正・不適正の合計値と、検査実施数とが一致する
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	・各項目の前回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
8(1).入力シート	浄化槽法第7条検査対象基数算出	3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	①②③いずれかの回答フィールドに値がある
9(1)	浄化槽法第11条検査結果	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド(ゼロの場合は0と記入を求める)
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	単独/合併別の各人槽の適正・概ね適正・不適正の合計値と、検査実施数とが一致する
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	・各項目の前回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
9(1).入力シート	浄化槽法第11条検査対象基数算出	3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	①②③いずれの回答フィールドにも値がない場合エラー
		6	項目間の値が一致しない場合エラー	設置基数の合計値(単独、合併、単独+合併)と、4(1)①4(1)②の合計値 人槽別の新設基数と、3の人槽別合計値

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
				休止基数の合計値(単独、合併、単独+合併)と、5の単独・合併の休止基数
8(2)、9 (2)	不適正基数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての件数入力フィールド(ゼロの場合は0と記入を求める)
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	小項目の最大値が大項目の値以内 ・8(1)の「不適正」の合計(単独、合併それぞれ)の数値が、8(2)、9(2)の「不適正の主な原因」の①②「7条」の合計(単独、合併それぞれ)よりも大きい。 ・9(1)の「不適正」の合計(単独、合併それぞれ)の数値が、8(2)、9(2)の「不適正の主な原因」の①②「11条」の合計(単独、合併それぞれ)よりも大きい。
		8	小数・エラー値の場合エラー	件数入力フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	・各項目の前回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
10	浄化槽法第7条及び第11条 検査におけるBOD検査結果	7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	人槽別、検査方法別の合計値と内数の合計が一致(合計値が0以外またはnull以外の場合)
		8	小数・エラー値の場合エラー	割合以外の全ての回答フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	・BOD30や60の検査結果の合計が前回答より500以上増加していない ・BOD20の検査結果の合計が前回答より500以上減少していない
11(1)(2)	指定検査機関関係	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	①②③の全ての回答フィールド(※回答できない自治体はシート28による回答で回避) ④⑤の「導入済み」の内容が記載されている場合に「導入済み」に記載がある

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
				④⑤で「検討中」or「予定なし」に記載ある中、対象・導入時期・実績等に記載あり
		2	記入・選択されている場合エラー	④⑤の「導入済み」「検討中」「予定なし」 いずれかが選択されている
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	④⑤の「導入済み」「検討中」「予定なし」のうち一つだけが選択されている
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	③検査体制:検査員数より内数が小さい ⑤効率化検査基数が全検査基数より小さい
		8	小数・エラー値の場合エラー	検査料金、検査員数、検査基数
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	③検査体制:検査員数の前回回答との増減が10人以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
12	国庫助成による浄化槽整備実績	5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	市町村設置型/個人設置型・環境配慮による/よらない > =うち単独転換 市町村設置型/個人設置型 > =うち単独転換 うち単独転換 > =うち撤去費助成あり+うち宅内配管工事費助成あり
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	交付金合計 = 市町村設置型 + 個人設置型 市町村設置型 = 環境配慮 + 環境配慮によらない 個人設置型 = 環境配慮 + 環境配慮によらない 国庫助成による設置基数 = 循環交付金 + 地方創生 + 東日本
		8	小数・エラー値の場合エラー	全回答フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	●(前年度国庫助成による浄化槽整備実績合計)の値を前年度と比較 ・基準値以上の増減 ※基準値は別シート参照

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
				<ul style="list-style-type: none"> ●宅内配管工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・過年度1以上の数値が記入されていたが、今年度0が記入されている。
13	浄化槽設置整備事業の実施状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド
14	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	補助制度の有無
		2	記入・選択されている場合エラー	補助制度の有無が「無し」で、補助制度の名称から右の回答フィールドに回答がない
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	補助制度の有無が「有り」で、補助制度の名称から右の回答フィールドに回答がある
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる 「修正フラグ」が null で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
15	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド
16	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	補助制度の有無
		2	記入・選択されている場合エラー	補助制度の有無が「無し」で、補助制度の名称から右の回答フィールドに回答がない
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	補助制度の有無が「有り」で、補助制度の名称から右の回答フィールドに回答がある
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる 「修正フラグ」が null で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
17(1)	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況 - 都道府県	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	補助制度の有無
		2	記入・選択されている場合エラー	補助制度の有無が「無し」で、補助要件以右の回答フィールドに回答がない
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	補助制度の有無が「有り」で、補助要件以右の回答フィールドに回答がある
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる 「修正フラグ」が null で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
17(2)	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況 - 市町村	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	補助制度の有無
		2	記入・選択されている場合エラー	補助制度の有無が「無し」で、補助要件以右の回答フィールドに回答がない
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	補助制度の有無が「有り」で、補助要件以右の回答フィールドに回答がある
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる 「修正フラグ」が null で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	補助制度の有無(市町村名の記載があるもの) (補助の実施有無が「有り」の場合)E~G列、L列、S列
		2	記入・選択されている場合エラー	補助制度の有無が「無し」で、補助要件以右の回答フィールドに回答がない
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	補助制度の有無が「有り」で、申請者対象(H~J列)の回答フィールドに回答がある 細規定の有無が「有り」で、補助対象費用(M~R列)の回答フィールドに回答がある

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる 「修正フラグ」が null で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
19	浄化槽台帳の整備状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(浄化槽台帳の有無が空欄でない場合)C~E,U~X 列 (F 列が「有」の場合)L,M,N,O,P,Q,S 列 (法第 49 条第 1 項に係る権限が空欄でない場合)F 列
		2	記入・選択されている場合エラー	(F 列が「無」の場合)G~X 列
		3	いずれか 1 つは記入されていない場合エラー	(F 列が「有」の場合)G 列から I 列のいずれかに記載あり
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	Q 列>=R 列 S 列>=T 列
		8	小数・エラー値の場合エラー	L~T 列
20	保守点検・清掃の実施率	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(A 列に文字がある場合)B~N 列
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	B 列>=C 列、B 列>=D 列、E 列>=F 列 H 列>=I 列、H 列>=J 列、J 列>=K 列
		8	小数・エラー値の場合エラー	B~F 列、H~K 列、M,N 列
21(1)	地方公共団体が所有する浄化槽の状況 合併/単独別	3	いずれか 1 つは記入されていない場合エラー	地方公共団体名が入力されているが、合併浄化槽、単独浄化槽共に数値記載がない
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	「うち防災拠点に設置」が総数より大きい(全浄化槽、合併、単独、いずれも)
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	全浄化槽=合併+単独、でない場合エラー 防災拠点:全浄化槽=合併+単独、でない場合エラー
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	都道府県内の全浄化槽で前回回答より1000基大きい場合エラー 都道府県内の単独処理浄化槽基数が前回回答より大きく、乖離理由記載が項目28に記載ない場合エラー 都道府県内の単独処理浄化槽基数(うち防災拠点)が前回回答より大きく、乖離理由記載が項目28に記載ない場合エラー
21(2)	地方公共団体が所有する浄化槽の状況 単独人槽別	7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	用途別の基数合計=人槽区分別内数の合計、でない場合エラー 21(1)の都道府県単位の単独の合計値と一致しない場合エラー
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド

表 1-11 4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小計	
基準値	1,000	2,500	1,000	4,000	50	100	200	300	3,500

表 1-12 4(1)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計
基準値	4,000	1,500	50	1,000	5,000

表 1-13 4(1)の基準値 2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	構造例示型														
	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・砂ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱磷	
基準値	500	1,000	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50	50	50	

表 1-14 4(1)の基準値 3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	合併処理浄化槽						新構造基準浄化槽 合計
	計	大臣認定型			その他 ※推定値	小計	
		うち窒素又は磷除去型高度処理	うち窒素及び磷除去型高度処理	うち BOD 除去型高度処理			
基準値	6,000	5,500	100	100	500	5,000	5,500

表 1-15 6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 5 条、第 12 条関係)

基準値	法第 5 条	浄化槽法第 12 条第 1 項										浄化槽法第 12 条第 2 項						
	第 2 項	助言・指導					勧告					改善命令				使用停 止命令		
	改善勧告	設置者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃業 者	技術管 理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者
都道府県	50	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-16 6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 7 条の 2、第 12 条の 2 関係)

基準値	管理者					
	浄化槽法第 7 条の 2			浄化槽法第 12 条の 2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
都道府県	500	50	50	5,500	50	50
保健所設置市等	50	50	50	1,000	50	50

表 1-17 6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 53 条又は条例関係)

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関
都道府県	200	100	50	50	50	1000	100	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50

表 1-18 6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 12 条第 1 項						浄化槽法第 12 条第 2 項					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令
都道府県	500	50	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-19 6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
都道府県	200	100	50	200	200	500
保健所設置市等	50	50	50	50	50	200

表 1-20 7の基準値 1(浄化槽関係業者数)

基準値	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業	
	総登録件数	内訳			浄化槽法第 35 条許可業者	うち廃掃法第 7 条に基づく許可業者	うち廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者	廃掃法第 7 条に基づく許可業者	廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者
		保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業 と兼業					
都道府県	50	50	50	50	50	50	50	50	
保健所設置市等	50	50	50	50	50	50	50	50	

表 1-21 7の基準値2(浄化槽関係業者数)

基準値	浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		うち浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者			
都道府県	100	50	100	50	100	100	100	
保健所設置市等	—	—	—	—	—	50	50	

表 1-22 16の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)

基準値	国庫助成による新設基数						
	市町村設置型				個人設置型		
	うち単独転換				うち単独転換		
	うち撤去費助成あり				うち撤去費助成あり		
基準値	400	50	50	50	500	100	100

表 1-23 20(1)の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)

基準値	全浄化槽(基)		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
	うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点	
基準値	1,000	100	1,000	50	200	50

1.6 次年度調査に向けた検討

1.6.1 浄化槽等の普及状況等に関する調査

(1) エラーチェック時の課題

次年度以降のエラーチェックの効率化に向けて検討が望ましい点を以下に整理した。

- 回答を更新した自治体の報告の徹底
調査を発出する際に、自治体には回答の修正有無及び修正箇所の報告を行う必要を周知しているが、今年度も報告なく修正を行う自治体が複数発生した。報告が無く更新がなされるとエラーチェックを適切に実施できない可能性がある。調査発出時、エラーチェック結果の自治体送付時等に、自治体に修正時のルール順守の徹底を依頼する必要がある。また、エラーチェック実施者も、自治体の報告有無とは関係なく、全回答を確認する作業手順を踏まえることで、回答の確認漏れを防ぐ必要がある。

1.6.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 今年度調査の課題

次年度に向けて、調査発出に向けた準備、調査発出後の進捗管理、とりまとめの各段階における課題を以下のように整理した。

1) 調査設計・Web システムの構築

- 当初スケジュールの遅滞なき履行
Web システム構築が遅延し、当初予定していたスケジュールを複数回変更させた。システムの構築や改修に当たっては、タスクの確実な洗い出しとシステム構築・改修実施者の管理を行う必要がある。さらに、トラブル発生時の対応期間もタスクに含めた計画を立てることが望ましい。
- 自治体の Web システム全体の動作確認時間の確保
今年度調査では、Web システムの構築が当初予定より遅延したことから、自治体には、ログイン・ログアウト及び調査票ダウンロードの動作に限り、事前に確認いただいた。調査発出後の問合せの減少やトラブル発生の防止のため、調査票回答のエラーチェックや報告動作等も調査発出前に確認できるように次年度以降のスケジュールを策定する必要がある。

2) 調査発出・進捗管理

今年度の調査期間中に事務局に届いた問合せは合計で 214 件あった。問い合わせ内容及び件数の内訳を下表に示す。特に問い合わせ件数の多かった内容は、調査表の差戻し(40 件)、パスワードの初

期化依頼(40件)、エラーメッセージに関する質問(72件)であった。

表 1-24 事務局への問合せの内容・件数

問い合わせ内容	件数
・調査全般	86
回答設定を変更したい	15
個別の質問	22
差し戻してほしい	40
回答不要のシートが表示されているので消してほしい	5
期限までに提出できない	4
・システムにログインできない	41
「よくあるご質問」No.4の対処方法を参照	1
パスワードを忘れた／初期化してほしい	40
・システムへの調査票のアップロード	9
システムの調査票アップロードからファイルを選択しても何も出てこない	1
自治体環境、セキュリティの問題に起因	7
保護されている	1
・システムからの調査票のダウンロード	1
ファイル容量がゼロと表示されて開けない	1
・エラーチェック	77
Excelファイル以外のソフトウェアで審査結果を見ようとして閲覧できなくなった	2
エラーメッセージが消えない、エラーメッセージが分かりにくい	72
保護ビューがかかっており、審査結果に表示されない	3
総計	214

- 疑義照会経路の周知
今年度調査では、市区町村の調査票の提出先が、都道府県ではなく Web システム上に変更された。その結果、調査の回答方法に関する疑義についても、都道府県ではなく環境省及び事務局に質問する市区町村が複数発生した。自治体向けの説明資料等に、都道府県が各自の判断で各市町村へ照会し、Web システムは集計作業の補助を行うものである旨を明記できると良い。
- 市区町村の要回答シート設定の確認
今年度調査では、各都道府県が市区町村に照会する必要があるシートを事前に確認しシステムに反映させることで、管下市町村は要回答シートのみダウンロードできる設定とした。しかし、本シート設定の趣旨を都道府県側の十分に伝えることができていなかったため、調査開始後にシート設定を変更する事例が複数発生した。事務局は都道府県の回答内容に疑義が無いかの確認が必要だと考えられる。
- エラーメッセージの改善
今年度調査では、エラーメッセージの解消方法と内容理解に関する問い合わせが最も多かった。過年度調査では、各エラーに対してメッセージを設定していたのに対して、今年度調査ではシステムの都合上エラーチェック種別ごとに定型のエラーメッセージを設定していた。そのため、都道府県及び市区町村が理解しにくい内容となった。次年度調査で表示されるエラーメッセージは、定型文の更新や疑義発生箇所の明示等により、より理解しやすい内容に更新する必要がある。
- 調査票アップロード期限の明示及び早期化
調査票のエラーチェック完了後の提出期限は市区町村と都道府県でそれぞれ示していたものの、複数の自治体は期限に間に合わず、提出対応に遅れが見られた。さらに、一部の自治体では、期

限を超過した上で提出された調査票に膨大な数のエラーが含まれていたため、疑義の解消及び最終的な確定にかなりの時間を要した。次年度に向けては、エラーチェック完了後の提出期限に加えて、初回のアップロード・エラーチェック期限を設けて、全自治体の対応状況を管理する必要がある。さらに、来年度調査で追加予定のお知らせ機能に期限を表示することで、メールや電話の督促以外でも、自治体に期限を把握してもらうことが望ましい。

- 各設問のエラーチェック方法の改善

- 設問 8(1)

- 7条検査の対象に単独処理浄化槽がある場合、念のため疑義照会を行えると良い。

- 設問 20

- 市町村名が空欄又は全市町村数が未入力の場合、エラーが表示されると良い。

- 設問 21

- (1)と(2)の合計値が一致しないケースが散見されたことから、それぞれに合計値を表示させることで自治体が数値を確認できると良い。

3) 調査結果の取りまとめ

- 調査票回答可能範囲の制限

今年度調査では、システムトラブルに柔軟に対応することを目的に、調査票及び各設問のシートにロックを掛けていなかった。その結果、調査回答記入箇所以外に手元のメモや数値を記入し、その数値が集計に反映される事象が発生した。予期せぬ自治体の対応を防ぐために、調査票の回答可能範囲は制限させる必要がある。

- 同一自治体の表示

北海道には、泊村が2つある(後志総合振興局管内の古宇郡泊村と、北方領土(根室振興局管内)の国後郡泊村)。Webシステムでは、同一名称の自治体を区別することが困難であることから、後者を表示していなかった。調査においては、全市区町村を表示することが適当であると思われるため、名称を区別する(例:国後郡泊村)等して表示することが望ましい。

(2) 令和7年度の指導普及に関する調査の調査項目案

令和7年度調査の項目は、昨年度の業務報告書において整理され、その方針を元にWebシステムも構築された。継続性・効率性の観点から、来年度は下表に整理した設問について調査を行う必要があると考えられる。同表には、参考として今年度(R6)及び令和8年度、令和9年度の調査項目も記載した。

表 1-25 令和7年度の調査項目案

No.	設問	頻度	R6 参考	R7	R8 参考	R9 参考
1	浄化槽行政組織	毎年	●	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	毎年	●	●	●	●
3	浄化槽新設基数	毎年	●	●	●	●
4	浄化槽設置基数	毎年	●	●	●	●
	(1) 設置基数(旧構造基準適用)	毎年	●	●	●	●

No.	設問	頻度	R6 参考	R7	R8 参考	R9 参考
	(1) 設置基数(新構造基準適用)	毎年	●	●	●	●
	(2) 設置基数(建築用途別)	毎年	●	●	●	●
5	浄化槽休廃止基数	毎年	●	●	●	●
6	行政処分等の件数及び根拠	毎年	●	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	毎年	●	●	●	●
8	浄化槽法第7条検査関係	毎年	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	毎年	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	毎年	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	毎年	●	●	●	●
9	浄化槽法第11条検査関係	毎年	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	毎年	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	毎年	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	毎年	●	●	●	●
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	毎年	●	●	●	●
11	指定検査機関関係	2年1度	●		●	
12	国庫助成による浄化槽整備実績	毎年	●	●	●	●
13	浄化槽設置整備事業の実施状況	2年1度	●		●	
14	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	2年1度	●		●	
15	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	2年1度	●		●	
16	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	2年1度	●		●	
17	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況	2年1度	●		●	
	(1) 都道府県	2年1度	●		●	
	(2) 市町村	2年1度	●		●	
18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	2年1度	●		●	
19	浄化槽台帳の整備状況	毎年	●	●	●	●
20	保守点検・清掃の実施率	毎年	●	●	●	●
21	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	毎年	●	●	●	●
	(1) 合併/単独別	毎年	●	●	●	●
	(2) 単独人槽別	毎年	●	●	●	●
22	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	2年1度		●		●
23	協議会等の整備状況	2年1度		●		●
24	災害時等における協定締結状況	2年1度		●		●
25	一括契約の実施状況	2年1度		●		●
	(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	2年1度		●		●
	(2) 一括契約の概要(参考事例)	2年1度		●		●
26	浄化槽処理促進区域の指定状況	2年1度		●		●
27	放流水域に対する規制について	4年1度		●		
	① 公共用水域に放流する場合	4年1度		●		
	② 農業用水路に放流する場合	4年1度		●		
	③ 道路側溝に放流する場合	4年1度		●		
	④ その他	4年1度		●		
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由		●	●	●	●
	合計		23	22	23	21

2. 浄化槽法施行状況点検検討会の実施

特定既存単独処理浄化槽の判定基準の統一化や明確化等を図るための指針の改定や浄化槽台帳の整備・活用による維持管理の徹底に向けた対応策等に係る検討のため、「令和5年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査業務」にて実施した「浄化槽法施行状況点検検討会（以下、「前年度検討会」という。）」を継続して開催した。

2.1 実施計画の策定

以下の項目を含む検討会の実施計画を作成した（実施計画及び実績は vi に掲載）。作成に当たっては前年度検討会の資料・メンバーを原則として踏襲した。

- ・検討に当たっての論点について
- ・検討の進め方について
- ・検討会資料の構成案について
- ・検討会メンバーの選考について
- ・検討会スケジュールについて

2.2 設置要綱

検討会の設置要綱を以下に示す。

（目的及び設置）

令和元年の浄化槽法改正において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進や浄化槽の維持管理向上を目的として、特定既存単独処理浄化槽（そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽）に対する措置や浄化槽台帳の整備等の制度が創設されたところであるが、法施行状況を見ると、上記制度が十分活用されていない状況である。

こうした状況を踏まえ、上記制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、環境省が有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽法施行状況点検検討会」を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会では、第1条の目的を達成するために、次の事項について検討を行う。

- (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針等について
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等について
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3条 検討会を構成する委員は、本業務に関連する知識を有する専門家及び学識経験者等とし、委員は環境省

からの業務受託者(以下「受託者」という。)が委嘱する。(別紙参照)

- 2 検討会には座長を置く。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。座長は検討会を統括する。
- 3 座長は第1回検討会において委員中から互選にて選出する。
- 4 必要に応じて、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- 5 環境省及び受託者は、事務局として業務に当たる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和6年12月31日とする。

(諸経費)

第5条 委員には所定の謝金及び旅費を支払うこととする。

(庶務)

第6条 検討会に関する庶務は、環境省の同意を得て受託者が行う。

(審議内容等の公開等)

第7条 本検討会の議事は原則、公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項があれば、環境省および座長との協議の上別途定め、受託者より委員へ連絡する。

2.3 開催日程

「浄化槽法施行状況点検検討会」は、下表に示す日程及び場所にて実施した。

表 2-1 検討会の実施概要

回	場所	趣旨
第3回 2024年5月16日(木) 14:00～16:30	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株) 4階大会議室C	1. 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について 2. 第1・2回検討会の議論の確認 3. 事業者団体へのヒアリング (1) 事業者団体からの取組状況、課題、要望等の説明 (2) 質疑

		<p>4. 講じるべき対応策に関する議論</p> <p>(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について</p> <p>(2) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について</p>
<p>第4回</p> <p>2025年6月27日(木)</p> <p>10:00～12:30</p>	<p>エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)</p> <p>4階会議室 CR-DE</p>	<p>1. 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討の結果概要について</p> <p>2. とりまとめの方針案に関する議論</p> <p>(1) 第1～3回検討会の議論の整理</p> <p>(2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について</p> <p>(3) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について</p>
<p>第5回</p> <p>2024年8月28日(水)</p> <p>14:00～16:30</p>	<p>エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)</p> <p>4階会議室 CR-B</p>	<p>1. 「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討」に関する都道府県等からの意見・質問の共有</p> <p>2. 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)に関する最終検討</p> <p>(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について</p> <p>(2) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について</p>

2.4 委員

「浄化槽法施行状況点検検討会」の委員は、以下の通りである。

(座長)	
小川 浩	常葉大学 名誉教授
(委員) ※五十音順	
綾織 孝文	鹿児島県 土木部都市計画課 生活排水対策室 室長
庵途 典章	全国浄化槽推進市町村協議会 副会長(兵庫県佐用町長)

上田 勝朗	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長
蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 国際室 室長
河村 清史	元 埼玉大学大学院理工学研究科 教授
齋藤 陽子	宮城県環境生活部廃棄物対策課 総括技術補佐
酒谷 孝宏	一般社団法人浄化槽システム協会 常務理事兼事務局長
嶋田 暁文	九州大学 大学院法学研究院 公法・社会法学部門 教授
田村 茂人	公益社団法人 徳島県環境技術センター 会長
成田 浩明	公益社団法人 茨城県水質保全協会 理事長
古市 昌浩	公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループリーダー
森山 章	田川市市民生活部環境政策課長補佐(兼 汚水処理対策室長)
山内 康裕	岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 課長
山崎 宏史	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科 教授

2.5 各回の実施概要

以下に示す概要にて、検討会を開催した。各回の発言内容は参考に添付した。

2.5.1 第3回

表 2-2 浄化槽法施行状況点検検討会(第3回)開催概要

項目	内容
日時	2024年5月16日(木)14:00~16:30
場所	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)4階大会議室C
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について 2. 第1・2回検討会の議論の確認 3. 事業者団体へのヒアリング <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者団体からの取組状況、課題、要望等の説明 (2) 質疑 4. 講じるべき対応策に関する議論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について (2) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
配布資料	資料1 令和6年度浄化槽法施行状況点検検討会設置要綱(案) 資料2 浄化槽法施行状況点検の進め方・取りまとめ方針 資料3 第3回検討会の議論の論点とヒアリング項目について 資料4-1 全国環境整備事業協同組合連合会 ご説明資料 資料4-2 一般社団法人日本環境保全協会 ご説明資料 資料4-3 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ご説明資料 資料4-4 一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会 ご説明資料 参考資料1 業務仕様書

	参考資料2-1 第1回浄化槽法施行状況点検検討会議事録_確定版 参考資料2-2第2回浄化槽法施行状況点検検討会議事録_確定版
--	---

2.5.2 第4回

表 2-3 浄化槽法施行状況点検検討会(第4回)開催概要

項目	内容
日時	2024年6月27日(木) 10:00~12:30
場所	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)4階会議室 CR-DE
議題	1. 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討の結果概要について 2. とりまとめの方針案に関する議論 (1) 第1~3回検討会の議論の整理 (2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について (3) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
配布資料	資料1-1 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果 (一般社団法人浄化槽システム協会調査検討業務報告書より抜粋) 資料1-2 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果の概要 (補足含む) 資料2 一般社団法人全国浄化槽団体連合会 令和6年度 緊急要望書 [上田委員提出資料] 資料3 これまでの議論の整理 資料4 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書骨子(案) 参考資料1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置について 参考資料2 浄化槽台帳の整備並びに保守点検及び清掃の情報収集等について 参考資料3 総務省からの勧告内容 参考資料4 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針 参考資料5 浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知) 参考資料6 法定検査・保守点検・清掃の都道府県別実施状況(令和4年度) 参考資料7 第3回浄化槽法施行状況点検検討会議事録_確定版

2.5.3 第5回

表 2-4 浄化槽法施行状況点検検討会(第5回)開催概要

項目	内容
日時	2024年8月28日(水) 14:00~16:30
場所	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)4階会議室 CR-B
議題	1. 「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討」に関する都道府県等

	<p>からの意見・質問の共有</p> <p>2. 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)に関する最終検討</p> <p>(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について</p> <p>(2) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について</p>
配布資料	<p>資料1 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)</p> <p>参考資料1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置について</p> <p>参考資料2 浄化槽台帳の整備並びに保守点検及び清掃の情報収集等について</p> <p>参考資料3 総務省からの勧告内容</p> <p>参考資料4 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針</p> <p>参考資料5 浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)</p> <p>参考資料6 法定検査・保守点検・清掃の都道府県別実施状況(令和4年度)</p> <p>参考資料7 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果 (一般社団法人浄化槽システム協会調査検討業務報告書より抜粋)</p> <p>参考資料8 令和6年度浄化槽行政担当者会議説明資料(参考 質疑応答概要)</p> <p>参考資料9 第4回浄化槽法施行状況点検検討会議事録_確定版</p>

3. 参考資料

3.1 浄化槽法施行状況点検検討会の議事録

(1) 第3回議事録

<開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日はお忙しい中お集まりいただき、またオンラインで御参加いただき、改めて感謝を申し上げます。前回の第2回では地方自治体からのヒアリングを行ったが、本日の第3回は清掃業と保守点検業の各団体からヒアリングを実施させていただく。今回の検討会の主要テーマの一つでもある台帳の充実、それに向けた情報収集ということで、行政と各関係業者がしっかりと連携を取って情報交換を密に行うことが非常に重要だと考えている。前回は自治体側から問題意識や提案を聴取したが、今回も現場をよく知る各業界団体から現場の実態、提案を聴取した上で議論を深めたい。本日もよろしくお願ひしたい。

<議事>

- (1) 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について【資料1、2】
- (2) 第1・2回検討会の議論の確認【参考資料2-1、2-2】
 - ・ この検討会は通算では本日は3回目になるが、年度で事務手続上変更があるので、新年度としては今回が最初になる。それを踏まえて進めていきたい。それでは、式次第に従って、順次進めていく。まずは議題1「浄化槽法施行状況点検検討会の設置について」、議題2「第1・2回検討会の議論の確認」について、まずは事務局から説明をお願いしたい。(小川座長)
 - ・ まず初めに資料1「令和6年度浄化槽法施行状況点検検討会設置要綱(案)」である。こちらは、昨年度の検討会の立ち上げ時点と、内容に変更はないが、年度が変わったので改めて示している。1点、任期については、今年度、令和6年12月31日までということで更新している。検討会としては8月までを予定しているが、その後の議事録の確認などを踏まえて、任期期間としては余裕をもって年末まで設定している。続いて資料2についても説明する。本日は第3回となるが、この検討会は5回を予定している。残り第4回と第5回については、今年の6月及び8月頃を実施したい。また年度が変わったので、改めてこの検討会の取りまとめ方針を資料2の下の部分に記載している。これまで本日の3回目までを通して、ヒアリングなどで様々な意見交換をしているが、第4回からはこれまでに得られたそれぞれの内容を基に、改めて課題の整理と、どのような対策を取ればよいのかについて、6月、8月に深掘りと整理をしていきたい。続いて、議事2、第1・2回検討会の議論の確認については参考資料として、前回と前々回の議事録をつけている。本日はほかの議題がある関係上、詳細な説明は割愛するが、議論において過年度のやりとりが必要な場合には参考にしてほしい。(事務局)
 - ・ ただいま資料1と資料2について事務局から説明があった。特に資料2を見るとトータルでは第5回まで行うことになっており、今回は第3回目で、前回の自治体のヒアリングに続いて、今回は関係団

体のヒアリングを予定している。前回 2 回分の議事録について参考資料 2-1、2-2 として配られ、また事前にメールで各委員にも送付されているので、内容はほぼ把握していると思うが、修正等が必要な箇所があれば、それも踏まえて意見を提示してほしい。(小川座長)

(3) 事業者団体へのヒアリング【資料 3、資料 4-1、資料 4-2、資料 4-3、資料 4-4】

① 事業者団体からの取組状況、課題、要望等の説明

- ・ 事務局から資料 3 について説明する。資料 3 については、本日第 3 回検討会の議論の論点とヒアリング項目について整理している。今回議論するテーマは大きく分けて 2 つで、1 ページ目に特定既存単独処理浄化槽に対する措置等に関して、2 ページ目に維持管理向上のための浄化槽台帳の整理や維持管理情報の電子化について、それぞれ整理している。また、左側には検討会の議論の論点を、右側には今回のヒアリングで特に聞きたい点を整理している。本日はこの資料を用いて、議事 4 の際には左側、右側どちらの論点についても議論したい。この後の各事業者団体からの説明の際には、右側に示した論点について特に説明や課題・要望等をいただけると伺っている。資料 3 に関する説明は簡単だが以上である。(事務局)

- ・ 今説明があった形で、資料 3 の、特に今回ヒアリングで 4 団体に伺いたい点があらかじめ関係者にも配付され、それを基に資料を作成し、本日説明していただく形になっている。それでは、はじめに全国環境整備事業協同組合連合会から発表をお願いしたい。(小川座長)

- ・ まず資料 4-1 の裏側に「浄化槽の水処理グラフ」がある。本来であれば現場でのタブレットを用いた作業、点検、清掃、法定検査の作業内容も詳しく説明したいところではあるが、時間の関係上、そのデータを基に作成された透視度のグラフで説明する。この水処理グラフは、清掃後 8 か月後に法定検査を行い、水質検査をデータ化したものになる。

左上の「透視度」というランクに青色 A、緑色 B、黄色 C、赤色 D とある。現場で測定した透視度が 30 度以上のものを A ランク、29～20 度のものを B ランク、19～10 度のものを C ランク、10 度未満を D ランクと設定している。また、D ランクの中でも 1 年目ものは D1、2 年連続で 10 度未満になったものを D2、3 年連続は D3、4 年以上は D4 と、悪い水質のものをさらに分けている。右のほうに透視度と BOD の相関関係がある。本来であれば BOD 値 20 が放流水の目安ではあるが、岐阜県では BOD 値ではなく透視度を測定している。これらは点検、清掃、法定検査それぞれが現場で測定を行うが、BOD 値であると測定値にばらつきがあり、また結果の把握までに 5 日以上かかることから、現場で即座に判定ができる透視度で判定している。そして、岐阜県では透視度が 30 度以上になるのを目指して水質改善を行っている。

それでは、グラフの説明に入る。中央に大きな棒グラフがある。22 年度として 7 万 1,332 基が合併処理浄化槽 10 人槽以下で測定したものになる。青色 A ランクは 6 万 5,408 基で、91.7%が A ランクとなっている。B ランクが 2,622 基、C ランクが 3,095 基、D ランクが 207 基(0.3%)となっている。さらに D ランクの内訳として、D1、D2、D3、D4 とそれぞれの内訳がある。これはこの 1 年だけの測定だが、この数値がずっと固定化されるわけではなく、水質は常に変化している。その変化を見るために、左側に水位を確認する表がある。2021 年度からの測定がどう変化したという表になる。上の A ランクを見ると、それぞれ A、B、C、D、7、K、H とあるが、これは 2021 年度に測定されたものが今年度 A ランクに移動したという数値になる。A ランクから A ランクで、連続して A ランクだったものが 6 万 8 基

(91.7%)で、A ランクを維持しているという見方になる。そして、B、C、D はそれぞれ昨年の水質が悪かったが A ランクに改善したものになる。その下の 7、K、H は「増」となっている。上の区分にあるように、7 というのは、7 条検査で新設の浄化槽が、今年測定されて A ランクになったもの。K というのは、11 条検査で契約変更によって昨年は測定がなかったが、今年測定されたもの。H というのは、昨年は空き家や休止という形でなかったものが、新しく測定されたもので、これが 100 基ある。逆にその下は「減」となっているが、G、K、H とある。これらは、昨年は測定があったが、下水切替の G が 208 基あった。K は 11 条検査の変更によって測定されていないもの。H は空き家・休止になったもの。そういう形で浄化槽の変化もデータ上で確認することができる。ただ、これもデータだけでは本当の情報が出ないので、口頭や現場での確認をさらにデータに落とし込んでここに盛り込んでいる。

岐阜県では、このデジタル化はあくまでも現場での点検、清掃、法定検査を一括で契約を行って、その契約から自動引き落としが義務化されているので、この作業と引き落としの現数、作業が実施されたものがデータとしてここに反映されてくる仕組みになっている。したがって、作業が行われていない、もしくは浄化槽がないなど、架空のデータはここには存在しないことになる。また、各業者が現場でタブレットを用いて入力することで、作業データがそのまま台帳として自動的に更新されていく仕組みになっている。各社のソフトが一元化されていることでスムーズにデータの集約が可能となっている。グラフの説明は以上となる。

続いて、「浄化槽の問題点」の内容に移る。こちらは我々が団体として提言するに当たり、大きく 4 つの項目を、明らかにする必要がある問題として取り上げた。1 つ目が浄化槽台帳、2 つ目が特定既存単独処理浄化槽、3 つ目が未清掃浄化槽、4 つ目が一般廃棄物処理実施計画である。それぞれの質問について、提言するに当たり事前に環境省から回答をいただきたい。

まず 1 つ目の浄化槽台帳について、「①台帳づくりはデジタル化が基本ですか」、「②誰の責任で作成されますか」、「③更新は誰が行いますか」ということをまず教えていただきたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

- 浄化槽台帳についての①から③までの質問で、まず①のデジタル化については、作業の効率性や正確性の確保という観点から、デジタル化をすることが必要と考えている。前回の令和元年の浄化槽法改正時に環境省から各都道府県に対して通知を出しており、デジタル化を念頭に置いて台帳のシステム化を進めるように対応を促している。②、③の責任、更新の主体については、法律に基づいて都道府県知事や保健所設置市の市長、都道府県から各市町村に権限を移譲している場合には権限を移譲された市町村長が責任を持って作成・更新をしていただくことになる。(環境省)
- 岐阜県でも過去にデジタル化台帳を作るに当たり、県、保健所等と話をしていたが、現場の情報を集めることがかなり困難であることから、業者が作業を行ったデータをそのまま台帳として反映するという意味においては、業者がデジタル化に協力することが大きく必要ではないかと考えている。その意味では業界として協力できればと考えている。

・ 続いて、2 の特定既存単独処理浄化槽についての質問で、「①誰が認定しますか」、「②誰が誰に命令しますか」、「③自治体は何をされますか」ということに回答していただきたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

- 認定の主体は都道府県や保健所設置市なので、命令の手続も都道府県や保健所設置市が浄

化槽管理者に対して命令することになる。今まさに申し上げた個別の特定既存単独処理浄化槽の判定と、指導・助言・命令といった各プロセスで管理者に対応を取ってもらうというのが自治体の役割となる。(環境省)

- ・ 今回のこの検討会もそうだが、総務省からの勧告ということで、本来この判定を自治体が行うのであれば、自治体に勧告が出るべき内容ではないか。今回、総務省から環境省に勧告が出たのはどういう意味があるのか教えてほしい。(全国環境整備事業協同組合連合会)
 - 総務省の行政評価の役割として、総務省のほうで毎年いくつかテーマを選定した上で、その制度の所管省庁に対して勧告を行っている。その一環として今回は特定既存単独処理浄化槽の話を含めて浄化槽法の施行状況について、浄化槽法を所管している環境省に対して勧告が出たという位置づけになる。(環境省)
- ・ この特定既存単独処理浄化槽の判定は、単独からの転換が大きな目的ではないかと思うが、特定既存単独処理浄化槽に判定されたからといって転換が進むということにはならないのではないかと危惧している。岐阜県でも、通常、漏水修理が行われるが、単独処理浄化槽は漏水については 7~10 万円程度の費用で修理が行われる。それに対して合併の入れ替えは 150 万円程度かかる中で補助金は 80 万円で、住民の自己負担が 70 万円ほどかかる。当然、安い修理のほうに流れてしまい、これでは単独から合併への転換が進まないという実態があり得るのではないかと考えている。

続いて、3 の未清掃浄化槽について、まずは質問として「①なぜ清掃率が低いと思われますか」、「②誰の責任で改善されますか」ということを教えていただきたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

 - 昨年度、環境省でも初の取組として全国的に清掃実施率の調査を行ったが、各都道府県・市町村において台帳の清掃情報の整理・更新が不十分であり、行政のほうで未清掃の浄化槽管理者の把握やそれを踏まえた指導が十分に行えていないことが大きな要因と考えている。それ以外にも、浄化槽管理者自身がこうした清掃業務をきちんと認識していない、あるいは、仮に認識していても高齢者世帯などで費用的な負担感があるなど、そういった複合的な要因がある。誰の責任で改善するかということは、浄化槽管理者への指導権限を持つのは自治体なので、各自治体の責任において維持管理の徹底を周知・指導することが重要だと考えている。(環境省)
- ・ 先日の環境委員会でも大臣から、清掃は 100%を目標とする発言があった、我々としても未清掃浄化槽を放置せずに 100%を目指す必要があると考えている。その意味においては、行政からの指導がいくら進んでも、設置者が清掃を依頼することにはつながっていないのが実態である。業者側がいかに設置者に営業していくかということで、併せて業者に協力させるということ、今、法律上に明記がないのであれば、明記が必要ではないかと考える。

最後に 4 の一般廃棄物処理実施計画についてである。①先日、浄化槽の実施計画未策定市町村が 334 あるというアンケート結果があったが、それはその後、改善されたのか、②浄化槽の実施計画は清掃率を何%として今後、指示されていくのかを教えていただきたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

 - まず 1 点目の未策定市町村については、昨年 12 月に調査を行い、調査時点で計画未策定であった市町村の中には、調査中で正確な数字は今述べられないが、その後、実施計画を実際に策定した市町村もあると承知している。引き続き都道府県とも連携しながら早急に策定できる

ようフォローアップをしていきたいと考えている。2 点目の処理実施計画に当たって清掃率を何%とするかということについては、廃棄物処理実施計画は各市町村においてそれぞれの地域の状況を踏まえながら策定されるものなので、個々の実施計画の策定内容について環境省から一律に何か数値を出して指示することは考えていない。ここについてはまず現場の実態として各市町村が清掃実施率を上げ、それを計画にも反映していくという、ある意味で PDCA のような形で回していくことが一番重要ではないかと考えている。その点も含めて引き続き、まずは未策定の解消を含めて都道府県とも連携しながらフォローアップしていきたい。(環境省)

- 全国平均が清掃率 64%という状態で、全国で約 300 万世帯が清掃せずに違法な状態にある。実際に今、清掃できていないものをどう清掃させるかということについては、我々はこの計画にいかにか載せるかということが重要ではないかと思う。清掃率 100%を目指すという先ほどの大臣の話でいえば、実施計画の中での清掃率 100%というのは法律上、記載することにはなっているのか、なっていないのか。(全国環境整備事業協同組合連合会)
- 計画の策定内容自体は、先ほど申し上げたとおり、国から特定の数字を基に策定するようにと個別に指示する仕組みにはなっていないので、そこは各自自治体で現場の状況を踏まえながら策定していただく。繰り返しになるが、実態上の清掃率は当然、上げる必要があるなので、それをやりながら、計画にも反映していただくというプロセスが大事だろうと考えている。(環境省)
- ・ 本来、実施計画そのものも法律上義務となっているにもかかわらず、未策定なままで放置されてきたという実態がある。その意味では清掃についても今、法律上に 100%が明記されていないのであれば、法律自体を変える必要があるのではないか。そしてその上で、清掃についても業者側に 100%を目指すための協力を求めていただきたい。具体的には 7 条の許可要件の中には、処理計画の遂行が入るような形で提案をしたい。実際に複数の業者が全域という形で計画をしているところでは、処理計画は実際に実効性がないものになっている。これでは 100%は達成されない。100%が達成されるための計画と、業者にはそれを遂行させる義務を併せて提示していただきたい。その上で、先ほどもあったデジタルによる報告も業者の義務とすることで、業者からデータが入り、台帳を整備していくことをぜひ指示していただきたい。政策的にこれが放置されていけば、先ほどあった浄化槽の未清掃を放置している住民について、今度は制度上の被害者を生み出すということになりかねないので、ぜひともこの政策について業者に具体的な義務を課してほしい。(全国環境整備事業協同組合連合会)
- ・ 続いて、一般社団法人日本環境保全協会よりご説明をお願いしたい。(小川座長)
- ・ まず初めに、浄化槽行政に対する検討会で、小川座長を中心に議論していただいていることに心から感謝と敬意を表す。

私ども日本環境保全協会としては、現実の問題、各会員から情報を収集した内容等について具体的に説明したい。私どもの団体は昭和 36 年に発足し、本年で 63 年を迎えた。この間、我々の先人、先輩が公衆衛生の向上に向けて廃棄物処理業者の健全な発展に向けて、団体が一致結束の下に今日まで努力してきたという経緯がある。その中でようやく昨年 5 月 25 日に、浄化槽法が制定されてまさに 40 年目に、初めて環境再生・資源循環局長の名前で、全国の都道府県知事に対する「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」という文書の発出がされ、私ども関係団体としては、国がようやく腰を上げていただいたということで感謝している。いずれにしても、先ほどから議論があるように、

国民の生活環境、公衆衛生を守るという観点からは、どうしても具体的な内容がこれから必要になってくるのではないかと。3月19日に香川県でも香川県浄化槽適正処理促進協議会が結成され、8市9町が力を併せて我々の団体とともに今後議論を深めていくというおぜん立てができたということで、非常に感謝している。

特定既存単独処理浄化槽の認定についてまず伺いたい。我々が長年にわたり地域の住民とごみ・し尿の問題について、全国の市町村行政と連携を取りながら、市民の健康、福祉、また安全・安心、快適なまちづくりということで、全力を上げて事業の推進を図っている。特定既存単独処理浄化槽を抱えている方々との人間関係もあり、長年やっているので私どもの団体にも50周年を迎える団体が多くある。単独処理浄化槽が最初に出たとき、都会では浄化槽があり下水があるけれども、地方では汲み取り便槽のままであるため、孫がなかなか地方へ帰ってこない理由がそういうところにもあるということで、地方の方々が単独処理浄化槽を導入した。その当時は花形であったが、今現在、何十年かたつと、特定既存単独処理浄化槽という位置づけで非難されるような状況下に置かれている。私どもとしては、合併処理浄化槽の設置促進について市町村から補助金をいただき合併処理浄化槽を設置する。ところが、3点セットもしない。また、清掃も保守点検もしない。そういうことが事実としてある。まずは公の金を投入してやったものなので、それについての義務の遂行は当然あるべきだと私は考えるが、その点についての指導があまり出てこない。単独処理浄化槽の方々については、私どもの会社並びに我々会員が長年、何十年の付き合いなので、悪くなれば改善をする。先ほども出たが、修繕して十分可能な状態にして維持してきた。そういう状況が地方ではまだまだある。保守点検業者、施工業者、清掃業者がいるが、この内容が分かるのは、ほかの業界ではなく我々清掃団体で、浄化槽の汚泥の抜き取りをしたときに初めてその槽の内容が明らかになる。こういう状況は、私どもの団体の会員が清掃していち早く、漏水、ひび割れ、老朽化が確認でき、施主と相談して修理をして今日までやってきた。まだ単独処理浄化槽であろうとも修理しながら使ってきているという市民に対しては評価すべきではないか。

一口に、単独処理浄化槽だからこうしなければならないということも分からないではないが、一定の条件をつけるべきではないか。例えば、何年以内に単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替える場合においては、国、市町村が何らかの形で支援、協力をするとした負担軽減の措置があって初めて、その期間内でできないものについては国、地方行政の監督権をもって強制的に除去するというやり方を、2段構え、3段構えで考えてやっていく必要があるのではないかと。確かに一日でも早くやりたいという気持ちは私どもも同じだが、それを持っている管理者の家庭的な事情、单身の方、特に65歳以上の高齢者がいる地方では特に子供たちは都会へ行って不在で、高齢者はこのトイレで十分であるという意見がちまたには多く流れている。我々が行政に言うのは、特定既存単独処理浄化槽にふさわしいということで、お得意様を裏切るような行為につながってくるのではないかと。そういうことを言う会員もいる。これは現実の姿である。それを考えると、特定既存単独処理浄化槽の一日も早い改善を求めるという気持ちは分かるが、皆様方は検討会までして貴重な時間を割いて議論しているわけで、私たちも団体としては協力したいが、今までの我々のお得意様に、今使っているものを即座に対応しなくてははいけないとはなかなか言いづらいというのが、我々関係団体の意見ではないか。

今日まで遅々として進まなかったことについては、令和元年に浄化槽法の改正によって、生活環境の保全、公衆衛生の向上ということで都道府県が特定既存単独処理浄化槽に対する認定をするとい

うことはできるはずがない。公務多忙の中で、しかも人員が少ない中で、職員は浄化槽を見てまともな点検も、まともな調査もできかねるのではないか。そうすると、我々は団体として何十年間、施主と交流しているので、お互いに白黒も分かり、浄化槽の内容も分かるそういう者から、これだけの期限内でやれば補助金も出る、これは転換すべきであるという説明をして説得力のある条例、施策を考える必要があるのではないか。やみくもに認定して撤去していくという強制的なやり方についてはいかがなものか。転換していくことについては当然だと思うが、やり方についてももう少し創意工夫をする必要があるのではないかと痛切に感じている。

特定既存単独処理浄化槽の認定については、指定検査機関、全浄連の会員である全国の浄化槽団体があるが、その検査員が年1回ではあるが、浄化槽の検査をする。そういう形で岐阜県や鹿児島県の場合には検査率が90%、100%近くやっているが、私どもの県では60%近くである。そういう状況の中で、これを80%、90%に持っていくためには、どうしてもお互いに管理者の協力も必要である。そういうノウハウのある職員を利用して、財団法人日本環境整備教育センターで認定に対する、単独処理浄化槽に対するカリキュラムをつくっていただいて、1日でも2日でも全国の検査員が研修をして、そのノウハウをもって検査員が清掃業者の意見を聞き、その上で現地を確認して、特定既存単独処理浄化槽であるという認定をして、あくまでも市民に理解を得ながら進める姿勢が必要ではないか。

平成21年に三豊市は7町と合併して約7万人近くの市になった。副市長がから私に話があり、三豊市は山間地帯で下水道をやれば莫大な費用がかかるので、合併処理浄化槽をやりたいということで、ぜひ会長の力をかしてほしいと、何回か私どものところに来た。そこで話をして、合併処理浄化槽をやるという前提条件であれば、それと同時に維持管理に対する負担を前向きに考えるよう組合をつくらうということで、平成21年に組合を設立し、今現在は10業者で非常に円滑にやっている。当初7町だったので、一人親方、5人、10人使っている会社など様々だったが、三豊環境保全事業協同組合を設立して、今日まで行政と円滑に、また市民とも円滑にやっている。そこで保守点検、清掃、法定検査の3点セットを実施したものについては、3万円の補助金が市民に予算として出される。そういう形でやってきて、今日までの間で数値的なものについては、かなり多く金額を出している。そういう状況の中で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換するときの費用負担は、「水と緑の美しいまちづくり事業」の中で、行政も組合と共に非常に力を入れてやっている。

その中で、今までは区域的に区割りがあったが、議会の中で市民平等の原則からすると、市民が業者を選択する自由が必要ではないかという意見も出て、私のところに幹部が来て、全市1区にしてほしいという話があり、私どもとしては行政の立場、議会の立場を理解した中で、難しい問題はあるが、各業者から署名押印もらい、今現在は全市1区にして8~10年になる。トラブルはなく、お互いに行政と組合とが円滑な連携をしている。今回の単独特定既存単独処理浄化槽の問題等についても、浄化槽法に基づく維持管理の徹底についても先進的な事例として高く評価できるのではないか。急に難しいところにおいては、4社以上であれば組合が設立できるので、組合ができて組合で管理すれば、浄化槽台帳もでき、各県にある浄化槽協会との連携し、県との三者連携をすれば、全て県内の浄化槽の清掃、保守点検、法定検査の実施についても一目瞭然で分かる。そういう形で創意工夫をすれば、市民にもこういう仕事について理解してもらえるのではないか。

岐阜県や鹿児島県については、県民や関係団体が努力したと思うが、浄化槽の清掃については、法律的にしなければいけないという認識の上に立ってやっているという啓蒙・啓発ができています。これ

は行政も含めてお互いに団体と力を合わせたのだと思うが、それについて国からも都道府県に対する指導を徹底していただく。あくまで市町村がごみ・し尿については固有の義務で当然しなければいけないものを、我々の団体が許可もしくは委託を受けて業務をやらせていただいている。その最終的な責任はあくまで行政にあることは廃掃法で明らかに示されている。そう考えると、市民の利便性、あるいは経済性を考えた提案を市町村もやらなければいけないし、県、国とも共有して、できるだけ市民から理解を得られる形で生活環境、公衆衛生の向上に向けてやっていただきたい。

私どもとしては今回の検討委員会は非常にすばらしい方にやっていただいているので心から敬意を表したいが、現実にはこの実態を知っているのは私ども一般廃棄物処理業者ではないかと自負している。また、我々の協議会の中で実態を知っている団体、今日参加している団体、どの団体からも誰一人、検討委員会に参加できていない。これについては遺憾に思う。我々がやっている業務の根幹に関わる単独処理浄化槽である。40 数年間そういう方々と交流して仕事をしている人間関係もある。そういうことまで考えれば、本音で物が言える、実態が分かるのは、我々一般廃棄物処理業者である。検討委員会で時間をかけて議論する中で、我々の意見が僅か 10 分か 15 分でヒアリングをすることで意見聴取となることについては、いささか納得し難いが、沼田室長をはじめ幹部の方には努力していただいて今日の浄化槽行政があると思うので、私どもはそれについては高く評価したい。昨年 5 月 25 日に出された内容等について、県あるいは市町村を通じて十分徹底していただき、浄化槽の清掃、保守点検、法定検査、この 3 点セットが確実に行われるようにしていただく。そういうことでないと、区域割をして清掃事業者を指定していく方向に当然なり得る可能性はあるのではないかと。しかし、現段階においては国がここまで力を入れているので、地方の行政に対しても指導をしていただくことを強くお願いしたい。

最後に、総務省からの意見が令和 6 年 2 月 9 日に出されているが、これは 5 月 25 日に環境省が発出した文書の認識の上に立って、この機会にぜひとも特定既存単独処理浄化槽をなくしたいという気持ちが表れているのではないかと。まさにそのとおりだと言わざるを得ない。したがって、市民の声、また我々 3 団体の意見を十分尊重していただき、我々が全面的に支援・協力することによって一日でも早くこういう問題の解消に向けてやっていけるのではないかと私たちは自負しているので、ぜひとも前向きに検討して検討会で十分議論していただき、管理者の立場にも立って、何らかの形で負担の軽減ができるような形で合併処理浄化槽に転換できるような施策を提言として出していただくことを強くお願いする。誠に恐縮ではあるが、一般社団法人日本環境保全協会として考え方を申し述べた。こういう機会を設けていただいたことに、沼田室長をはじめ座長の皆様方に心から感謝する。(一般社団法人日本環境保全協会)

- ・ 次に、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会から説明をお願いしたい。(小川座長)
- ・ 本日はこのような発言の席を設けていただき感謝する。当団体の先進的な取組をしている鹿児島県の事例を中心に回答したい。

資料は、「今回のヒアリングで特に伺いたい点」に対して作成している。鹿児島県の現状を述べて、「特に伺いたい点」について記載している。伝えたい点をいくつか説明する。

(1)について鹿児島県の現状を述べる。鹿児島県では改正法の施行に合わせて令和 2 年 4 月に県の事務取扱要領が改正され、特定既存単独に関する措置について明記された。国が示した特定既存単独処理浄化槽の指針は複雑なため、県主導で特定既存単独の判定フローが作成され、フロー

に基づき指定検査機関が「該当する」と判断したものは全て行政が特定既存単独処理浄化槽として判定している。異常のある単独処理浄化槽を公平にスクリーニングし、探し出す手法であり、2年に1回の法定検査¹ではあるが、全単独処理浄化槽を法定検査するという姿勢で実施しており、それを基に行政が公平に判定するという流れである。判定フローは当初、環境省が提示したフローを、法定検査で判断することを前提とし、よりシンプルにしたもので、漏水していればそれをもって特定既存単独処理浄化槽と判定している。鹿児島県では法改正以前より県の指導監督要領に基づき不適正浄化槽に対する指導体制が構築されていたため、特定既存単独処理浄化槽の判定はスムーズに導入された。除却の後押しとなる補助事業実施市町村への情報提供の仕組みはないが、今後構築される予定とのことである。保守点検業者は改善指導を受けた浄化槽管理者に対し、これまでも改善方法等の助言を行っていたが、特定既存単独処理浄化槽については除却が望まれることも丁寧に説明しており、合併転換に一定の効果があつたと考える。

「特に伺いたい点」の1点目について、鹿児島県では既に導入されているが、特に問題はなく、漏水の特定既存の判定は当然であると考え。なお、漏水により特定既存単独処理浄化槽と判定されたものでも、除却せず修理により改善されたものもあり、一定の改善は図られている。本県における特定既存単独処理浄化槽に対する措置等は、除却を前提としているが、単独処理浄化槽を使用する浄化槽管理者に対しても、日頃から合併処理浄化槽への転換の必要性等について周知・啓発に努め、自主的な転換を促すことも目的としており、行政が除却や修繕も含む助言指導をしている。

「特に伺いたい点」の2点目については、指針を明確化する必要はあると思うが、特定既存判定の範囲を広げ、点検時の調整等で改善が図れるものも該当するとなると、点検業者への風当たりが強くなる懸念される。生物膜や活性汚泥の異常、薬筒の固定、残留塩素濃度などの調整となる。軽微な補修などで改善できるものも特定既存単独に判定されると「特定」である意味合いが薄れるのではないかと。適用件数が増えた際、行政が問合せ等に対し判定の根拠や除却・補修が必要であることを十分に説明できないと、業界側へ苦情が来ることが懸念される。

協力できると考える部分については、顧客データ共有による台帳整備推進、保守点検データの活用による適用への事前の判断または判定への協力がある。

「特に伺いたい点」の3点目については、保守点検・清掃業者から行政への報告を義務づけることに特に異論はなく、鹿児島県では「鹿児島県浄化槽事務取扱要領」に基づき電子記録を台帳(浄化槽情報共有システム)へ登録している。鹿児島県では、10人槽以下の11条検査を平成17年度から開始したことから、平成16年から検査台帳の精査に着手し、現時点の電子記録は完成しているレベルと思われる。鹿児島県では84社のうち残り7社は電子化ができていないが、要領により原則化されているので、近々電子化に向けて動くものと考えている。電子化の課題としては、保守点検清掃業者のデータと設置届で得られる鹿児島県環境保全協会側のデータの突合が大変である。2者のデータを一元化するには、設置届受付時に設定される13桁の番号を共有することが望ましい。報告した点検記録を基に行政が直接、特定既存単独の判定を行うと、浄化槽管理士が自身の顧客に対する判定に関与することとなり、不具合情報を報告するのに抵抗感が出ることも予想されるが、鹿児島県では法定検査で判断されたものが判定の対象となるので、特に問題は出ていない。

¹ 鹿児島県では、令和2年度より11条検査に効率化検査を導入しており、10人槽以下は4年に2回(基本検査を1回と採水員検査を1回)としている。検査体制(4年に4回)を整える暫定運用中であり、令和6年度からは4年に3回実施している。

(2)について説明をする。まず鹿児島県の現状を述べる。県が11条検査の効率化検査導入に向けて平成29年から業界に電子化を促してきた経緯があり、令和2年度の県事務取扱要領の改正に伴い、維持管理記録を電子データで台帳に登録することになった。電子化を後押しするため、指定検査機関である県協会が維持管理システムを開発し、30事業者で共同使用している。一部の小規模事業者では費用対効果が見込めないことから、いまだ電子化されていない。電子化していても人手不足で作業データや台帳情報の登録が遅れている場合がある。

「特に伺いたい点」の1番目は、先の(1)の3番目の回答と同じなので省略する。

2番目の「維持管理情報の電子化を進めるに当たり、事業者側にはどのような障壁があるか」。まずは小規模事業者の電子化である。個人情報の提供に関する不安の解消も業者側に対して必要と思われる。浄化槽台帳の更新や維持管理情報とのひもづけに手間と時間を要することから、今後、共通した浄化槽コードの付与や点検記録票の統一が望まれる。費用対効果の面で、特に小規模な事業者の電子化は進みにくい傾向にある。そこで、鹿児島県環境保全協会では、電子システムを作成し、小規模事業者30社に活用してもらっている。

電子システムの運用ルールについては、お目通しいただきたい。

浄化槽情報共有システムは鹿児島県の浄化槽台帳に位置づけられており、これにひもづけられる形で浄化槽維持管理システムを鹿児島県の小規模事業者30社が活用している。公益財団法人のため低廉な価格設定ができていと聞いている。特に台帳整備については安価または無償のシステムが存在すると聞いているので、高価なシステムを活用しない、また自治体の負担にならないようなシステムの選択が望ましいと考えている。

「特に伺いたい点」の3番目については、維持管理情報の収集に当たり、区域割りと関係は乏しいと思われる。清掃率の向上には、区域割りよりもしっかりした台帳の整備と行政の管理強化が重要である。鹿児島県の場合は、保守点検業者と清掃業者の連携は鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第3項(7)により要件化されている。恐らくこの連携、情報の共有ができていて、清掃率が高まっているのだろうと考えている。

4番目の維持管理の向上については、私たち業界は保守点検・清掃技術の向上に務めることを前提として述べる。台帳整備を行い、無管理浄化槽の把握をし、維持管理契約がされるように努める。水道・下水道・汲取り台帳、空き家情報等との突合による無届浄化槽の拾い出しが必要。合併処理浄化槽に対して、法定検査費用及び維持管理補助制度の期間限定ではない継続的な導入が望ましい。鹿児島県では各種届出の電子申請が導入されたが、休止届以外の管理中止情報を行政に直接、報告する仕組みがないため、行政指導は法定検査実施後となり、保守点検・清掃の未実施期間が長くなる。清掃実施率100%を目指すためには、今後ますます増える少人数世帯の使用者感情が大きな課題であり、法令の周知と啓発の強化が必要と考えている。

「特に伺いたい点」の5番目については、市町村は協議会を単独で設置することが難しいことから、県が設置することを望んでいる。法定協議会では長寿命化計画や維持管理補助などの負担が増える協議が行われるため、市町村には抵抗感があるのではないかと。公共浄化槽は面的整備に一定の効果はあると思うが、維持管理業者としては、許可権者である市町村から負担を強いられかねないことに不安を感じている。業界としては、法定協議会に住民が参加した場合に、維持管理の適正化よりも、住民の立場から料金面などの意見が強くなることを心配している。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)

- ・ 最後に一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会より説明をお願いしたい。(小川座長)
- ・ 私どもは保守点検の全国団体で、単独処理浄化槽の合併転換は私どもの悲願である。したがって、今回の特定既存単独処理浄化槽の措置についても一生懸命努力していきたい。
 まず「特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について」ということで、今回の資料3の論点について説明していただいているが、私どもは、判定基準、判定過程、そして判定後の改善過程という形でまとめたので、その点については了承願いたい。
 まず判定基準から説明する。指針を抜粋する。「既存単独処理浄化槽をそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある」とされ、さらに「必ずしも定量的な基準により一律に判断することにはなじまない」と、措置を講じる際の考え方が述べられている。この判定基準が「重大な」となっているのでハードルが高いのではないかと。これは第1回でも第2回でも議論の中で出てくる内容ではある。それとともに、まず我々が考えたのは、運用の統一化がされているのかどうか、全国的な統一感をもって運用するべきという書き方をしたが、地域によっての差が生じては不公平感がある。これも第1回、第2回でも「不公平感」というワードが出てくるが、これを払拭することによって運用促進がされるのではないかと。その運用促進をするためには、行政機関の連携、法定協議会の連携、指定検査機関の連携、業界団体の連携、そして各分野の全てが連携することによって、共有したデータを基に運用体制がしっかりと構築できるのではないかと保守点検の業界では考えている。また、判断基準について曖昧な部分があると思われる。「定量的な基準により一律に判断することにはなじまない」と記載されているので、例に挙げた、漏水、隔壁の脱落、散水樋の破損等、具体的な項目が挙げられてはいるが、最初に「一律に判断することにはなじまない」とされているので、判断する側としては非常に悩ましい部分である。ただし、我々は単独処理浄化槽を多数見ているが、漏水については確実に環境に重大な支障を来していると判断しており、厳格な対応は不可欠であると判断している。また、議事録でも確認したが、修理による対応も出ている。確かに修理によって一時的な対応も可能だが、それとともに設置後の経過年数も含めた判断が必要ではないかという議論をしている。
 2枚目の判定過程である。まず特定既存単独処理浄化槽の把握が必要だと考えている。この把握には、法定検査が最も重要であると指針にも記されているが、法定検査の不適正結果をもって判定の検討に入ることが重要であると考え。そのためにも、検査結果報告書への特定既存単独処理浄化槽判定可能性の記述を行うことも、不適正な既存単独処理浄化槽の改善を図る観点から有効であると考え。ただし、指定検査機関の全国での統一した判断基準が定められていないように感じる。自治体との強固な連携強化が求められる。指定をするのは自治体であり、指定検査機関は情報提供にとどまると思われる。その重要ファクターである法定検査の受検率を向上することが必要であり、その基盤となる浄化槽台帳整備が必要不可欠であることは言うまでもない。そこで我々が懸念するのは、法定検査を実施するに当たり、検査員への判定基準の指示、アナウンスがされているのかということである。慣例ではないが、明確な判断基準、事例が提示もされていないと思われる。それが共有もされていない、提示もされていない中で、検査員や我々保守点検業界の管理士に対して情報が欲しいと言われても、何を基準にして特定既存単独処理浄化槽とすべきなのか判断できない。一度情報を提供すれば、それは自治体がしっかりと受け止めることになってしまうので、その辺りの明確化をす

るべきではないかと考える。それには、データをいかに集約するか、そして我々の業界でも指定検査機関でも参考事例として紹介ができるような仕組みを何とか構築できないかと考えている。

判定における懸案事項として、極端な例かもしれないが、記載した。浄化槽台帳未記載であり、法定検査未受検である単独処理浄化槽は多々存在している。特定既存単独処理浄化槽への措置手続対象になり得るとの不適性事項の指摘が保守点検業者から行われた場合、台帳にも載っていないようなものを我々が指摘した場合に、浄化槽管理者から保守点検契約解除等の申出がなされることも否定できないと考える。最も改善が必要な案件において、措置の妨げになる可能性が非常に高く、地下に潜ってしまうのではないかと懸念を感じる。例えば特定事業場排水規制適用要件に満たないような小規模な事業所の劣悪な単独処理浄化槽においては、前述と同様の契約解除の可能性が考えられる。この状況を回避する上でも、適用要件の改正等、例えば事業場の排出総量規制のかかっている排出量のさらなる省力化を考えてもよいのではないかという意見が述べられている。

続いて、判定に係る情報提供ということで、私どもにとって単独処理浄化槽の合併転換は念願であるので、どんどん情報提供をしたい。法定検査の受検促進においては、台帳整備による、自治体、指定検査機関、保守点検業界、清掃業界の情報共有を推進する必要があり、特に広域事業展開業態である保守点検業界の連携においては、各自治体との、統一基準によるデータフォーマットの設定、報告ルール整備も検討される必要があると考える。浄化槽台帳を整備するに当たり、できる限り全国レベルでの統一した台帳整備を希望する。情報提供に当たり、保守点検業者は個人情報の利用目的や提供先の同意を得ていないことが懸念される。そういう個人情報の部分で県の方からも意見があったが、最近では「同意する」という形でよくネット検索の結果でも出てくるが、我々保守点検契約書にはそのような「同意する」という文言がない。法の解釈について私どもはまだ無知な部分が多いのかもしれないが、情報提供の円滑な推進を図る上での弊害にならぬような、個人情報の取扱いに係る法整備を強く希望している。

判定後の改善過程について、判定までは行ったとしても、それを改善しなければ全く意味がない。今回の特定既存単独処理浄化槽に対する措置は改善が目的であるはずなので、判定後の具体的な改善手法を明確化することで改善の実効性を高め、特定既存単独処理浄化槽指定状態での長期間にわたる放置を是正することが重要だと考える。そのためにも、保守点検業界としての改善手法、フローの提示を、浄化槽管理者に対し積極的に行える環境整備が重要であるが、保守点検事業者による差異が懸念される。指定はしたが、保守点検業者が積極的に管理者に対して、改善や見積書取得の依頼、設備業者の紹介といった行動を取るか、取らないかは懸念される材料である。それが全国で同じように進められるためにも、保守点検事業者の差異に関わらず、判定後の改善進捗状況の自治体への報告手法並びにルールの確立も必要ではないかと考えている。判定案件が増えることによって問題はないかという問いがあったが、その点でも自治体の人員の整備も必要だと思うが、それでは賄い切れない。そうなれば、保守点検業者や清掃業者などからの、見積りは出ているが管理者がその気になってくれないといった情報提供が必要になると思うので、その辺りの情報提供のルールの確立は重要ではないかと考える。改善が目的であることを勘案すると、改善への助成制度の拡充を検討する必要もあり、助成に当たっては、法定検査の受検状況、保守点検実施状況、清掃実施状況等の、浄化槽管理者による取組姿勢を判断材料とすることも一つの方策であると考えている。判定まではいいが、その後いかに改善するのかということが最大の重要なことである。その期間をいかに短縮するか。早期に改善すべき浄化槽を改善していき、それを報告し、また実行する体制をいかにつ

くっていくか。それを総合的に考えると、情報提供の手法を明確化するべきではないか。台帳整備ももちろんだが、紙ベースではなく自治体と業者間でのデータのやりとり、さらに県への情報の提供、それも全てネット環境を利用したビッグデータの提供が必要になるのではないかと考える。

続いて、第2項目に移る。「維持管理向上のための浄化槽台帳整備や浄化槽管理情報の電子化について」である。

維持管理の向上については、法定検査の実施率向上により、保守点検契約未締結、清掃未実施への指導改善を図る。そのためにも、法定検査未受検浄化槽管理者に対する、受検促進活動が必要だと考える。また、台帳整備によるデータを基に自治体からの広報活動を進めて利用を図るように要望したい。それには、あくまでも統一性を持って進めていただきたい。市町村ベースではなく、県も含めて全国的に同じ考えで、同じ連携を図って情報を共有し、整備を進めていっていただきたい。これもいくつか話が出てきたと思うが、法定検査未受検、保守点検契約未締結、清掃未実施においては、浄化槽管理者の経済的理由による部分も無視できないと思うので、高齢者世帯等に対する費用の助成も有効な施策と考える。

自治体への情報提供における懸念ということでは、浄化槽台帳そのものがどのように整備されているのか、地域によってかなりの差がある。県で統括して推進しているところもあれば、権限移譲して市町村にそのまま任せているところもあると耳にしている。そうすると、広域で活動している保守点検業者としては、各市町村に対するそれぞれの対応をしなければいけない。データの管理も考えると、統一したビッグデータの作成も考慮して検討していただきたい。

続いて、保守点検業界の維持管理情報の電子化現状については、依然、紙媒体での浄化槽保守点検情報管理を行っている事業者は散見される。電子化への機器対応力、費用負担力の各企業における隔たりが懸念される。前述のとおり、データの作成方法は各事業者により異なっており、浄化槽管理者名、浄化槽設置場所住所の入力内容、データフォーマットを全て異なっていると考えてよい。自治体へのデータの提供はぜひやりたいところではあるが、かなりの割合でアンマッチングが生じることは保守点検業界としては非常に懸念している。(一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)

② 質疑

- ・ 4 団体から意見、質問も含めて説明をしていただいたが、これより各委員からそれぞれの提案、意見に対して質疑応答を行いたい。この検討会に対する要望も含まれているので、その点も踏まえていただきたい。(小川座長)
- ・ みなし浄化槽を浄化槽に替えることに努める義務が浄化槽管理者にある。そこがまず共通認識としてないと駄目ではないか。ましてや、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障があるものに対して除却は当然であり、そこにためらいがあってははいけない。そこにハードルがあるとすれば、そのハードルをどうすれば解消できるかを検討するのがこの検討会であるという認識で出ているので、そこは皆さんの共通認識だと考えている。その意味でも、指定検査機関を絡めることは重要で、法定検査を確実に実施しなくてははいけない。鹿児島県では全ての単独処理浄化槽で法定検査を実施しているという発言があったが、それはどのようなシステムになっているのかを伺いたい。もう一つは、非常に先進的に取り組んでいる全国環境整備事業協同組合連合会の報告にもあった内容は非常に分かりやすく整理されており、常々更新されている。このシステムでの単独処理浄化槽の扱いはどうなってい

るのかを伺いたい。検査率、情報の集約方法など、それによって指定検査機関が法定検査だけで済むのか、そのほかにも関わらなくてはいけないのかということがあると思う。今挙げた 2 団体で済むのか分からないが、伺いたい。(酒谷委員)

- ・ まずは鹿児島県の事例等を踏まえてということなので、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会から回答をお願いします。(小川座長)
 - 鹿児島県の法定検査は 4 年に 1 回、基本検査、4 年に 1 回、採水員検査をして排水している。したがって、2 年に 1 回²ではあるが、全県全単独処理浄化槽の法定検査することができる。台帳整備は完成しており、全浄化槽を確認できている前提がある。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 法定検査は基本的には浄化槽管理者が申請して受け、そこに費用が発生することになるが、そこはどのようにやっているのか。(酒谷委員)
 - 正確に言うと、拒否する人も僅かだが存在しているが、ほぼ全管理者に話をして検査をしていると聞いている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 拒否する人を除けば、ほぼ不公平感はなくすような体制が取れていると考えてよいか。(小川座長)
 - そうだ。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- ・ もう一つの質問について、全国環境整備事業協同組合連合会から単独の件について説明してほしい。(小川座長)
 - 岐阜県の例だが、基本的には単独においても 95%以上が法定検査を毎年実施している。これは点検、清掃、法定検査を一括で契約するという形態になっている。これは保守点検業者が契約をするが、清掃については全市町村、全業者が 1 区域 1 業者という形で責任範囲が明確になっているため、保守業者が契約する際には清掃と法定検査は確定できているという状態での契約になる。その意味で契約も確実にでき、それが実施されていることも確認が取れるという状態になっている。その上で法定検査が確認するだけではなく、清掃、点検において漏水等の判定も含めて 3 業者が情報を共有できるということで、明確にできるのではないかと考える。(全国環境整備事業協同組合連合会)
- ・ 資料 4-3 で鹿児島県になるが、維持管理情報の収集において電子システムを作成し、小規模事業者を活用という記述、説明があったが、その電子システムは、具体的には 1 人あるいは 2 人でやっているような小規模の保守点検業者も活用していただいているようなものなのか。(河村委員)
 - これは鹿児島県の協会が作っており、小規模事業者だけに限定しているわけではない。それを使いたいという希望のある会社に対して提供してやってもらっている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 相手方の希望に応じてということであって、団体から、これを使ってできるだけ 100%電子化したという趣旨で勧誘しているわけではないのか。(河村委員)

² 鹿児島県では、令和 2 年度より 11 条検査に効率化検査を導入しており、10 人槽以下は 4 年に 2 回(基本検査を 1 回と採水員検査を 1 回)としている。検査体制(4 年に 4 回)を整える暫定運用中であり、令和 6 年度からは 4 年に 3 回実施している。

- 勧誘はしている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 勧誘はしていて、かなりカバーしているのか。(河村委員)
- そうだ。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 電子化をしたとしても参加する事業者が限られると難しいところがあるので、これはすごいことをしていると思ったが、関与しない業者もいるということか。(河村委員)
- 2%程度がまだ電子化していないということだった。80 数社のうちの 30 社はその共有のシステムを使っているが、7 社を除いた残りは独自にシステムを作って電子化している。したがって、保全協会のシステムを使っているのが 30 社ある。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 全体としては電子化についてはかなりカバーしているということか。(河村委員)
- 7 社以外は全て電子化している。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- ・ 各団体に伺いたいのだが、各団体とも電子化は重要だという認識の中で、浄化槽台帳、特定既存単独処理浄化槽などに関係する様々なことを含めたデータを集め、それを活用するという話でいうと、行政が主体ということになるかと思う。そこで最も危惧しているのはデータの統一化だと思う。全てのデータを統一化するのは非常に難しい。基本的なデータや、特定既存を判断するためのデータなど、必要最小限のデータを統一化していかないと実動は難しいのではないか。その面で、ある一定の部分はデータを、全国で統一するということもある。難しいかもしれないが、統一化することについての意見を伺いたい。(古市委員)
- 鹿児島県では浄化槽情報共有システムがオール鹿児島県で準備されており、各業者はそこにデータを入れる形になっていて、共有化はされている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
- 全国環境整備事業協同組合連合会でも、岐阜県に限らず全国の各県、各業者に対して同様のシステムを活用して電子化を進めており、電子化は各社、十分可能だと考えている。(全国環境整備事業協同組合連合会)
- 保守点検業界では残念ながらシステムの共有はされていないので、これは懸念材料だと考える。したがって、逆に業界としてというより行政サイドから、こういう形のシステムでの情報提供をしてほしいという強い要望を出していただけたほうがよいと考える。(一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会)
- 一般社団法人日本環境保全協会も指摘のとおり極めて難しいと思う。浄化槽団体については既にそういう数になっているが、保全協会としてはなかなかそれは難しい。したがって、統一的な制度をつくってアドバイスをいただければ不可能ではない。ただ、組合で作っているものについてはできている。今は個別の業者でということになると、格差があってなかなか難しいところが出てくるのではないかという危惧がある。(一般社団法人日本環境保全協会)
- 団体の内部では統一できているが、全国的に見たときには多少の差は見られると思うので、そこは課題ではないかと思う。課題が見えたことはよかった。(古市委員)
- ・ 今の古市委員の質問に重ねてになるが、同一のシステムが使えている場合はそれで間違いないが、一つのシステムを皆で使うのはなかなか難しい面があるだろうと思う。ただ一方で、形式が標準化さ

れていれば別のソフトでも構わなくて、それぞれの項目の意味合いを皆で共有しておくという形であれば、今はそれぞれの業者がそれぞれの使い勝手のいいものを使ってはいるが、項目立てはこうする、それを吐き出したときの CSV はこのようにするというフォーマットがある程度共有化されればいいのではないかと。それを業界団体としてリードしていければよいが、先ほどの回答からすると、できればもう少し全国的に、何なら国の行政から号令があったらやりやすいのではないかとということかと理解したが、そのような理解でよいか。(蛭江委員)

- ▶ 今、各県や各団体で使っているソフトなどを出していただいて、統一するのであればどれか最もよいものに統一する、もしくはフォーマットや項目を共通化するのであればそれを共通化するというので、具体的に出していただいて比較検討していただくというのではないかと。(全国環境整備事業協同組合連合会)
- ・ 台帳に関しては、今、全浄連の台帳を過半数で使っていただいているという進行状況にもなっており、細かいデータを入れようということになると大きく違ってくるが、今回の能登半島地震ではデジタル台帳ができていれば、もっと対応が早くできたということはある。スマホを持っていき、登録番号を入れるとその家の前にたどり着くというシステムにもなっている。家が壊れていると風景が変わるので、その浄化槽がどこにあるか、いつも行っている人でさえ分からないという状況があるが、いつ保守点検に行き、いつ清掃して、いつ法定検査をしたかというの、例えば富山県の台帳は全浄連の方式でやっているが、Excel で点検日や清掃日を提出すれば、台帳に簡単に入れられる。また、法定検査を受けていれば法定検査のデータはそこにあるということで、大分進んだものではないかと思う。(上田委員)
- ・ 富山県ではスマホを活用しているということだが、たしか全国環境整備事業協同組合連合会ではタブレットでやっているが、その運用はどうか。(小川座長)
 - ▶ 各社 1 人 1 台ずつ作業員が持って現場で入力すれば、そのままシステム台帳に直接反映されるというシステムになっている。(全国環境整備事業協同組合連合会)
- ・ 先ほどの台帳整備の話で、統一するという話も聞いている。鹿児島県としてもデータ化されており、位置情報で位置が分かり、日頃の整備状況も分かるというシステムである。県としては台帳の項目が網羅されているということで、全て目的を達成している。保守点検業者、指定検査機関にしても必要な情報もその中に入れて、自分たちの検査の中で必要な情報を得てそれを管理している。3 者それぞれの必要な情報は入れられている中で、それをまたどう突合していくかということで、内部ではかなり苦労しているということを伺っている。それを一元化しようという話が先ほどあったが、それも指定検査機関は浄化槽に番号を振り、保守点検業者は必ず管理者に番号を振るとのことがあると、突合もなかなか、現状では手作業をしながらデータ化しているという苦労がある。デジタル化、台帳化が進んでいるが、内部ではかなり苦労がある。それを全国で統一化されたシステムでやるとなると、電子入札システムを入れたときには、1 番目にやった都道府県はかなり苦労したということで、全国のコアシステムができて、各都道府県や市町村が費用を出し合っているシステムが後になってきた。だが、それでも費用はかかっている。共有化の目的は達成されるが、それには費用もかかり、改修費用も年々かかるというデメリットもある。それがこのままでよいのかというのは、私自身としては非常に懸念している。先ほどのフォーマットがあればいいというのは、当然それが一番簡単な方法なので、それが進めば少しはいいのではないかと。

話は別だが、先ほどの個人情報の話で、前回は議論があったかと思うが、法律の中でも使えるということで法的な根拠はある認識を私は持っていた。その提供を受けた県・市町村においても、内部でも保護条例や守秘義務がある中で守られているという認識の下で個人情報の保護がなされているだろうという考えの下、そういった情報のやりとりを我々はしていると考えている。そのような認識でいていいものかどうかという法的解釈が難しいのかなと思いつつ、業界でも議論になり、現場では怖いという気持ちもよく分かるという印象ではあった。それぞれの公的機関では様々な条例や守秘義務で保護されている中で、しっかりと守っていくという努力をしているという認識の下で、どうやればいいかという議論をすればいいのではないか。(綾織委員)

- ・ 個人情報保護の取扱いについては次の議題にも関連する。(小川座長)
- ・ 清掃、法定検査等の実施率を高めていく上で、各業界団体、業者に協力義務を課してはどうかという話があったが、果たしてそれで十分なのかどうかを各団体に伺いたい。管理者に対して検査や清掃の働きかけをすることは大事だと思うが、必ずしも協力的ではない場合もあるときに、かつては、例えば町内会・自治会単位でまとまってそういう活動を推進していただくようなことがなされていた事例があったようにも記憶している。あるいは、田川市のように自治体が維持管理に責任を持つというやり方もあると思う。その辺りでもし必要になるようなものがあれば指摘していただきたい。(嶋田委員)
- ・ 今の嶋田委員の質問は、協力的でない管理者に対してどのように対応していくかという質問だと思うが、業界団体からコメントをお願いします。法定検査でも拒否された未受検者に苦勞していると思うが、それに対応する手段として何かあるか。(小川座長)
 - 香川県は、検査をしないところについては、1~2 か月ぐらいで、できるだけ文書で出して、どうしても聞いてもらえないときには、保健所単位の管轄の方と一緒に職員が動向してお願いするという形で、何とか行政との連携ができれば、協会や団体が行くよりは、行政の方に同行していただくことによって成果は確かに上がる。しかしながら、それでもなかなか同意してもらえないところがないことはない。業界団体が行くと、公益法人になって利益を追求していないが、直接利益が関わってくるのではないかという思いで、利害関係があると錯覚される。行政が行けば、3軒に1~2軒はやっていただけるという成果は上がっている。ただ、行政の協力姿勢による。(一般社団法人日本環境保全協会)
 - 鳥取県の事例だが、設置者と接触が多いのは保守点検業者で、このたび条例を変えて、保守点検業者が清掃や法定検査を未実施のところを把握した場合、勸奨することになった。始まったばかりでまだ実績はないが、保守点検業者も含めて共に向上に努めようという政策にしている。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 先ほどの清掃率、法定検査率、保守点検率をどうやって上げるかという問題については、我々は毎日仕事をしているが、設置者に納得感を与えているかということを業界団体は我が身を振り返る必要があるだろうと思う。つまり、我々は有料で仕事をしているので、顧客が浄化槽を使う上において、清掃しなくても、保守点検しなくても、使い心地は変わらない。そうすると、その人たちの背中を見て判断するという意識しないと、いつの間にか来て、いつの間にか帰って、それで金を払うのかという雰囲気はなくなる。そこを払拭しないと清掃率や法定検査率は上がらない。

そして、台帳づくりをするということだが、台帳づくりをすると全部解決するかというと、台帳を作ると言うのは簡単だが、実際に作るのはなかなか難しい。1 地域の全ての家庭に浄化槽がついているわけではない。眺めれば下水道が一番多い。そのうちの 20%程度に浄化槽がついている。それを探し当てて型式まで書き込むことができるのか。家の中へ入っていかないと浄化槽の型式は分からない。無断で入っていくわけにはいかないの、まず電話で了解を得ることになるが、電話番号が分かるのかというと、電話番号も分からない。台帳を先に行政が作るのは極めて難しいことだということを理解する必要がある。では、どうするかというと、業界を活用することが最も便利で、効率がいいと私は思う。今までの実績があるので、その実績をまず入力する。岐阜県の例を言うと、これでいいという台帳を作ったときに、設置基数よりも 30%、40%多い台帳が出来上がる。なぜかという、清掃業者が台帳のベースをまず作り、そして足りないところをつぎ足していく。法定検査の結果も入れる。入れ込んだ浄化槽が例えば田中一郎さんのものであるとしたら、息子の田中五郎さんが出てきて契約すると、1 件が 2 件になる。電話番号が違くと 3 件になる。そういうことを繰り返して、膨大な資料が出来上がるが、どこでふるいにかけるか。岐阜県の場合は清掃率も法定検査率も全て安定的にやろうとした場合は何をしたかということ、自動引き落とし契約を基本とした。自動引き落とし契約で全て賄うと 2 割引にすると行って値段を下げて一斉に契約を開始した。そうすると、自動引き落としはほぼダブらない。そして、契約したところには、誰からも批判されないような仕事を目指す。業界団体はどのような世界を目指すかということ、下水道よりもいい水を出す。そこに向かって 3 つの業種が協力し合う。そろそろそういう団体の進む方向をつくらないと駄目だ。台帳を作れば何とかかなるということでは前に進まないだろうと危惧する。(全国環境整備事業協同組合連合会)

(4) 講じるべき対応策に関する議論

① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- ・ まず 4 の 1、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について」ということで、先ほどヒアリングで団体の意見等を伺ったので、その点について各委員から意見をお願いしたい。先ほどのヒアリングの中でも出たが、単独処理浄化槽はみなし浄化槽という形で認められているという背景もあるので、浄化槽管理者との間でなかなか理解が得にくいという問題も出てきた。そのような管理者に対してどのように周知を図っていくのかということも課題としてある。また、除却して新しい合併処理浄化槽に切り替えることになれば当然、費用負担等も発生してくるので、そういう点も含めて特定既存単独処理浄化槽をどうすべきか。ただ、漏水については前回の意見でも各委員から、即、除却対象であるという合意は得られたのではないかと思う。そういう点を踏まえて意見があれば願います。(小川座長)
- ・ 先ほど各団体からの意見、説明を伺い、その中で特定に対してのやり方に注意するという話が出ていたと思う。また、保守点検、清掃の動向に触れながら、様々なデータ、ビッグデータの話が出た。その中であったのは、市民に対して理解をいただくには、今の大臣決定や指針は分かりにくいので、なかなか判定に至らないという話も出てくるということがあった。伺ったイメージでは、保守点検、法定検査のデータ等もあるとは思うが、基準・規格をもっと分かりやすいものに、しかも法定検査にある程度リンクした形で見直しをしたほうがいい。全体の話をつとて聞くとそのように理解したが、その点についての確認になるが、意見をいただきたい。鹿児島県の貢献もあるので、そういう風に考えられる

かと思った。(古市委員)

- 鹿児島県の判定フローは 3 段階がある。漏水していたら即判断し、次に外形でおかしい、中身の機能がおかしいのを見た後、周辺に悪い影響を与えていないかということで判断している。周囲に悪影響を及ぼしているかどうかをまず判断するためのフローをつくった。どれだけの BOD が出たといった数値的な判断というよりも、悪臭、スカムなどで迷惑をかけていれば、即、特定既存と判定するという流れになっている。ほとんどは漏水で判定されているのが現状ではある。したがって、そのほかの判断、周囲への悪影響というのは、周囲からの苦情があったときに判断されるのではないかと。そういう形になっている。(綾織委員)
- 鹿児島県の場合、例えば補修の対象としているもの、漏水があつて補修でも可能な場合には、どのように対応しているのか。(小川座長)
- 266 基が判定されて 70 基が補修されており、補修されればオーケーということになっている。当然、除却は最初に推奨はするが、1 人世帯や高齢世帯など管理者の都合もあるので、それに関してもそれ以上の悪化がないことをまず念頭に置かないといけないが、補修についても当然していくという形にならざるを得ないと考えている。40 基が合併に入れ替えられた。トイレが壊れていると言われたら、平気な人はなかなかいないと思うが、その中で入れ替えたのが 40 基である。補修も含めて大体 6 割については何らかの対応がされたということで、改善はかなり図られたのではないかと印象ではある。(綾織委員)
- 例えば補修の場合、また漏水が出ることも当然、可能性としてはなきもしもあらずだが、その場合はどのような対応を考えているのか。(小川座長)
- また検査でフロー判断をして、また特定になるのではないかと。 (綾織委員)
- 逆に言うと、補修が複数回行われる可能性もあるということか。(小川座長)
- それもあり得るかもしれないが、よく分からない。(綾織委員)
- ・ 単独処理浄化槽に対する指摘、周辺に悪臭、悪影響を与えるという形で浄化槽そのものについての認定はそれでいいが、設置者、管理者に対する思いやり、何らかの形で負担の軽減をするような考え方は委員にはないのか。三豊市の場合は単独処理浄化槽を撤去する場合は、額としては少ないものの 9 万円を、こういう話がある前から自主的に行政が出している。浄化槽を設置する場合にも、ほかよりも 10 万円、15 万円、上乘せする。そういう形で市民に対する思いやり予算がある。撤去して合併処理浄化槽に替える費用負担について何らかの形で軽減することが考えられないかという思いがある。浄化槽の維持管理については、高齢者世帯に対して、年金が 15 万 8000 円以下であれば、2 万 4000 円の補助を出すということで 86 億円の予算が組まれている。本当に撤去しようとするのであれば、金銭的なことが高齢者にとっては一番負担なので、それを真剣に考えて議論していく必要があるのではないかと。物が傷んでいるからこうしなければいけないと言うけれども、使っている人は物が傷んでいても使用はできる。ただ、世間に迷惑をかけている、地域に迷惑をかけているという認識の上に立って、良心を痛めていると思う。そういう弱者に対する思いやりは行政としてあつてしかるべきではないかという気がするが、それについて委員の方の考え方はどうか。(一般社団法人日本環境保全協会)
- 検討会では、特定既存単独処理浄化槽の判定におけるハードルを解消する方法を考えるべき

だが、2回目検討会の時に、浄化槽管理者から、特定既存単独処理浄化槽に指定してくれと言われるぐらいの、例えば経済的な援助が必要なのではないかという話をした記憶がある。経済的には公平の観点からそれがどこまでできるかは分からないが、そのようなことも一応議論としてはなされているということを知っておいていただきたい。(酒谷委員)

- ・ 先ほど鹿児島県と岐阜県の事例を伺ったが、これは先進事例の話である。それがほかの県で、例えば関東の周りの県で実施されていないのは、何か理由があるのか。それは行政の関わり方が薄いのか、業界として関わりたくない、関わり方が薄いのか分からないが、先ほど行政を絡める、一括契約をする、それだけでは足りないという話が全国環境整備事業協同組合連合会からあったが、ほかの県で岐阜県や鹿児島県のようなことができるような方策としてこういうことならできるかもしれないということがあれば、鹿児島県や岐阜県の事例を絡めて教えてほしい。(酒谷委員)
- ・ 特に実施率を含めて厳しい都道府県も当然あるので、そこに対してどうあるべきか、あるいはどう対応していけばよいか、コメントがあればお願いしたい。(小川座長)
 - 特定既存単独処理浄化槽という名前が出てきているが、漏水などの話はずっと以前からあった。ただ、たまたまこういう形で悪質のものをそのままにしていたというのであれば、委員からあったように、例えば指定されたら市町村が面倒を見る、市町村設置ですというようなことをしていかなないと、この意味自体もなくなるのではないかと個人的には思う。システムや清掃率などは、私は和歌山県だが、岐阜県に倣えということではないが、システムを活用してやっている。そのシステムは先ほど説明したように水処理をしているシステムにもなる。台帳もあって棒グラフになっている。どの家庭からどのような水が出ているかというのを、行政に全部説明して皆でやっということうことで、業界を挙げて訴えかけて水処理業者になっていこうという形でどんどん進めている。一方的にやれとは言っていないが、どんどん普及させていき、後々こういうシステムが全国統一されたらいいという思いで今こつこつ進めている状況である。(全国環境整備事業協同組合連合会)
 - 岐阜県では昭和 63 年に業界が独自で「らくらく一括契約」という取組を行ったことが、非常に高い清掃率、保守点検率、法定検査率になった1つの要因とは思っている。県は平成 15 年に浄化槽の台帳システムを作り、それは法定検査率を 100%にするという目標を立てて、業界と連携してこれまで取り組んできた。さらに、平成 17 年に浄化槽法が改正され、法定検査未受検者に対して勧告ができるようになった。これに対して業界からも要望をいただいて、県としても勧告が行える仕組み作りに取り組む、未受検者対策と同時に行っている。浄化槽の台帳は、業界で持っている台帳と県で持っている台帳とで乖離が生じていたので、廃止や二重登録について法定検査の情報で整理し、あるいは現場で得た情報で更新し、未受検者対策を進めることで、さらに浄化槽の台帳を正確なものにするよう取り組んでいる。したがって、もともと独自の台帳システムを各出先機関で持っていたものを1つに併せて、さらに業界の情報と突合しながら精査しているような状況である。浄化槽の未受検者指導をすることで、廃止や下水道接続、あるいは二重登録が分かり、台帳が整理されるという状況が、岐阜県の取組みの中で行われている。また、令和 4 年に環境省の浄化槽台帳システムに更新したので、これからは保守点検、清掃の記録についてもうちのシステムで取り込めるよう調整している。岐阜県としては業界と連携しながら、浄化槽台帳の整備に取り組んできており、個人情報取扱いについては、一度整理して、業界が

持っている行政閲覧システムをこちらから閲覧する際に、問題がないことを確認し、保守点検や清掃の記録を閲覧している。岐阜県として以上の取組みを行う中で、単独処理浄化槽の漏水は県内でも 700 件程度あると把握しており、指定検査機関の検査結果に基づき、各出先機関から管理者に指導文書を発出している。(山内委員)

② 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

- ・ 山内委員から次の議題も含めた形で意見をいただいたので、次の議題 4 の 2「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」という議題に移る。(小川座長)
- ・ 今日には業界団体から貴重な意見、課題等を伺って大変参考になった。感謝する。宮城県では、権限の大部分を市町村に下ろしており、県として全てを把握しているわけではないが、思ったことを述べる。宮城県の状況としては、浄化槽法定検査センターをはじめとした関係団体の尽力により、法定検査率や清掃率が非常に高いと思っている。その中で特定既存単独処理浄化槽については、これから明確な基準が定められ、それについては改善されていくだろうと思うが、その後の課題である合併処理浄化槽への転換は、業界団体だけではなく、行政としても同じ課題で悩むところだろうと思う。業界団体からは何度も財政支援が必要だという意見があったが、行政側としてもそれは大変重要な問題だと思っている。ただ、お金が出るからといって合併処理浄化槽に移行する方が増えるかという、高齢化も進んでいく中、なかなか難しいと思っている。先々の話だが、10 年後、20 年後には単独処理浄化槽は使えないという大きな方針が示されれば、浄化槽管理者の考えも違ってきたり、行政としても指導しやすくなるのではないかと思う。それについては、国としてはどういう考えを持っているか、伺いたい。(齋藤委員)
- ・ ある意味で非常に厳しい部分もあり、単独をなくすという面では、業界団体、我々委員を含めて合意は得られているが、強制ができないという非常に煩わしいところもある。環境省から発言はあるか。(小川座長)
- ・ そこは行政、業界を含めて、浄化槽に携わる者に共通の認識であり、目標であると思う。今指摘のあった年限を区切って、予見可能性をしっかりと示した上で対応していただくことは、アプローチの一つの方向だろうと思う。ただ、個人財産を最終的に撤廃させるという着地点になる中でそういう措置がどこまでできるのか、議論すると当然、憲法の財産権の話にもなるので、法制上の論点は非常に多いはず。そこは現場の声としてしっかり受け止めて、どういう促進策があるのか考えたい。これは先ほどの日本環境保全協会からの指摘とも重なるが、合併浄化槽への転換を特定既存単独処理浄化槽一本で進めるわけではないし、従来から補助も行っている。転換という目標に向けたアプローチは様々にある中で、そういうメニューをどう組み合わせるのか、さらにメニューを強化して増やしていくかという議論だと思っている。即時撤廃のハードルは高いが、長期的に何ができるか、そこも含めて考えなければいけないので、宿題としてしっかり受け止めた。(環境省)
- ・ 台帳整備と協議会との絡みに係わることで、1 回目よきの資料だったと思うが、協議会に県が直接関与していないところがかかりあった。団体からの意見として、県の関与のあり方については今後考える上で何かあるか。私としては、都道府県が中に入って一緒にやるべきではないかとは思っている。(河村委員)

- ・ 法定協議会に県が入っていないという状況も見受けられたということに関してどうか。(小川座長)
 - 鳥取県では、法定協議会はもともと市町村の担当者会議があって、それは県が説明する会議で、それに業界団体や指定検査機関が呼ばれていた。そういうベースがあってそれをそのまま法定協議会にしようということで、一般の管理者にも入ってもらい、法定協議会を令和 3 年に立ち上げた。鳥取県の場合、県が地元の方と動いているが、権限移譲した市町村も含めて、県単独だけだとやりづらい部分を、皆で一緒にやろうということで共通の指導方法ができるということで認識している。そういうことで県、行政が全て参加したほうがやりやすいと思う。(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)
 - 行政、事業者、管理者、そういう方々が意見を言い合える場だと思うのでお尋ねしている。(河村委員)
 - 香川県は、実は合併処理浄化槽の市町村協議会が県であるようだが、当初、その中にオブザーバーとして参加したらどうかという意見があった。私はそれは絶対にいけないということで、せつかく環境省から通知文書が出て、県・市・町、関係団体という面は明らかになっているので、私どもとしてそれは譲れないという形で、私どもの場合は県並びに 8 市 9 町の関係者が全て入り、保全協、浄化槽協会の団体が入って作っている。全体会議の開催という提案もしたが、全員がそろえるのは極めて厳しいので、何人かのグループで問題を絞って小会議をやってはどうかという提案があったので、その都度、私どもの団体は参加するという考え方でいる。あくまで代表は県がリーダーシップを執っていただくということで、県の課長をお願いしている。会議の司会進行も県の課長がして、我々は横から発言するという形になっている。香川県の場合は、沼田室長にも来ていただき発会式もやったので、国が力を入れているということが大きく効いてきたのではないかと考えている。今後期待しているので、御指導をお願いしたい。(一般社団法人日本環境保全協会)
- ・ ほかに台帳整備、電子化について発言はあるか。当然それには協議会も関わり、法定協議会は法令上で定められている協議会で、都道府県が当然、関与すべきだが、なかなかそうならない実態もある。そこはこの検討会をまとめる中にも入れ込む必要があると思う。(小川座長)
- ・ 事例だけ述べる。たまたま昨日、連絡協議会を徳島県で開催した。徳島県では水環境整備課が所管しているが、課長が進めて、課長が司会進行をして、全ての団体に集まっていた形になっている。徳島県には 24 市町村があるが、徳島県下以下 24 市町村の全ての水環境の行政の担当者が全て参加している。その中で浄化槽についての協議会は現在、第 9 回を迎えている。令和元年の浄化槽法一部改正から令和 2 年度の執行で、令和 6 年度、第 9 回を迎えている。昨日の議事を紹介すると、防災協定の見直し、要望書、DX の取組、標準契約書その他など、業界団体の皆様と話し合っている協議会である。事例の一つとして紹介した。(田村委員)
- ・ 維持管理の台帳について、一般廃棄物処理実施計画が市町村の義務としてある中で、まだ未策定がある。これが実施率を下げる大きな要因ではないかと思うので、どうして未策定になっているのかを問題としてもっと深掘りしていただいて、維持管理の徹底を許可業者も含めてどう担保していくかということをぜひ盛り込んでいただいた上で、この電子化の義務や台帳整備にもつなげていただくと、業者の責任も明確になり、今求めている様々な台帳に関する情報も集約されるのではないかと。ぜひ議

論の中でそれをお願いしたい。(全国環境整備事業協同組合連合会)

- ・ 実施計画の中に台帳管理は盛り込まざるを得なくなるし、台帳管理については一度作っただけではなく、常に更新という手間のかかる作業が入ってくるので、そういう体制づくりもきちんと踏まえて、一回作ってもまたそれが古いものになってしまうという過去の経験を繰り返さないようにすることも必要ではないか。

今日は様々な意見、質問のやりとりだけで終わってしまい、取りまとめまではいかなかったが、次回第4回は対応方針の検討ということで、今回の行政、4団体のヒアリングで伺った点も踏まえて、特定既存単独処理浄化槽、維持管理向上のための台帳整備について取りまとめの方向に議論を進めていきたい。以上で本日の議題を終了する。(小川座長)

<閉会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 長時間にわたる議論に感謝する。まずはヒアリングに参加していただいた4団体の皆様に改めて感謝する。ヒアリングでの意見聴取という形式については厳しい指摘もいただいたが、我々環境省として、日頃から浄化槽の現場を支えていただいている清掃、保守点検の業者の皆様を軽んじることは全くないと改めて申し上げる。その上で、本日のヒアリングの説明及び議論では非常に有益な真摯な指摘を多くいただいた。前回の自治体ヒアリングと共通だが、いただいた意見の中ですぐできるもの、実施するべきもの、実施するに当たって準備が必要なもの、根本的なロジックも含めて考える必要があるものなど、色分けはあると思う。そのような整理はしつつ、日頃現場で取り組まれている皆様の真摯な意見を受け止めた上で、行政としてまずは何ができるかを、次回、次々回の議論の中で詰めていければと考えている。引き続きよろしくをお願いしたい。

(2) 第4回議事録

<開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日はお忙しい中、御出席いただき感謝する。本検討会は全5回を予定しているが、今回は第4回ということで、本日は「浄化槽法施行状況点検検討会 報告書骨子(案)」をお示しする。とりまとめに向け引き続き熱心な議論をいただきたい。

<議事>

- (5) 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討の結果概要について【資料 1-1、1-2】
- ・ 今回は第4回目ということで、先ほど沼田室長からも話があったように、今回と8月に最後の第5回検討会の予定になっている。既に2回にわたりヒアリングを行い、現場の意見も把握しながら最終のまとめ、特に今日は資料4として「浄化槽法施行状況点検検討会 報告書骨子(案)」が提示されているので、今回と最後の第5回検討会においてまとめに向けた議論を進めていきたい。

それでは、まずは資料 1-1「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果概要について」になる。この資料 1-1 は、昨年度、一般社団法人浄化槽システム協会で環境省の請負業務として、次世代型浄化槽の検討において、単独処理浄化槽の判断の明確化、より客観的にしようということで、今回のこの検討会の主題でもあるが、非常に不明確なために単独転換があまり進まなかったという総務省の勧告も受けているので、そういった形で既に昨年度の時点で指針の定量化を議論して報告書にまとめ上げたものである。それが今回のこの検討会の検討事項にも十分当てはまるだろうと私自身は思っているので、そのことについて今日は酒谷委員から説明していただく。この検討会については、今回の検討会のメンバーである蛭江委員、古市委員、山崎委員もこの報告書を検討した際に参画してまとめ上げている。その旨もお含みおきいただきたい。(小川座長)

- ・ 今、小川座長からの紹介にあったとおり、前年度の次世代浄化槽システムに関する調査検討業務の中で検討した一つの事項である。それが資料 1-1 で、報告書からの抜粋になっている。20 数ページあるので、資料 1-2 としてそのアブストラクトを「補足を含む」となっているが、作成したので、こちらで説明する。

判断の明確化について、まずそのバックボーン、当然の根底にある考え方が「1.特定既存単独処理浄化槽について」で、何よりも浄化槽法で既に、使用者は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めなければならない、したがって、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に替えることは当然だということが共通の認識として根底にある。しかし、「②特定既存単独処理浄化槽に関する指針(以降指針)より」にあるように、実際には単独処理浄化槽が現在、数多く残っており、旧構造基準型などの古い浄化槽もたくさんある。そこで、令和元年に特定既存単独処理浄化槽に関する法令が出来上がり、これによって実際には単独転換を進めていく一つの契機にしようという形になっている。指針が 3 番目の四角の中にあるが、その下にあるように、指針ではさらに特定既存単独処理浄化槽に該当しないものについても、単独転換を進めていくのは当然のことと追記がある。したがって、特定既存単独処理浄化槽と判定することにためらいがあってはならない、どんどん単独処理浄化槽から転換を進める契機の一つにしなくてはいけないということである。

2 ページで、ところが、その判定の実態としては、本検討会においても報告があったとおり、ほぼ鹿児島県での実施例があるのみで、実際に特定既存単独処理浄化槽と判定された例は少ない。その理由として総務省の報告書では、「i)判定できるだけの知見が十分ではない」、「ii)抽象的な判定基準の定量化が必要」、「iii)周辺環境への影響度をどのように確認すべきか分からない」、などがある。判定基準の定量化の方策として、ここでも議論があったが、3 つ目の四角囲みにあるように、11 条検査については、「浄化槽法定検査ガイドライン」が環境省から出されており、そこで細かいチェックができるようになっている。なおかつ、公益財団法人日本環境整備教育センターのテキストなどを含めて、指定検査機関の検査員の判定に差が生じないようにということで、さらに細かい内容がバックアップとしてあるので、この 11 条検査の判定を利用すれば適正かつ客観的な判定が可能になる。検査担当者の違いによっても差が生じないようにされている。したがって、適正かつ客観的な検査と位置づけてよいということ、まず一つの結論とした。

そうであれば、11 条検査でやればよいという話だが、真ん中の四角囲みにあるように、11 条検査だけでは、その結果に基づいて浄化槽の修理や除却をするという法令の体系にはなっていない。それに基づいて行政庁からは指導、助言などがされているが、実際の行為としてはできるような法令になっ

ていないと理解している。個人的な理解なので、間違っていれば教えていただければありがたい。令和元年に制定された特定既存単独処理浄化槽に係るものとしては、法令で措置が規定されており、除却その他、必要な措置を取るよう助言、指導、勧告、命令をすることができるという強い法令にできている。これぐらいしないと、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は進まないということだったのだと思う。

実際にどうするかを 3 ページに書いてある。11 条検査をこの特定既存単独処理浄化槽の判定に紐づけることが必要だということだが、では 11 条検査はどういうものなのかというと、かなり細かく項目ごとに決められており、その中で「良」、「可」、「不可」を検査員が判定することになっている。「不可」となると、処理機能等に影響を与えることが明らかだということで、望ましくない状態にあるということになっている。

その下のフローにあるように、その中でも重要な項目 A というのがある。5 ページにあるように、11 条検査重要度が項目ごとに A、B、C に振り分けられている。例えば重要度 A であるのは、「01.水平の状況」、「04.漏水の状況」などで、これが異常であると重要度 A が「不可」になる。そのほか、B、C がある。

3 ページに戻ると、その重要度 A の項目が 30 項目あるが、それが「不可」になると、この 11 条検査はそのまま「不適正」という判定になる。そのほか、そうではなくても、例えば B や C が「不可」であっても、直接「不適正」にはならないが、水質など機能に異常があることとの因果関係が明確であれば、併せて「不適正」になるという仕組みになっている。

4 ページで、11 条検査の「不適正」の定義としては、「法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要する」ということとなる。先ほど述べた外観検査の重要項目 A が「不適正」であるというのは、例えば、四角囲みの中の①で、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるものは「不適正」である。これは下の四角囲み②の、「生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの」という特定既存単独処理浄化槽の定義とイコールだということで、この「不適正」は、すなわち、特定既存単独処理浄化槽として判定していいだろうということである。基本的には、そうであっても、そうでなくても、B が「不可」であっても、そのほか機能上に問題があり「不適正」となったものについても、特定既存単独処理浄化槽と判定していいだろう。そういう 11 条検査との紐づけが分かりやすくいいだろう。検査員も手慣れているし、様々な項目で細かく詳細にその判定の内容が定量的に決められているものが数多くある。

先ほど見たように、5 ページには、11 条検査の重要度 A、B、C に応じて様々なものがある。

実際にどうするかというのは 6 ページである。この辺りは実は若干曖昧なところがあるが、基本的に重要項目Ⅰの「(イ) 本体又は流入管渠に漏水又は溢流がある」というものに該当すれば、これは即、特定既存単独処理浄化槽として判定する。この辺りは異論がないところではないかと考えている。下に「措置【レベル 3】」とあるが、措置についても自動的につなげていくことを明確化の中で検討している。ここではレベル 3 だが、後ほど説明する。ちなみに、ここでは説明が足りていないが、重要項目Ⅰというのは、11 条検査ではなく、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」での重要項目Ⅰである。溢流があれば当然、特定既存単独処理浄化槽になるが、そうでなくても重要項目Ⅲにある「(ロ) 本体の破損」や「(ハ) 水平の狂い」など、このうち一つでも該当すれば、当然、特定既存単独処理浄化槽ということになる。そのほかの重要項目 A、11 条検査の項目についても「不可」であれば、

基本的には特定既存単独処理浄化槽になる。

ただ、真ん中の 2 つつながった四角の下のところに、「ただし、07.08.を除く」とある。5 ページの表を見ると分かるが、「08.浄化槽の上部又は周辺の利用又は構造の状況」、「07.嵩上げの状況」と書いている。そこは直接、特定既存単独処理浄化槽と判定するのはいかなるものかということで、これについては検討する中で様々な意見があった。したがって、必ずしも合理的にまとまっているわけではないが、基本的には 6 ページの真ん中のラインは重要度 A の項目が「不可」であって「不適正」となったものが即、特定既存単独処理浄化槽になる。

その右側は、そうでなくてもということだが、ここは B 項目と、そのもう一つ下にある「周辺環境への影響」が合わさると、どちらかが 1 つずつあれば、少なくとも特定既存単独処理浄化槽になる。B 項目で「不適正」になるものについても、特定既存単独処理浄化槽ではない。

ただ、右上の四角にあるように「②その他の項目」の「(イ)内外設備」に隔壁などがあるが、これは左の(ロ)の 2.である。ここが少し曖昧で、真ん中は変形や破損が激しくて修理が非常に困難なものと考えており、右側は割と簡単に直せるものというイメージである。ここはメーカーの委員の方々も曖昧な部分があり、自分たちで簡単に直せるものは直したらよいのではないかという意見がどうしても払拭できなかった。だが、分かりにくいので、基本的には、ここで B の項目に該当するのは「(ハ)水の流れ」からだが、これが周辺環境に影響を与えると即、特定既存単独処理浄化槽になる。そのほかにも、「(イ)内外設備」、(ロ)、(ニ)、(ホ)は実は A 項目だが、ここはどうなのか、少し曖昧なところがある。だが、ここは真ん中の四角の中身、右側の四角の中身を含めて、詳細に検討する必要はあって、そこまでは至っている形ではないが、基本的には真ん中は A、右側が B で、併せて「周辺環境への影響」があれば特定既存単独処理浄化槽というのが基本的な流れになっている。

措置については 7 ページになる。措置についても極力紐づけて自動的にできるようにしたい、明確にできるようにしたいということで、「措置の判定基準例」とあるが、これも例なので、先ほど述べたように、100%これでやらなくてはいけないというわけではないが、ここではそうしている。例えば「放流水質の規制」で、また、「過去の補修等の実績」、「補修等が困難」の他、「過大な荷重負荷」は、先ほど嵩上げが 30cm を超えているものは除いたが、措置については荷重な負荷があれば、過大な荷重がかかる可能性があるということで入れてある。「使用年数」は、旧構造基準型である、あるいは 30~50 年というものであれば劣化が進んでいるのではないか。「井戸の設置状況」は近くに井戸があり、それが 5m なのか、20m なのか、結論は出していないが。「11 条検査等の記録」は記録が全くない、あるいは「不適正」判定を続けているようなもの。「その他の情報」としては、様々な重大な不具合が報告されているもの。こういう 8 項目をとりあえず例として挙げている。

判定の例としては、レベル 3 は、基本的に速やかに除却を勧める。恐らくは期限を区切って除却を勧めていく。レベル 2 は、速やかに除却することを勧めつつ、補修という選択肢もないではない。もちろん環境や下水に影響を与えるので、早急を実施しなくてはいけないので期限を切らなくてはならないが、ここは 2 つの選択肢を置いている。レベル 1 は、自主的な単独転換を勧める。また補修なども含めて、いずれにしろ早急を実施するよう指導しなくてはならない。恐らく行政からの指導、勧告、命令といったレベルもこれに応じて差異を設ける必要があるだろう。「協議」というのは余計で、協議はどこでも発生するので不要だったかと思う。

8 ページにそれを整理している。特定既存単独処理浄化槽と判定されたものは青い矢印の下で、先ほども出た 1 から 8 のうちの 2 つ以上が該当すればレベル 3 で、速やかに除却。1 つ該当すればレ

ベル 2、該当しないものは自主的な除却になる。漏水に関しては直接、レベル 3 というのは、先ほど述べたとおりである。

9 ページはプラスアルファの話になるが、令和 3 年度に環境省名で報告されている 11 条検査で、それに今のフローを当てはめたらどうなるかということである。既存単独処理浄化槽の 346 万基のうち 11 条検査実施基数が 96 万基(27.8%)あり、そのデータを基にしているが、まず A 項目の「不適正」が赤になり、右側ではピンクの 3 万 8000 基(4.0%)が、レベル 3 の特定になる。「おおむね適正」となった中でも、先ほど述べたように、B 判定のもの、A 判定のものなどを含めて周辺環境に影響があるものを、細かく項目を見ていくと特定既存単独処理浄化槽に判定されるが、それが 12 万基ほどある。合わせて、11 条検査を実施したものの中では 16 万基ぐらいの特定既存単独処理浄化槽が判定されることになる。

下に追加した四角は未受検のものである。同じパーセントで未受検のものをみると、レベル 3 のものが 10 万基ぐらいあるのではないか。そのほか、特定既存単独処理浄化槽と判定されるものが 31 万基程度あるのではないか。しかも、未受検のうちで旧構造基準はかなり多いが、それはかなりの確率で特定だろうということで、24.3%というのは上の確率から言っている。

そうすると、下の四角にあるように、レベル 3 が 13 万基、レベル 2 が 43 万基、レベル 1 が、旧構造基準はよく分からないので、50 万基で、合わせて 100 万基ぐらいが特定既存単独処理浄化槽として判定されるべきだろうということである。これはあくまでも試算である。

「10.その他」では、11 条検査の受検率を高めることが必要であり、そのほかの情報をもとに特定既存単独処理浄化槽の判定を同様な手順を進めることが必要だろう。いろいろな課題はあると思うが、とりあえずこうすることでどんどん特定既存単独処理浄化槽の判定を進めることで、そのルールを決めることができる。そして、課題も明らかになり、その課題に応える施策も必要になってくる。ニワトリと卵で、どちらを先に用意するかということはあるが、ここではとりあえず判定既存単独処理浄化槽を明確にして、どんどん特定既存単独処理浄化槽を判定し、ムーブメントを起こしていくことが、日本の水環境の改善につながるだろうということで検討した。(酒谷委員)

- ・ ただいまの説明のとおり、11 条検査が基本となるベースで行うことが可能ではないかということで、定量化までかなり議論していただき、さらにそれによってどの程度が特定化されるかという予測まで示した形で報告書をまとめて報告していただいた。(小川座長)
- ・ 確認だが、最後の 9 ページの表は新構造基準の単独処理浄化槽と旧構造基準の単独処理浄化槽を合わせてやっているという理解でよいか。(河村委員)
 - そのとおりである。(酒谷委員)
- ・ 旧構造基準だけ、新構造基準だけというのは特にカウントしていないのか。(河村委員)
 - そこまでの分析はしていない。(酒谷委員)
- ・ 同じ 9 ページの判定既存単独処理浄化槽の試算について、これは令和 3 年度の法定検査結果を基に試算しているが、例えば 10 年前の結果でやるとどうなるか。つまり、10 年前の結果と令和 3 年度の結果で比較した際に割合が増えていると考えるか。そうすると、今回は 100 万基と推定しているが、今後の予測ができるのではないか。実施はされていないかもしれないが、現在の想定、今後の推移について見解があれば教えてほしい。(蛭江委員)

- 蛭江委員とは共に検討したが、河村委員の質問と似た話だと思う。旧構造基準、劣化が進んで時間が経っている。ただ、今後は分からないが、これまでは下水道に転換されるものもかなりあった。今、ここで率がどうなっているかは分からないので、あくまでもこれは試算でやった内容なので、今後推移を見ていければいいと考える。(酒谷委員)
- ・ 関連する内容で、公益財団法人日本環境整備教育センターでは 11 条検査に関する重要事項、破損や変形について、環境省のデータを研修会等で毎年確認している。その中身を見ると、単独処理浄化槽の重大な変形、破損といった内容が件数としては年々増えているというデータとなっている。内容の精査は必要かと思うが、旧構造基準の浄化槽のほうが年代が古く、重大な問題が件数としては増えているという現状があるので、傾向としては間違いなく古いほうが NG のものも多く、増えていることは、今までのデータから判断できると思う。参考情報である。(古市委員)
- ・ 古いものほど可能性としてはますます高まるということだと思う。(小川座長)
- ・ 資料 1-2 は非常によくできた資料であると思うが、指定検査機関としての意見、お願いがある。1 ページの一番下にある「特定既存単独処理浄化槽と判定することにためらいがあってはならない」というところが、指定検査機関としては文言としてきつと感じた。以前、私が述べたように、浄化槽は個人財産なので特定既存単独浄化槽の判定については以前から慎重にということ、しかし、進めなければならぬということでの検討会に出席しているが、この文言が気になる。法定検査に関しては、法定検査率が 100%であればためらいなくできるだろうが、70%をこれから目指していくという形で、残りの 30%があるので、公平性にどうしても欠けてしまいがちになる。各県の状況によって、「ためらいがあってはならない」というきつめの文章を変えていただけないかとは考えている。我々としても県と協議しながら特定既存単独処理浄化槽をやっており、100%に近づけていくために浄化槽台帳の整備を進めていかなければならないということで、文言を変えてもらえればと考えている。
また 3 ページに 11 条検査の判断フローが示されている。ひな形はよく考えられていると思うが、指定検査機関としては、47 都道府県において県ごとの諸事情があるので、この実効性を高めていくためには、県、行政担当者との協議が必ず必要になってきている。ちなみに、徳島県においては、私の指示の下で県と公益社団法人徳島県環境技術センターとの間で判定基準を調整している。例えば 1 年だけの BOD で判断することは、すくったときに可否が出てくるので、徳島県においては 2 年間といった形で進めている。非常によくできていると思うが、少し考えてほしい。
4 ページに関しては、11 条検査の判断を判定にするという言葉があるが、先ほども述べたが、この文言では法定検査を行った人間だけが損をするという不公平感を助長して、受検率の低下につながりかねないと思う。ここも慎重な判断を進めてほしい。11 条検査を基本にというのは読み込んで理解できる。
判定フローに関して A と B、そして旧構造基準、新構造基準に関しての試算は非常にすばらしいと思うが、現場に出ている我々からすると、きつめだと考えているので、11 条検査結果を使うのであれば、11 条検査の指定検査機関だけでは少し難しく、県との協議がどうしても必要になる。この資料は非常に優れた文章だと感じているので、そこを考えてもらえるとありがたい。今回、私は指定検査機関として出席しているので、文言を変更してもらえるとありがたい。(田村委員)
- ・ 指定検査機関としての立場を踏まえながら意見をいただいたが、逆に私は、1 ページの「ためらいがあってはならない」という表現は、よくぞ書いてくれたと思っている。たしか報告書にはなかったのでは

ないか。(小川座長)

➤ ない。(酒谷委員)

- ・ したがって、これが前提にあるのではないかと私は考えている。ただ、未受検者の問題など、まだ様々な議論はあると思う。それはまた次の課題にも関連するので、まずは一つ、とにかくなくしていくという合意形成がまずあって、その中でまた細かい部分の議論をしていく必要があると考えている。ただ、きつい部分もあるので、この後また改めて議論したい。(小川座長)
- ・ よろしく願います。(田村委員)

(6) とりまとめの方針案に関する議論【資料 2、資料 3、資料 4】

③ 第1～3回検討会の議論の整理

- ・ 続いて、議事 2「とりまとめの方針案に関する議論」に移る。
その前に、冒頭にも説明があったように、6月14日に開催された自民党の浄化槽推進議員連盟及び公明党の浄化槽整備推進議員懇話会において、議員立法による浄化槽法改正に向けた決議が行われ、それに関して一般社団法人全国浄化槽団体連合会の上田委員から議員連盟への要望内容、決議内容を提出したということなので、まずその内容を説明してほしい。(小川座長)
- ・ この緊急要望書を出した大きな理由はいくつかある。一般社団法人全国浄化槽団体連合会では「浄化槽ビジョン」を1年間かけて検討してきた中で、小川座長が同じ座長でもあるが、出てきた課題や、維持管理をきちんとしないことと浄化槽の信頼向上にならないこと、一番大きな課題として単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくこと、もう一つは、国土交通省と協議をしてきた浄化槽設備士の問題など、そういったことが様々出てきている中で、国土交通省も非常に熱心にやっていたこともあり、担当者が交代したら若干情熱が冷めたような雰囲気もあるが、議員連盟の幹部の方と話をしている来年の通常国会で浄化槽法の法改正をやっていかなければいけないということで、3つほど要望を出した。

浄化槽台帳整備について、今回の能登半島地震で調査をしていくと、あまりにも浄化槽台帳ができておらず、現場を見に行くと無届浄化槽も非常に多く、また維持管理もされていないものもたくさん出てきて、大変驚いた。まず浄化槽台帳が整備されていないことによる大きな問題があるのと、浄化槽台帳を作ればいいというものではなく、浄化槽台帳を見れば状況が分かるというようなものにしていかなければならないのではないかと。もちろん法定検査に関してはしっかりデジタル化されていると思うが、維持管理、保守点検・清掃などはいつ行ったのかも分からない、行っているのか、行っていないのかも分からないというのでは、浄化槽台帳はただ表紙がついているだけで、中に何も書いていないようなものではいけないのではないかと。浄化槽台帳をきちんとするための原則として、今後、業者側もデジタル化していくということも含めて、全体の浄化槽台帳のデジタル化を進めていくべきではないか。それによって、無届浄化槽の存在が明らかになり、その対応ができるのではないかと。

法定検査、保守点検・清掃をきちんとしてもらう。将来的に法定検査の受検率向上のためには、一括契約も必要だということで、それにつなげていくためにも法定検査の受検率を上げていかなければいけない。先ほどから話が出ている特定既存単独処理浄化槽の対応にしても、法定検査を真面目に受けている人がその判定にさらされて、受けていない人たちが何も分からないで通り過ぎていってしまう

のでは、不公平になるということもある。行政が無届浄化槽に対する指導をするためにも浄化槽台帳のデジタル化をもう少し中身のあるものにしていかなければならないということを要望した。

特定既存単独処理浄化槽の適用拡大というのは、今話されていた部分で、もう少し判定基準の統一化・明確化、検査員、指定検査機関が権限を持つこと、またそれをやっていくためにも指定検査機関に関しては、仕事をやってもらうからにはもう少し財政的な支援も必要なのではないかということが 2 番目である。

3 番目に、浄化槽設備士について相当大的な問題があるとずっと感じており、取得者の大多数、58% が 65 歳以上であるということは、ほとんどが単独処理浄化槽の時代に資格を取った方たちではないか。単独処理浄化槽のことを勉強して資格は取ったが、その後、合併処理浄化槽についても勉強してもらえればいいが、そういう機会もほとんどなかった人が多いのではないか。また、65 歳以上が 58%なので、実際に仕事に就いているのかどうかも分からない。亡くなっている人、仕事をやっていない人もいるかもしれない。ということで、その方たちの実態を確認する意味でも、浄化槽管理士と同じように研修・講習を最低5年に1回でも受けてもらうようなことを義務づけるべきではないか。それと、今後、何人必要なか。残っている人が実態に合っているのかどうか。足りないのであれば、早急に確保する必要がある。これまでの受験資格だけではなく、もう一度見直しをして、受験しやすいような体制ということで緩和していくべきではないかということを提案した。

自民党の浄化槽推進議員連盟も公明党の浄化槽整備推進議員懇話会も、どちらも全員賛成で、決議文を作り、議員連盟として今後要望をして回ると言っており、議連としては来年の通常国会で法改正をしていきたいという考えである。皆様から意見があれば、また議員連盟とも協議をしていきたい。(上田委員)

- ・ 本検討会での議論は議員立法による浄化槽法改正の動きとは全く別途に行っているが、特に今、上田委員から説明のあった課題(1)、課題(2)は、まさに関連することだと思うので、上田委員から情報提供をしていただいた。(小川座長)
- ・ 浄化槽設備士の関連で、各県で登録を行うときに、改めて講習を行って登録している県が多いと思うが、それとは全く別に全員について研修制度を設けるということか。(酒谷委員)
 - 浄化槽設備士は国家免状なので、浄化槽管理士と同様に、県ごとに異なる内容ではなく全国統一した内容で、同レベルの養成をしていくべきではないかというのが基本にある。浄化槽管理士はそうするようにお願いをしており、浄化槽設備士においても同様の考えで、全国で同レベルの技術者養成をし、情報も同じように提供していくことが大事ではないかと思っている。(上田委員)
- ・ それでは、次の議題に入る。まずはこれまでの検討会の議論の整理ととりまとめの方針案、資料は資料3、資料4で、本日の中心的課題になる。まず説明を事務局からお願いします。(小川座長)
- ・ それでは、これまでの検討会における議論の整理から説明する。資料3になる。

この資料では第1回から第3回検討会までの議事録を基に、皆様からいただいた意見を論点別に整理している。複数人から同様の意見をいただいている場合には、ページボリュームの関係で全て掲載せず、抽出して掲載している。

まずは、「1.特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針等について」の各論点でいただいた意見から説明する。時間の関係で全て紹介することが難しいので、要点だけ説明する。

まず 1 つ目の論点、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換につなげていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきかということについては、判定基準については例えば 2 ページで、判定の具体化をしてはどうか、もっと分かりやすく法定検査にリンクした形で見直してはどうか、という意見があった。また、特定既存単独処理浄化槽と判定された後の措置については、判定自体のハードルは下げつつ、その後、勧告までいかどうかは浄化槽管理者とのやりとりであるというほうが進めやすいのではないかと、何度も修繕しているケースは一定の基準を設けて単独転換を図るほうがいいのではないかと、という意見があった。

3 ページで 2 つ目の論点、漏水があれば直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして指針を明確化すべきかについては、修繕で終わらせるのではなく、本来は合併処理浄化槽に転換するのがあるべき姿ではないかと、漏水している場合には環境への悪影響が明らかであり、特定既存単独処理浄化槽と判定すべきである、健康被害が起きた後では遅いため、特定既存単独処理浄化槽と判定したほうがよいのではないかと、といった意見があった。

4 ページで 3 つ目の論点、11 条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定(もしくはその可能性)を明示することを、全国一律に同様の運用を求めるとすべきかについて、重要な要素は全国一律としてはどうか、不適切な単独処理浄化槽の改善を図る観点から有効ではないかと、という意見がある一方で、11 条検査の受検者と未受検者間の不公平感から実際にはハードルがあるといった意見があった。

続いて 4 つ目の論点、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないかということについて、鹿児島県で特定既存単独処理浄化槽の判定が進んでいる最大の要因として、指定検査機関と県が密にリンクしていることがあるのではないかと、自治体の実施体制が不十分では法目的の達成はままならない、行政機関、法定協議会、指定検査機関、業界団体等の各分野の全てが連携することによって、共有したデータを基にした運用体制がしっかり構築されるのではないかと、といった意見があった。

また、5 ページで、特定既存単独処理浄化槽と判定された後の体制についても、改善状況の自治体への報告手法とルール確立が必要である、指定されたら市町村が面倒を見ることが必要ではないかと、といった意見があった。

また、特定既存単独処理浄化槽か否かの判定における体制という観点では、自治体職員や検査員が適切に判定するための勉強会が必要ではないかと、研修カリキュラムの整理が必要ではないかと、といった意見があった。

次に 5 つ目の論点、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるかということについては、施工や維持管理をしっかりと行っているといった条件設定が必要ではないかと、6 ページで、特定既存単独処理浄化槽と判定されてから補助金をもらって修理するという世界にならないようにしたほうがよい、といった意見のほか、財政措置の拡充は必要ではないかと、除却して単独転換する場合に、主に高齢者にとって負担があるのではないかと、といった意見があった。

7 ページで、6 つ目の論点、法定検査結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、活用して、特定既存単独処理浄化槽への対応を進める必要があるのではないかとという点については、保守点検、清掃の実施状況等の情報提供を義務化してはどうか、顧客データの共有による台帳整

備、保守点検データの活用による判定への協力ができるのではないか、といった意見があった。一方で、維持管理情報の提供に当たっては、業者のデジタル化への協力が必要である、統一基準によるデータフォーマットの設定、報告ルールの整備も検討が必要、といった意見があった。

8 ページで、「(7)その他ご意見・ご要望」として、これまでの 6 つの論点に分類されない意見を整理している。こちらも全て読み上げることはしないが、例えば、浄化槽管理者への啓発・広報活動を国からもしてほしい、特定既存単独処理浄化槽の判定における事業者からの情報提供の話もあったが、お得意様を裏切る行為にならないか、契約解除の申出等で不利益を被るのではないか、といった懸念や意見があった。

続いて 9 ページで、「2.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」の各論点でいただいた意見について説明する。

1 つ目の論点は、事業者からの情報収集の協力を得ることが難しいという意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているか。2 つ目の論点は、台帳整備と関係者からの情報収集等に関し、事業者からの情報収集の仕組みが有効に機能していない都道府県に対してどのような対処を検討すべきか、3 つ目の論点は、維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方でどのような点が障壁となっているか。共通する課題もあることから、これら 3 つの論点についてはまとめて意見を整理している。

例えば、維持管理情報の提供は義務化してよいのではないかという意見がある一方で、10 ページで、小規模事業者や高齢の事業者の場合、費用負担力等の問題から電子化が困難という意見や、循環型社会形成推進交付金があることで浄化槽台帳整備に踏み切ることができたということで、逆にそういう財政支援がないと難しいということかと推察するが、そのような意見があった。ほかに、データの作成方法は事業者によって異なり、データの突合に苦慮しているケースもあることから、共通した浄化槽コードの付与、点検記録表の統一が望まれる、11 ページで、形式が標準化されていれば別のシステムを使ってもよいのではないか、個人情報の取扱いに苦慮するケースが多く、取扱いに係る法整備や、それを明示することが必要ではないか、といった意見があった。

12 ページで、4 つ目の論点、維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域割が必要であるという意見について、どのように考えるべきかという点については、区域割と維持管理情報の収集との関係性は乏しいという趣旨の意見が多くあった。

13 ページで、5 つ目の論点、維持管理向上に向けて、今後どのような対処を検討すべきかという点については、維持管理や法定検査の未受検の背景には浄化槽管理者の経済的な理由もある、法定検査と維持管理に対する補助制度の継続的な導入が望ましい、浄化槽台帳整備においては作成後の更新も踏まえた体制づくりが必要である、などの意見があった。

6 つ目の論点、維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的に活用が進んでいないのは、設置・運営に当たって何が障壁となっているのかという点については、参加者に対し参加応諾義務を課してはどうか、協議会に県が直接関与していないところでは一緒にやるべきではないか、といった意見があった。

14 ページで、「(7)その他ご意見・ご要望」として、これまでの 6 つの論点に分類されていない意見を整理している。例えば、自治体に本気で取り組んでもらうためには、地方議会への働きかけが重要ではないか、ビッグデータの活用も検討してはどうか、浄化槽台帳整備について一般廃棄物処理実施計画の未策定も問題ではないか、能登半島地震ではデジタル浄化槽台帳ができていればもっと早く

対応できたのではないか、等の意見があった。

資料3に関する説明は以上となる。

続いて、資料4の「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」について説明する。

こちらの骨子案は、本検討会における議論のとりまとめとして作成している。構成は2ページの「はじめに」の後に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の「背景」、「論点」と続き、5ページから「今後の対応方針として」、先ほど資料3で整理したこれまでにいただいた意見を基に、「基本的方向性」と「具体的措置」を掲載している。続いて、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」のテーマがあり、特定既存単独処理浄化槽と同様に、「背景」、「論点」、「今後の対応方針」という流れで整理し、「おわりに」で終了する構成としている。

本日の検討会では、「今後の対応方針」にある「基本的方向性」と「具体的措置」の素案について、記載すべき要素や追加すべき要点について意見を伺いたい。

まずは「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の「基本的方向性(案)」を説明する。5ページである。ここは4つ項目を立てている。1つ目として、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、指針に記載の特定既存単独処理浄化槽の判断基準について、11条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す。2つ目として、法定検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握と判定を促進するとともに、未受検の場合においても、清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定が促進されるよう、清掃業者や保守点検業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。3つ目として、都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくりを進める必要があり、そのために、指定検査機関・業界団体の連携・協力体制を構築するとともに、行政内や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る。最後に、特定既存単独処理浄化槽に対する措置への支援策として、補助制度の予算の継続的な確保を図るとともに、特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援策を講じ、単独転換を促していく。

これに基づき、6ページから「具体的措置(案)」として大きく4つの項目を立てている。枠組みの中に「とりまとめ方針(素案)」を作っているが、ここは今回の検討会でこの後いただく意見を踏まえて具体的な内容を追加記載する予定である。

まず「①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の明確化・定量化に向けた見直し」について、とりまとめ方針としては、例えば、11条検査項目と特定既存単独処理浄化槽の判定項目との対応関係を整理し、その整理に基づく客観的かつ明確な判定基準を設定する。漏水が認められる場合には、特定既存単独処理浄化槽として判定を行うべき旨を明確化する。著しい破損・変形や放流水質の悪化が認められる場合においても特定既存単独処理浄化槽の判定基準の定量化・明確化をする。特定既存単独処理浄化槽に対する措置として単独転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化する。

「②法定検査結果や清掃・保守点検情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進」については、11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記する。清掃・保守点検情報の実施状況等の情報を収集し、特定既存単独処理浄化槽の把握や判定に活用する。事業者からの情報収集のデジタル化やデータ様式の統一化の検討を行う。その際、個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等を明確化する。円滑な情報

収集のため法定協議会等を活用して関係者の理解・協力を得ながら一体的に取り組む体制を構築する。住民への説明、周知啓発を行う。

7 ページで、「③指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備」については、指定検査機関や業界団体と都道府県等が密に連携・協力して、11 条検査結果等の活用により効果的に特定既存単独処理浄化槽の判定等を促進する体制を整備する。判定後も引き続き適切な状況把握と指導・助言等を行うための体制づくりやプロセスの提示をする。自治体の担当職員や検査員に対する研修カリキュラム等の整備・充実を図る。

最後に、「④合併処理浄化槽への転換を推し進めるための経済的な支援制度の継続、推進」については、単独転換に対する補助制度の予算を継続的に確保して単独転換を促す。特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、浄化槽管理者に対して、どのような点に考慮した支援策が適当かについて検討し、効果的な支援策を推進する。経済的な支援制度についての浄化槽管理者に対する周知・広報活動を促進する。

続いて、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」の「基本的方向性」は 10 ページにあるが、これについて説明する。こちらも「基本的方向性」として 4 つ項目を立てている。まず 1 つ目として、清掃・保守点検情報の収集は、11 条検査の受検有無を問わず浄化槽の状態把握のためには必要であるとして、その情報の収集に取り組みつつ、将来的には保守点検・清掃情報の報告の義務化についても検討する。2 点目として、その将来的な報告の義務化まで見据えた際に、維持管理情報として全国統一的に収集が望ましい項目に関する報告様式の標準化、浄化槽コードの統一化の検討が必要となる。また、個人情報の取扱いについても、改めて明確化する。3 つ目として、浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知を発出するとともに、維持管理や電子化に関する財政支援を継続し、行政に活用いただくよう周知する。最後に、本検討会において、浄化槽維持管理情報の収集と区域割との関係性は乏しいという意見が多かったため、そのため、維持管理情報の収集に向けては、法定協議会あるいはそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。

これに基づき、「具体的措置(案)」として 11 ページに 3 つ項目を立てている。

「①清掃・保守点検情報の収集の仕組みを有効に機能させるための取組や維持管理情報の電子化の推進」については、自治体と事業者との連携を強化した上で、清掃・保守点検事業者からの情報収集の電子化・デジタル化を推進するとともに、将来的な実施報告の義務化について検討する。データ様式の標準化や浄化槽コードの統一化等の検討のほか、個人情報を含む清掃・保守点検情報の利用目的や管理の在り方等を明確化する。維持管理情報の収集に当たっては、区域割よりも、浄化槽台帳の整備や清掃・保守点検事業者との連携強化が重要であり、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進する必要がある。

「②法定協議会等を活用した関係者間の連携体制の構築の推進」については、法定協議会、あるいは、それに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知する。

最後に、「③財政支援の継続、周知の徹底」としては、浄化槽台帳のシステム化に伴う財政支援を継続するとともに、浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知の継続的な周知徹底を図るとともに、財政支援を継続する。また、資料 3 でも触れたが、一般廃棄物処理実施計画の未策定の解消を促す。浄化槽管理者に対する周知啓発をし、理解を得ながら維持管理向上に向けた取組を行う必要がある。

資料 4 に関する説明は以上である。繰り返しとなって恐縮だが、この後の議論ではこちらの資料 4 の骨子案にある今後の対応の方針について、伝えるべきこと、追加すべきことについて意見をいただきたい。(事務局)

- ・ 特に資料 4 は、「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」という形で、これまで議論した内容についてとりまとめているので、これについてこの後、議論を進めていきたい。(小川座長)

④ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- ・ 議事 2 の議論は、課題としては 2 つある。特定既存単独処理浄化槽に対する措置、維持管理向上のための浄化槽台帳整備や情報の電子化である。最初に特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について質問、意見を伺いたい。基本となる資料は、先ほど事務局から説明のあった資料 4「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」になる。まず特定既存単独処理浄化槽については、3 ページから 7 ページまでであるので、それに対する意見を伺いたい。(小川座長)
- ・ 「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」の 5 ページで、一番下の「補助制度の予算の継続的な確保を図るとともに、(中略)効果的な支援策を講じ」というのは、進める上で最も重要だと考えている。それがあれば判定することに何らためらいはない。先ほど異論はあったが、そこはそうなるだろうと思う。ここをどうするか。先ほどニワトリと卵という話をしたが、判定を進めて支援制度が後でついてくるのか、支援制度ありきでやるのか。実際に判定を行っている徳島県からは、卵が先のほうがいいという話があったが、そこは何とも言えないところだと思う。したがって、ここを具体的にすることは非常に重要だと考える。これに対する何かの案というわけではないが。(酒谷委員)
- ・ 「予算の継続的な確保」ということで、現在も単独転換については既に補助があるが、それに対してこれをきちんと継続的に確保していけばどうかという意見だった。(小川座長)
- ・ それにプラスアルファという意味である。(酒谷委員)
- ・ 今の酒谷委員の支援策の話だが、特定既存単独処理浄化槽の単独転換について、どうしても住人は、特定既存単独処理浄化槽だろうが、旧構造基準だろうが、新構造基準だろうが、合併処理浄化槽だろうが、水洗化は終わっているという認識になる。特定既存単独処理浄化槽だと指摘するのは簡単だが、酒谷委員が言われるように、ニワトリと卵の話で、先にこれを進めていって、必ず支援策を出すのか。個人財産で、住人がお金を出さないといけないので、水洗化が終わっているのになぜやるのか思ってしまう。だから、酒谷委員が言うように、これは完全に現場の話になるが、理解を得るためには 5 ページの支援策を少し考えていく。ここにいる委員は、特定既存単独処理浄化槽の法律が制定されて、どうしても進めなければいけないというので、「ためらいがあってはならない」という文言は私も個人的には理解するが、指定検査機関としては非常に厳しい意見だと考える。個人的な民間としての意見は非常によい文言だと考えるので、5 ページの支援策を手厚くしてほしい。(田村委員)
- ・ 環境省の意見はどうか。(小川座長)
 - まさにニワトリと卵という先ほどの話に尽きる。また、酒谷委員の言われたプラスアルファの部分も、ヒアリングを含め繰り返し出ている論点なので、現場の声としてはしっかり受け止める必要がある。そこも念頭に置いた上で、「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」のこの表現にしている。繰り返し言ってきたが、特定既存単独処理浄化槽に指定されている時点で、ある意味で

維持管理を含めて何らかの不備があった可能性もあるわけで、そういう方に対するボーナスが制度上、本当に公平なのかなど、ロジック上、詰める点が多いが、現場からまさにこういう要望が多いということで、今このような書きぶりになっている。(環境省)

- ・ 5 ページの「基本的方向性(案)」の上から 3 つ目で、「行政内や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る」ということは非常に重要だと思う。もう一つ、追加できるのであれば、指定検査機関における体制整備については、一番下と同じように、各指定検査機関の実情もあると思うので、そこに対する教育の制度に加え、支援策も浄化槽管理者と同様に必要ではないかと考えている。その内容も織り込んでほしい。(古市委員)
- ・ 体制づくりと併せて支援策を強化することを盛り込んでどうかということだと理解した。(小川座長)
- ・ 法定検査だけをやっている指定検査機関と、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽にしなければいけないということも考えている、保守点検・清掃も加わっている指定検査機関とで、温度差があるのではないか。法定検査だけをやっている、今後の浄化槽全体という考えは生まれてこないのではないか。保守点検・清掃をやっている、その上で法定検査をやっていると、様々な問題点、課題が出てきて、考えているのではないかと思うが、法定検査だけをやっている人たちにも同じ課題について考えてもらえるような方向で持っていかないと、やる気度が違ってくるのではないか。(上田委員)
- ・ 今、全国で 65 の指定検査機関があり、その中で特定既存単独処理浄化槽の課題に対しての取り組み方に温度差があるという指摘があった。そこもきちんと全国統一的な取組もしなければいけないので、65 の指定検査機関への周知も図っていく必要があると感じた。(小川座長)
- ・ 7 ページの体制について、私どもは従前から自治体担当者や実施体制の話はずっとしてきており、ここでは「研修カリキュラム等の整備・充実」と書かれているが、人員の確保につながるような文言がないと、そもそも体制として非常に乏しい中で研修といっても、体制としてなかなか十分なものは出来上がらないのではないかと思うので、そこも加えてほしい。(嶋田委員)
- ・ 人員の確保はここに書かなければいけないと思う。(小川座長)
- ・ 経済支援の話について、最終的に指導して、勧告して、最後は措置で除却になるという流れは分かるが、そもそも今、岐阜県で法定検査の未受検の指導を行う上でも、生活困窮者の方が出てきたときに対応が非常に難しい部分がある。措置に対する支援策は今後、維持管理をしていく上で当然やっていかなければいけないことなので、そういった方々への支援も含めて考えてほしい。これは福祉サイドになるかもしれないが、進めていくとそういう問題点も出てくるということも承知しておいてほしい。(山内委員)
- ・ 今の山内委員の意見は、単独処理浄化槽に限らず合併処理浄化槽についても困窮者に対する財政支援という部分になる。次の課題にも関係してくるという理解でよいか。(小川座長)
- ・ 結構である。(山内委員)
- ・ 細かい話になるが、7 ページの合併処理浄化槽への経済的な支援制度について、個人設置型と市町村設置型の場合があると思うが、まずは取り組みやすい市町村設置型の公共浄化槽についての単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをまず優先して取り組むこととして、既に助成事業はあると思うが、さらなる財政支援、あるいは市町村に対する事業支援等を強化するという施策があってもいいのではないか。個人設置型と市町村設置型のそれぞれの政策が異なっても、それが推

進につながればよいのではないか。(齋藤委員)

- ・ 確かに個人設置型と公共浄化槽と 2 種類あるので、いずれに対してもしっかりと支援策を求めるとのことだと理解した。その点も盛り込む方向で事務局に考えてほしい。
この特定既存単独処理浄化槽の 5 ページの 1 番目の「11 条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す」というのは、総務省の勧告にもあるので、この検討会の報告書には絶対に盛り込まざるを得ない。今日は酒谷委員から説明のあった昨年度の別の検討会で議論していた内容は、定量化・明確化という形でのひな形として個人的には当てはまると思っているが、その点について意見を伺いたい。しかも、11 条検査との流れも示されているので、非常に実態に即した形になっているのではないか。ただ、文言の表現がきついという点や、また未受検者との間の不公平も当然出てくるので、それはまた別途考えていかなければいけないが、まずは定量化・明確化という宿題に対する結果としてはどうか。異論があればお願いします。(小川座長)
- ・ 異論というわけではないが、公益財団法人日本環境整備教育センターの立場で、委員会に入っていたので内容については熟知しているという意味で補足する。都道府県の中には、法定検査で効率化検査を行っているところもある。その中で、前回の委員会ではガイドラインに基づく検査での検討であったので、それをベースにしながら補充していくことが必要だと思う。そこは昨年の委員会のメンバーは重々承知しているところなので、それを付加してほしい。(古市委員)
- ・ 先ほど説明があった報告書はオープンになっていると思うが、オープンにした結果、環境省なりなんなりに意見が来ているのか。世の中がこれに対してどう思っているのか。それがもしあれば、それを踏まえた取り込み方はあると思うが、何もなくて 100%OK なのかどうかというのは分からないので、何もないのか。(河村委員)
 - 過年度の報告書はホームページに掲載はしており、その意味ではオープンにはなっているが、この内容について特段、具体的な意見が個別に来てはいない。(環境省)
- ・ これを使って指定検査機関の方に説明したような場もないということか。(河村委員)
- ・ 現時点では、ない。(小川座長)
- ・ もしそういう応答があれば、もう少し深みが出ると思ったが。(河村委員)
- ・ 一つは、本日の浄化槽法施行状況点検検討会の報告書として、特定に関する指針の見直しにシステム協会で検討された内容を盛り込むことは可能なのではないか。その後、実際にこれが適用されることになれば、今度は実際に周知を図るという段階で議論していかなければいけない。報告書に盛り込んで終わりというわけにはいかない。(小川座長)
- ・ そのとおりである。実効性がなければいけない。(河村委員)
- ・ 今の話で、私どもが説明した内容を含んだ報告書は開示されているが、必ずしもそれがメインではなく、海外関係などいろいろなことが入っていて、4 つほどある中の 1 つで、クローズアップされているわけではない。それで意見が集まらないのだと思う。(酒谷委員)
- ・ 報告書のタイトルは「次世代浄化槽システムに関する調査検討業務報告書」となっているので、その中で目次を開けば、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の見直しが入っていることが分かるが、表題だけ見ると、必ずしも含まれていると理解されないで、その方面の方が閲覧す

る機会は今の公開の仕方では難しいところはある。(小川座長)

- ・ 載せるのであれば最終までの間に、例えば指定検査機関の方々に、もちろん全ては難しいだろうが、意見を聞くなどの手段があったほうがいいのではないか。(河村委員)
- ・ 事前に全指定検査機関に聞くというのはどうか。(小川座長)
- ・ 全部は難しいかもしれない。(河村委員)
- ・ 一部だけだと選定するのに不公平感があってもいけないので、もし聞くとすれば全部ではないかと思うが。(小川座長)
 - まずこの検討会自体がまさにそうした観点から指定検査機関の立場の委員にも入っていただいている。また、今後の最終的な手順としては、まずは酒谷委員から報告していただいた過年度の報告書があり、その中で 11 条検査と連動しながら判定していくべきではないかという方向性が示されているので、その方向性について今回、この検討会の報告書に書きたいと考えている。ただ、その上で最終的には判定指針の見直しは、大臣指針の見直しということで、環境省自身の行政文書の改定作業があるので、今日の議論を聞いていて、今回の報告書でどこまで書くのかというのは、それを踏まえて指針見直しの段階があり、作業のフェーズがまた分かれるのではないか。(環境省)
- ・ 指針の見直しは、これが終わった後にまた別途やる予定なのか。(河村委員)
 - この報告書とは別に指針の改定作業がある。(環境省)
- ・ 少なくともその段階では要るのではないか。(河村委員)
- ・ ということは、報告書の内容としては、まだ事前意見聴取までは求めなくてもよいということのようなので、その後、実際にそれを運用に持っていく段階では、ほかの指定検査機関等の意見も聴取しながら進めていかなければいけないのではないかと思うが、まずこの検討会の報告書としては皆様の合意が得られたとは思いますが、どうか。もし異論があれば伺いたい。少しきつい部分はあるかもしれないが、今日の検討会での皆様の意見を踏まえてまた事務局でまとめたものが、最後の 8 月の第 5 回検討会のときに提示されると思うので、そこでまた確認する形にしたいが、それでよいか。(小川座長)
- ・ この厳しい部分は直ってくる可能性はあるという話と受け取ってよいか。(田村委員)
- ・ そこは出てくるかどうか分からない。(小川座長)
- ・ 個人的ではなく指定検査機関として、少し難しい文言ではないか。受け取り方として、これを出されてしまうと、特定既存単独処理浄化槽にしてしまうこと自体はとても簡単なことだが、そこから先の紛糾は目に見えているので、そこは少し県と協議をしていきながらという形になるかと思う。実際に我々は特定既存単独処理浄化槽に向けて、委員会もつくって、人間を県に張りつけてやっている。直ちにやっており、ためらいもなくやるつもりではいるが、この文言を出すと、徳島県においてはかなりやっているが、上田会長が言われるように、できない地域がかなり出てくる可能性がある。適切な文言を今、私は思いつかないが、11 条検査をベースにする以上は、47 都道府県にある指定検査機関にいま一度報告をしてもらい、その後に出したほうが賢明ではないか。ただ、それをやると、特定既存単独処理浄化槽の単独転換は進んでいかない。ある程度、前に進むことは必ず必要になるので、そこを加味しながら進めていけば、よい方向に行くのではないか。我々は、やれと言われることは全てやるつ

もりである。文言はお任せするので、願います。(田村委員)

- ・ 茨城県の指定検査機関として、指定検査機関にはブロック会議があり、先日、関東・甲信越のブロック会議があり、約 30 人が集まって毎年、研修会をやっているが、その総会があった。そこで緊急要望書を最後に出すと、様々な反応があった。私も田村委員と同様の意見を持っているが、問題は、法定検査の受検率が 50%で、半分は受検していない。そこでの平等感というところで様々な話があるのではないかと。そのために協議会をつくったり、維持管理・清掃の情報を収集したりしながら、それに対して指導を行っている。近所から苦情があれば立ち入って検査もできるが、清掃から問題がありそうだという情報が上がってきても、入っていくにはいかない。それを一歩踏み込んで、情報があれば未検査物件でも法定検査に入っていけるということがないと、この検討の結果が出たときに余計に不平等になっていくのではないかと思うので、立入りができるような基準ができるとういと思う。(成田委員)
- ・ 確かに 11 条検査をベースにしてこの検討会で今進めているので、未受検者との不公平感がどうしても出てくる。それは当然、報告書できちんと明確にしておかないと、不公平感がさらに増すことになる。したがって、記載の文言を今すぐに思いつかないが、事務局でもとりまとめをする上において必ず記載することが前提ではないか。一方で、指定検査機関にかなり重みがあるのではないかという意見があったが、これまでも「不適正」というを出している。それだけの権限を持って出しているのであれば、特定化の判定も併せてやれるだけの力量は指定検査機関にあるのではないかと個人的には感じている。特定化の判定になると、確かに別枠ではあるが、今までも「不適正」というのは出しており、かなり重みのある判定結果なので、力量的にはあるのではないかと。今後、考える上においての補足事項にさせてほしい。(小川座長)
- ・ 11 条検査は、そもそも受検すべき法定のものなので、未受検者との公平性という議論がやや不思議に感じるところがある。前段として、11 条検査の受検率をもっと上げていくということはどこかで宣言するのがよいのではないかと。それを進めるのと並行して、11 条検査を活用した特定既存単独処理浄化槽の判定と合併処理浄化槽への転換を進めていくという話の流れにしてはどうか。(蛭江委員)

⑤ 維持管理向上のための浄化槽台帳や維持管理の電子化について

- ・ 受検率を向上させることも大きな課題の一つであり、その課題は次の議題にも関連してくるので、次に、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」ということで、同じ資料 4 の 8 ページから最終ページまでの内容について議論する。(小川座長)
- ・ 個別の内容ではないが、先ほどの単独処理浄化槽とも絡むことで、またここに書いている保守点検業者等の情報云々など様々なことを考えると、この文書の中にいくつか出てくる法定協議会のことが恐らく重要な位置づけにあると思われる。しかし、最初の資料等を見ると、法定協議会は都道府県によって内容が違うようで、一律的なことは書きにくいと思うが、法定協議会を明確化して、法定協議会の役割を単独処理浄化槽の問題や浄化槽台帳の問題の中でもう少しクローズアップして書くほうが、浄化槽法改正の全体をカバーできるのではないかと思うが、どうか。(河村委員)
- ・ 法定協議会のことは資料 4 の 11 ページに出てくるが。(小川座長)
- ・ 用語は出てくるが、具体的にどう関わっているのか。都道府県によって法定協議会の構成も違うようであるし、やることも違うようだが、各自治体の中で、少なくとも都道府県単位ではある程度、統一化

することが必要なので、法定協議会の定義、役割をもう少し明確化した上で書いたほうがよいのではないか。(河村委員)

- ・ 論点の中に入れたほうがよいか。(小川座長)
- ・ 先ほど来、議論されているが、特定既存単独処理浄化槽で 11 条検査を使って進める。次に出たのが、支援をしてくれないか。これについては、私ども市町村から毎年、増額要望がたくさん出て、それは国にも伝えている。それにプラスすべきことは、周知・広報を図ることである。そのためには、まさに法定協議会は業界団体、行政、指定検査機関などの方々が一堂に会して議論をし、特に業者もそこには入ってもらっている。鹿児島県で特定既存単独処理浄化槽の判定が進んだのは、業界の方の努力が大きいと感じている。つまり、業界の方は浄化槽管理者と接触する時間が長く、コミュニケーションが取れているので、法定協議会をしっかりと位置づけて全体で特定既存単独処理浄化槽をやっていくという流れをぜひつくってほしい。(久川様(庵途委員代理))
- ・ 法定協議会をもう少し強調した報告スタイルにしたほうがよいという意見が複数出た。例えば 9 ページの論点の中にも法定協議会の在り方について強調するような表記を、例えば(7)にして入れるかどうかを検討してほしい。次回の資料にまたそれが反映されているかどうかは、また皆様に確認してもらいたいが、法定協議会を強く前面に押し出すことが、浄化槽台帳整備、維持管理情報の電子化を含めた形にも結びつくということだと思うので、その点は盛り込んでほしい。(小川座長)
- ・ 鹿児島県においても、今まさに話が合ったとおり、法定協議会の設立を今、検討しているところで、年度内の設立に向けて動いている。先ほど話のあった法定協議会の構成員や考え方について情報収集している中で、第三者、浄化槽管理者の立場の方も入れてはどうか。入れない県もあると思うが、入れると法定検査料の引下げの議論にもなりかねないなど、様々な議論がある中で、マックスでそういう方も入れれば、今様々な検討がされ、業界も苦勞しているということを知らしめるメリットもあることも踏まえながら、入れる、入れないを今後検討し、デザインづくりをしていこうと考えている。今その中で法定協議会の文言を入れることは非常にありがたい。(綾織委員)
- ・ 鹿児島県としても法定協議会の強調については同意が得られたので、論点の中に明確に位置づけていく方向で修正をお願いする。(小川座長)
- ・ 法定協議会に関して、徳島県では第 9 回を迎えるが業界と行政、そして地方自治体も全て含めた連携ということで、協議会に全員出てきてもらっている。その中で一番大きなものでいえば、浄化槽台帳の整備に関しても DX 化を進めていかなければならないという文言を必ず入れていただきたい。法定協議会の中では、浄化槽のこと全てに関して話をしている。紹介になるが、去る 5 月 15 日に開催した際には、防災協定の見直しに関しても業界団体、プラス、徳島県はもちろん、徳島県の 24 市町村の市長会と防災協定を結ぶ。町村会の会長と全て結ぶ。この協定を結ぶことによって、一般処理廃棄物のバキューム車が 24 市町村全てに関して移動できるという形を今後、防災協定で取る。そして、それをブロック単位で四国に広げようとしている。今、成田委員が言われたように、指定検査機関にはブロックがあり、そのブロックの中で震災があったときに動けるようにするために、知事単位の知事会で結ぶ形にしている。
また、第 9 回の連絡協議会を通じて、先立って 5 月 28 日に総会を行ったが、その後に、我々の行ったことの内容書を提出したり、標準契約書を出したりしている。法定協議会を進めていく中で、浄化槽

台帳を進め、基盤整備をしっかりとすることによって不公平感がなくなってくる。以前にも話をしたが、どこにどういった浄化槽があるかというのが分かり次第、必ず特定既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換が可能になると考えているので、我々はいち早くこの3月1日から浄化槽台帳整備をしている。実は徳島県に関しては、平成16年に既に携帯電話を活用した検査データ入力システムを採用している。いわゆる地図情報システム(GIS)の上に分布を表示している。浄化槽の地図をリンクさせるのではなく、浄化槽の位置の緯度・経度を既に浄化槽台帳の中に入れて込んでいるので、我々の浄化槽台帳整備システムは今、地図とリンクさせることができている。これがないので、他の地域は少し後れているのではないかと考えている。平成16年なので随分前になるが、今、徳島県の公益社団法人徳島県環境技術センターの局長をしている壺保が、当時、課長時代に既に作成してあったという事例があるので、その中での浄化槽台帳整備ができている。その中でのデジタル化、電子化を今進めている。

それができているのも全て、法定協議会の中で全ての業界団体と行政の方たちに報告ができる、そして環境省の沼田室長に来ていただいたときに国に報告もできるという体制が取れているからである。上田委員が言われたように、検査しているところと会員が一緒のところばかりではなく、温度差がかなりあるが、ぜひ何か言っていただければ、できているところからお答えすることができる。GIS、GPS、DX、浄化槽台帳、基盤整備、いずれについても話ができる。それができないと行政と話ができない。法定協議会を立ち上げれば、特定既存単独処理浄化槽も必ず単独転換につながっていくと思うので、ぜひそのような文言をこの中に入れてほしい。(田村委員)

- ・ 資料4の9ページの「論点」の中で、(6)に法定協議会のことも触れている。「維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが」云々と書いてあるので、今まで出てきた意見を踏まえて(6)を修文する形にすると、単に「活用している事例があるが」というのではなく、法定協議会そのものの在り方や、また設立を必須とするような方向で記述するように、事務局のほうで修正してほしい。(小川座長)
- ・ 2点ある。10ページで、1点目は、個人情報のお話である。個人情報は、「また」という形で付け足し的に書くよりも、丸ポツできちんと別の項目として書いたほうがより明確になっていい。もう一点は、先ほど来、議論になっていることで、「清掃・保守点検情報の収集は、11条検査の受検有無を問わず」とあり、受検がないことについてある種の諦めが見える感じがする。今回は11条検査の情報を基にしていくので、11条検査についてきちんと罰則を課すなりなんなりして、受検してもらおう形でそこは切り替えていくことを明確にしたほうがいいのではないかと感じる。罰則と言っても罰金では手続が非常に重たいが、過料という仕組みがあり、これは簡単に科すことができる。11条検査を100%にしていくということもきちんと書いていかないとバランスが悪いのではないかと感じる。(嶋田委員)
- ・ 確かにこれまでの議論は、11条検査の受検を前提として議論をしているので、未受検者との間の不公平感はどうしても出てくる。それも踏まえて、今の意見もとりのまとめた形での修文を考えていきたいので、事務局、よろしく願います。(小川座長)
- ・ 補足だが、今の話で「11条検査の受検有無を問わず」という話になったが、我々は浄化槽台帳整備を行うに当たり、確かに徳島県の受検率は60数%で、残りが受けていない。浄化槽台帳整備をするに当たり、法定検査をしていないところは、まず清掃業者の方に浄化槽台帳整備のお手伝いをいただく準備を、まさにこの10月から公式運用するというので、先立っての6月19日に議会発表した。

我々は県とともに、議会とともに動いている。その中で言われたとおり、11 条検査の中で「受検有無を問わず」ということで、清掃会社に我々の使っている QR コードを使ってやってもらうが、その中で清掃に行ったときにできていないところを清掃会社の方から、法定検査を受けてほしいというお願いをしている。それで受検率の向上を図っている。しかしながら、何でも清掃会社をお願いするのではなく、徳島県としては何がしかのインセンティブを考えて、受検率の向上に含めていきたいと考えてはいる。この先、10 月からは民間による浄化槽台帳整備に移行していくので、皆様に報告できるような数値が出てきたら進めていきたい。ちなみに、3 月 1 日から浄化槽台帳整備で QR コードを貼付しているが、今のところ県民から大きなクレーム等はない。また、そのステッカーを玄関先に貼ることの良し悪しの議論もあったが、そのようなクレームもない。この浄化槽台帳整備をすることによって受検率の向上ができていくと試算しているので、また報告したい。(田村委員)

- ・ 11 ページで確認だが、「具体的措置(案)」の①の「とりまとめ方針(素案)」の中の 3 つ目のボツで、「維持管理情報の収集にあたっては、区域割よりも、浄化槽台帳の整備及び清掃・保守点検事業者との連携強化が重要であり、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進する必要」と書かれている。今まさに田村委員が言われた内容に関係することかと思うが、内容としては、「維持管理情報の収集にあたっては」と書いてあるのは、「法定検査の受検率等の向上にあたっては」という書き方が正しいのではないか。このままでは区域割が情報収集に寄与するような形になるが、もともとは法定検査、保守点検及び清掃の実施率の向上に関する議論だったので、そのような形で見直してほしい。(古市委員)
- ・ 11 条検査のことで、全部に関わってくるので、11 条検査の実施率向上は必須として強調せざるを得ないと思う。その旨で修文をしてほしい。(小川座長)
- ・ 全く違う角度からになるが、情報収集に当たって今回、未受検はもちろんのこと、維持管理であれば無届という浄化槽が多く見つかったということだが、過去には悉皆調査をやっている県もあったと思う。そこは改めて盛り込むということはないのか。(酒谷委員)
- ・ 悉皆調査は過去に何県かでやっている。それで急に数が減ったというのもあった。(小川座長)
- ・ 茨城県もたしかやった記憶がある。(酒谷委員)
- ・ 悉皆調査のことを書けるか。むしろやる方向でという意味合いか。(小川座長)
- ・ 情報収集としては必要だろうと思うが、そこには当然、助成金も要するという話になるだろう。能登半島地震の例では恐らくまだできないのかもしれないし、業者からの情報で大丈夫だということであれば、そこまではしなくてよいだろうと思うが、そういうこともあり得るのではないか。(酒谷委員)
- ・ 業者に聞けば分かると思うが、県がやる気があるか、ないかである。石川県では、一般社団法人全国浄化槽団体連合会から浄化槽台帳を作らないかと何回も申入れをした際も、紙の浄化槽台帳があると言っていたが、今回、紙の浄化槽台帳を出してもらったら、番地が書いていない。番地がなければどこか分からないので、ないも同然のものだった。実際に無届浄化槽がたくさんあることも分かった。調査していないから分からなかったわけで、調査の呼びかけを一回してもらったほうがいいのかもわからない。それは石川県だけのことではないのかもしれない。(上田委員)
- ・ 言葉としては悉皆調査というのは分かるが、私は中身を知らないが、具体的に方法論として本当に全部がカバーできるような方法を今までやってきているのか。清掃業者の方に聞くと大体分かるという話

も一方で聞いているが、悉皆調査の仕方は具体的に本当にローラー作戦でできるのかどうか。(河村委員)

- ・ 事例を紹介する。無届浄化槽の話が出ているが、今の令和の時代でも無届浄化槽は実際に増えている。徳島県に関しては 21 万基の浄化槽があるが、そのうちの 17.5%、3 万 6825 基の無届浄化槽が記録されており、今さらに増えている。どのように調べたのか、疑問に思われるだろうが、我々徳島県に関しては、一斉調査という形で法定検査員がブロックに分けて調査をした。その調査内容としては、法定検査に行ったその地区の一軒一軒を訪問して、その中で届けがあるかどうかを調べた。その中で内訳としては、単独処理浄化槽が 3 万 5880 基、合併処理浄化槽が 945 基で、無届になった理由としては、建築確認と浄化槽はまた別になるので、汲取りから水洗トイレへの工事のみであったので届出をしなかった。あるいは、排水路はないけれども家を建てて浄化槽をつけてしまったが、流すところがないということで無届になっている。無資格者による工事のために届出をしていない。放流先が確保できないので届出ができない。合併処理浄化槽への転換ができない。排水の工事が困難なため。そのような聞き取り調査を法定検査員にしてもらった。

今現状で徳島県では人口が減っているが、過疎化しているところに家を建てる方が少しいて、そういうところは排水路がないので、排水のインフラ整備をするのは地方自治体になるが、地方自治体が山の離れたところに 2km の排水路をつくるのは不可能だということで、こっそりつけたという話も聞いている。これが今の無届浄化槽の設置状況である。県によっては、無届浄化槽は絶対にないと言うところがあるが、現状では、徳島県は下水処理が 18%で、残りは全て浄化槽か生汲みである。したがって、無届浄化槽は非常に多くある。それで、無届浄化槽が一体いくらあるのかということ进行调查して、令和 5 年度の今の報告になった。(田村委員)

- ・ 本当に各戸を訪ねて確認したということか。(河村委員)
- ・ 一戸一戸、確認した。その労力を公益社団法人徳島県環境技術センターで請け負った。(田村委員)
- ・ 先ほど私どもの要望を出した中に、保守点検・清掃をやったことを報告してくれというのがありますが、最低それをずっと続けていけば、出てきたものが浄化槽台帳にない場合は無届浄化槽だということが分かってきて、それをきちんとしていけば、いつかは埋まっていく可能性があるのではないかと期待している。(上田委員)
- ・ ちなみに、無届浄化槽のところ法定検査を受けてくれるところも数多くいるので、少しずつ増えていっている。(田村委員)
- ・ ということは、2 つ目の課題である「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」の中に、悉皆調査を実施することも視野に入れた表現を追加したほうがいいのか。悉皆調査は大変で、予算も必要になる。私が過去に聞いた悉皆調査のやり方は、ある検査センターでやったものだが、県が予算化してくれたのでシルバーの人を活用したそう。ただ、汲取りなのか、ましてや単独処理浄化槽か合併処理浄化槽かという浄化槽の中身を知らないの、事前に研修会を開いて、それで現地に行ってもらったということだった。しかし、間違いがあったりしたので、データとしての信頼性に少し欠けるのではないかと意見を聞いた記憶がある。(小川座長)
- ・ 私の経験で、昭和 57 年に行政にお願いして全家庭にトイレに関するアンケートを取った。目的はし尿の計画収集をするため、住民から汲取りの依頼を受けるのではなく、こちらから自動的に何か月

に 1 回、どのように行くという計画を組むために取った。自家処理が何軒あり、汲取りの家が何軒あり、浄化槽の家が何軒あるかというのが全部分かるアンケートを取ったことがある。きっとそれほどお金をかけなかったのだろうと思うが。ただ、昭和 57 年という時代だったが、共産党の方から、そんな個人情報を取っていいのかということはあるようだが、別にどこに出すわけではないのでということで、非常にいいアンケートだった。今でも計画収集になっており、自家処理の数字がそのときに出ているので、そこから消していつている。その時点でコンピューターを入れて、全部デジタル化で台帳を作ったので、なくなったらなくなつたで、正しい数字が取れるようになった。(上田委員)

- ・ 確かに浄化槽台帳の精度を上げて整備するためには、悉皆調査とリンクさせる必要があると思うので、何らかの形で盛り込むかどうかは事務局で検討してほしい。(小川座長)
- ・ 悉皆調査については大変興味深く拝聴していたが、実際に徳島県の例の紹介の中で、検査員が一軒一軒訪問したということだが、住宅以外の浄化槽も含めたのか。最近空き家も多いので、その意味で悉皆調査が本当にできるのかという河村委員の心配があるのではないかと思った。追加で情報が欲しい。(蛭江委員)
- ・ もちろん住んでいないところもある。それに関しては、21 万基の浄化槽があるが、分母は少し変わってくるのではないか。空き家問題はどこの都道府県にもあると思うが、通えないところは行けていないのが実情である。ただ、法定検査の中で一斉調査を行ったときは、多くの担当が一斉調査区域に行くので、一軒行ったから駄目というのではなく、数多く回った中での試算という話を聞いている。その中で正しさというのは何かという話になるが、ある程度の正確性は出ていると私は聞いている。その中で上田会長の言われたアンケートについても、浄化槽は何かというのヒントをいただいたので、行政と話をして、24 市町村あるが、その方たちにアンケートを出す必要があるのではないかと今思ったので、アンケートも通じてまた一斉調査のチャンスがあればまたやって、無届浄化槽の撲滅、無届浄化槽をやめていただいた中で、しかし、無届浄化槽をしたところも浄化槽台帳に載せようという話を今後していかなければならないのではないかと進めている。いつまでも無届浄化槽を駄目だと言うのではなく、そこも含めて浄化槽の届出をしていただく。無届のところでも出したときには登録している。その中で浄化槽台帳に載せるために GIS で浄化槽台帳整備に含めている。答えとしては、住んでいないところは明らかに何もなくて、その中に入ることはできないので、あくまでも訪問した先のことになるので、数的には増える可能性はあるというのが現状である。(田村委員)
- ・ 空き家は敷地内に入ることができないので、汲取りか、浄化槽か、ましてや単独処理浄化槽か、合併処理浄化槽かの確認はできないが、空き家としてカウントするようにしているということか。(小川座長)
- ・ 見えるところはした。入ることはできないので、のぞいたところにあった単独処理浄化槽だということを確認した、そこまでやったという話は聞いている。(田村委員)
- ・ 1 つ疑問がある。10 ページの 3 ポツ目に、「維持管理や電子化に関する財政支援を継続し」と書いてあるが、維持管理の財政支援というのは具体的に何を示しているのか、理解できなかったので、環境省に確認したい。(山内委員)
 - 現在、高齢者、少人数世帯、所得制限などの条件を設けているが、そのような家庭については清掃・保守点検や法定検査など年間の維持管理費について、国と市町村で補助を出す仕組みを今設けており、それを想定して書いている。(環境省)

- ・ その点について、新たに合併処理浄化槽を設置した場合だけなのか。既存のものは対象にならないのか。(山内委員)
 - 対象は合併処理浄化槽のみだが、既存のものも含めて支援できる仕組みになっている。(環境省)
- ・ それでは、2つの課題について意見を集約した。今日の議論を踏まえて、事務局でもう一度修正した形で報告書(案)が作成され、次回第5回検討会で再度煮詰めたいと考えている。(小川座長)
- ・ 最後に資料4についていくつか確認したい。本日は「とりまとめ方針」、「具体的措置(案)」として、これまで設定した論点に対して「とりまとめ方針(素案)」を示した。本日の意見を踏まえて、加筆する部分、ないしは既存の文言の中で修正する部分があるが、こちらにポツで書かれている「とりまとめ方針(素案)」は、次回出すに当たって、このような内容を基本的に盛り込んだ上で反映することでよいか、それで問題ないかということについて最後に確認したいと思うが、どうか。そこについて意見があればお願いする。(事務局)
- ・ 過不足があるかということか。(上田委員)
 - そのとおりである。(事務局)
- ・ これをベースにして赤字が入る感じなのか。それとも色分けせずに修正版という形で出すのか。(小川座長)
 - それもあるが、こちらに書いてあることを盛り込んでよいかということなので、過ぎたるものがあるかどうかという感じで見してほしい。不足については、先ほど来、ご意見をいただいたという認識である。一方で、本日の検討会後でも、追加すべき点、書き方を変更したほうがよい点があれば、気づいた際に事務局に連絡していただければよいが、過ぎたるものがあるかないかという点で最後に意見をいただきたい。(事務局)
- ・ 書かれて困るようなことはないのではないか。(上田委員)
- ・ そう思うが、あるいは、期限を決めてメールでMRAに回答するというのは時間的に難しいか。(小川座長)
 - 全く大丈夫である。例えば2週間以内、7月8日の週ぐらいまでの間で気づいた点があればお願いしたい。(事務局)
- ・ 1点だけ質問がある。内容については今の話で大丈夫だと思うが、項目のほかに時系列を入れる予定はあるのか。最終的には国の判断になるだろうし、環境省他の様々な意見もあると思うが、汚水処理概成のことを考えると、あまり遅くにはできないようにも思うので、もしあるのであればどうかと考えた。これは方針の話なので期限を書く必要はないと思うが、今回は特にそこまで落とし込まないという理解でよいか。(古市委員)
 - 時系列というのは、今回まとめた内容について、それぞれいつ着手するかといったことか。(事務局)
- ・ 厳格に書くのは難しいと思うので、例えば3年、5年の中ではこういうことをやっていきたいというレベルでよいかと思う。それが分からないと、今年決まって来年やるといって、皆、引いてしまうところがある。また、お金の支援等も考えると、多少は時系列も必要なのではないかと思ったので確認した。(古市

委員)

- 項目によると思う。例えば今回とりまとめた指針の見直しは、早急に着手する必要がある、それよりはもう少しタイムラグがあくものもあると思うので、きちんと全部、色分けできるかどうかはともかく、そのような時期やタイミングを明記できるものは、できるだけ自治体関係者を含めて予見可能性は具体的になったほうがよいと思うので、最終的な確認の中でできるだけ工夫したい。(事務局)
 - ・ 特別にやったほうがよいというわけではないが、気になるのはそこだと思ったので、支障のない範囲でという意味での意見である。(古市委員)
 - ・ 関連して、総務省に対する回答は要るのか。(河村委員)
 - 総務省から今回 2 月に勧告があり、勧告への回答は基本的に 1 年程度経ったいずれかのタイミングと聞いているので、来年のどこかでと考えている。(環境省)
 - ・ このようにやろうと考えている、ということか。(河村委員)
 - そのとおりである。したがって、今後いただくとりまとめも踏まえて、来年のいずれかで報告のタイミングで、そのときに具体化できるもの、着手中のものを総務省に報告する流れになる。(事務局)
 - ・ 事務局として考えていることとしては、基本的に書くべき方針については、いくらか順序があるものがあると考えている。やることを箇条書きにすると、いつそれらが関係しているのかが分からないので、例えばとりまとめの方針の中で、上田委員や成田委員から話があったが、特定既存単独処理浄化槽に関しては都道府県ごとの指定検査機関の成り立ち、ないしはその体制の影響が非常に強いだろうということであれば、それに対してこういう配慮を同時にやっていく必要があるということ、時を同じくしてすべきだということを書く必要はあると思っている。ないしは、このようなルールづけをするのであれば、その後でこのようなケアも必要だという時系列もある。ある意味で、その箱の中で、いつまでにという期限は設けないが、これをやるのであれば同時にこれをやる、ないしは、これをやった後には必ずこれをやらなければいけなくなるだろうということは、文言として、文字を修飾するという表現が正しいかどうか分からないが、示したほうが、より多くの方にとって適切にこの場の議論が伝わるものになるのではないかと考えているので、そのような配慮はしたい。(事務局)
 - ・ それが一番よいのではないかと思う。(古市委員)
 - ・ そのほかになれば、現状、書き出しているものについては書くという方針で進める。また追加的な意見があれば、2 週間程度をめどに事務局に伝えてほしい。
- 次回の検討会は 8 月 28 日の 2 時から 4 時半の 2 時間半の予定である。(事務局)

<閉会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日も熱心な議論に感謝する。今回の議論で「浄化槽法施行状況点検検討会報告書骨子(案)」の肉づけもイメージがかなり固まってきたように思う。最終的には現場でしっかり回してただけるものを作るのが何より大事だと考えている。一方で、この検討会の発足のきっかけとしては、特定既存単独処理浄化槽の実績が上がっていないという総務省の指摘が発点なので、それについてはやるべきことはやっていく。現場のフィージビリティも当然考える必要があるが、

そこは一步踏み出すものを今作っていただきつつあるので、今日の議論を踏まえて肉づけをしっかりとしていきたい。次回第5回検討会においてもよろしくお願ひしたい。

(3) 第5回議事録

<開会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 本日もお忙しい中、ご参加いただき、改めて感謝する。2月に立ち上げた本検討会も、早いもので本日が5回目で、最終回を予定している。これまでの半年にわたる議論、ヒアリングの成果を報告書としてまとめていただきたい。本日も精力的な議論をお願ひする。

<議事>

- (7) 「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討」に関する都道府県等からの意見・質問の共有【参考資料8】

- ・ 室長からの挨拶にあったように今回は最終回となったので、前回の議論を踏まえて報告書(案)の最終まとめについて議論していただきたい。なお、次第にあるように本日は議事が2点ある。まず1点目は、『特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討』に関する都道府県等からの意見・質問の共有」である。2点目は、「報告書(案)に関する最終検討」ということで、特定既存単独処理浄化槽、維持管理向上のための浄化槽台帳整備や維持管理情報の電子化という内容になっている。

まず議事1で、先立って7月26日に環境省で令和6年度全国浄化槽行政担当者会議が開かれ、その中で、特に今、我々も議論している特定既存単独処理浄化槽の転換に向けた加速化をいかに図るかということについて、都道府県から質問等もあったということなので、まずその点を先に環境省から説明していただき、若干議論をした上で次の報告書(案)の検討をしたい。

それでは、環境省から説明をお願ひする。(小川座長)

- ・ 先日環境省が主催して行った令和6年度全国浄化槽行政担当者会議について説明した特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討に関する質問について、参考資料8で説明する。

1ページから7ページについては、本検討会の第4回において酒谷委員から説明があった当室業務の内容なので、説明は省略する。

その説明を行い、当室にあった質問が8ページ以降になる。今回はこちらについて説明する。当日の令和6年度全国浄化槽行政担当者会議の中でいただいた多数の質問のうち、特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討に対しての質疑応答を抜粋・要約したものになる。いただいた質問について順に報告する。全て読み上げることは時間の都合上難しいので、今後検討するという形で明言していない回答や単なる事実確認の回答については省略する。

まずNo.1として、「特定既存について、除却判断をして改善事項を求めると考えるが、除却を命令・指導したにも関わらず修理した場合、どうすればよいか。例えば修理したという内容で指導を完了す

べきか、修理したという内容で『異なるため除却してください』という形で指導すべきか、という点を教えていただきたい」という質問があった。これに対して当室からは、「特定既存の修理の関係について、指針の見直しの中で、特定既存に対する措置として転換が原則であるという議論があったが、個別の状況を踏まえ補修を含む対応も認められるケースを明確化していくことも、見直しとしては必要だろうという議論がなされている。どの場合に補修で対応が可能なのかということも含めて指針の見直しにおいて明確化していきたい」と回答している。

No.2 は、「特定既存の保守に関する判定基準で、フロー案では漏水があるという条件に該当すると自動でレベル3、除却を進めるという形で示されているが、修理が可能なケースもかなりあると思うが、必ず除却する形になる見込みなのか」という質問である。こちらに対しては、「漏水をしているということ自体が生活環境に現時点で悪影響を与える可能性が非常に高いと認識しており、レベル3といった言い方をするのかの検討は必要であるが、速やかに除却を進めていただくという認識である」と回答している。

No.3 は、「現場という観点では、法定検査上不適に判定される漏水であるといっても、実際簡易に修理する技術を持つ業者はたくさんいるが、それでも除却という方向になるという判断なのか」ということで、No.2 に関連する質問であった。こちらについては、「修理ができるのだという話だと思うが、漏水している特定既存単独処理浄化槽はかなり老朽化が進んでいると考えており、修繕後、また漏水を繰り返す事態も想定される。今後の水環境保全や浄化槽としての機能の発揮という観点も考え、現在の検討としてはこの考え方を判定の一例としてお示している。詳細な修繕との関係を含めた内容は今後の検討だが、抜本的な改善が難しい状況にあるものについては、原則として合併転換が必要なのではないかと考えており、その原則はご理解いただきたい。詳細は引き続き検討したい」と回答している。

9 ページの No.4～6 については、事実確認等や今後検討していきたいという回答になるので、今回は省略する。

10 ページの No.7 は指定検査機関からいただいた質問になる。「法定検査を受検していただきその結果を活用し、今後判定することのだが、法定検査を受検した方を優先的に特定既存判定することによって、法定検査を受検したものが損をすることになり得ないかが心配。住民の方からの不公平や、受検率に影響することの懸念も含め、今後検討で含みおきいただきたい」という質問をいただいた。これに対しては、「ご指摘はもつとでも、そうならないよう対応する必要があると考えている。有識者の検討会でも同様の議論・指摘があり、骨子案において、今後の対応方針の基本的な方向性として、法定検査未受検の場合、保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定を促進する事としている。未受検の場合でもそのままではなく、事業者の理解・協力等を得ながら、保守点検・清掃情報を収集する前提でその情報を活用し、特定既存の把握と判定が促進される措置を講じたい。また、その前提として事業者からの情報収集が円滑・有効に機能する措置も併せて対応するよう考えており、法定検査を受検している方々にとっての不公平感や受検を控える動きが絶対に無いよう対応したい。引き続きご意見いただき、協力いただきながら進めてまいりたい」と回答している。

最後に No.8 で、「特定既存単独処理浄化槽の指針について、従来の指針では、各自治体の実情に応じて判定基準を定めて対応することが適当と記載があるが、改正後の指針は定量化・明確化され、統一された運用がなされることが適正のため各自治体での判定基準の設定は不要ということで良いか」という質問をいただいた。こちらに対して、「改正後の指針において、判定基準の定量化・明確化

を図ることとしているが、現実的に全ての基準を定量化・明確化することは難しい。各自治体の実情に応じた判定基準等を設ける必要は引き続きあり、判定基準の設定が不要にはならないと考えている」と回答している。

当日いただいた質問は以上になるが、特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に当たっては、各関係者の疑問点や懸念点の解消は当然必要であり、令和 6 年度全国浄化槽行政担当者会議における説明以降も現在、都道府県をはじめ皆様から質問を受け付けている状況である。(環境省)

- ・ ただいま環境省から、令和 6 年度全国浄化槽担当者会議における質疑応答について 8 点に絞って説明をいただいた。皆様から意見、質問があればお願いします。(小川座長)
- ・ 10 ページの書き方では、未受検の場合でも保守点検・清掃情報を活用することになっている。前回申し上げたが、これは 11 条検査であり未受検自体が根本的に問題なので、経過的にはこのような対応もあると思うが、罰則等も含めて、受検率 100%を目指すということが目指すべき方向性なのではないか。(嶋田委員)
- ・ 11 条検査は本来ならば受検率 100%を目指しているわけで、当然、11 条検査の受検率向上については今回の検討会の中でも議論されており、他の検討会でも同様の議論がされているが、環境省は今の意見についてどう考えるか。(小川座長)
 - 嶋田委員の意見のとおりで、これまでの検討会の議論でもそのような話があり、そこは全くそのとおりだと考えている。ただ、実態としてはすぐにはなかなか難しいので、今、足元の取組としては保守点検・清掃情報を活用していくことは一方で重要なことだと考えている。根本的には嶋田委員の指摘のとおりで、年 1 回の 11 条検査の徹底、そのための未受検者への指導や様々なアプローチを含めて、引き続き力を入れていく必要がある。(環境省)
- ・ どうしても同時並行せざるを得ないと思うが、嶋田委員からさらに発言はあるか。(小川座長)
- ・ 罰則等を強化していくという方向性まで踏み込むとよいと思う。(嶋田委員)
 - この後、議論していただく報告書(案)の中でも、11 条検査受検率そのものの向上も目指していくことは方針として書いているので、まさに座長からも先ほど話があった経過措置的な位置づけとして、当然、受検率 100%を最終目標とした上で、それに届いていない現状を踏まえて保守点検・清掃情報も活用していくという趣旨で書いていると受け止めてほしい。(環境省)
- ・ もし今後、回答の修正ができるならば、そのことを一言、加えていただきたい。そうしないと、敗北の論理になってしまう。(嶋田委員)
- ・ 受検率の向上も同時並行で行わざるを得ないので、それまでの過渡期の間は保守点検・清掃情報をうまく活用して、それが単独転換に結びつくような制度改革が必要だと思う。(小川座長)
- ・ No.8 の回答で、「各自治体の実情に応じた」というのは、言わざるを得ないとは思いますが、後退する感じがする。例えば具体的には、どういうものが実情と考えられるか、ある程度、明確にしないと、逃げ場になってしまう。(河村委員)
 - 質問の趣旨が、自治体で基準を一切設定しなくてよいかというニュアンスの質問だったので、環境省では、一例としては、可能な限り漏水であれば特定既存単独処理浄化槽と判定していくというように、分かりやすく明確に基準を設けていきたい、見直していきたいが、より細かなところに

においては、全て定量化、明確化できるわけではないので、自治体において個別・具体のところ
で何がしか基準を設けることは妨げない。不要だと我々が言う必要もないので、ここでは「実情
に応じた」と言っているが、各自治体の判断・裁量で何がしか判定基準を設けることはあるの
ではないか。大事なのは、我々は可能な限りの明確化はやっていくことは大前提であり、それはこ
の場でも説明している。その上で何か残るところがあれば、各自治体の判断・裁量の部分は残る、
不要ということではない、という趣旨で言っている。逃げ場にならないようにというのは指摘のと
おりで、もともとそういう趣旨で今回の見直しをしている。(環境省)

- ・ 例えば判断するときの事例的なものがいくつか提示できるか。(河村委員)
- ・ 現在、11 条検査で不適正という判断をするときも、環境省の浄化槽法定検査判定ガイドラインと公益財団法人日本環境整備教育センターで実施している講習を両方掛け合わせて、その中でこうしていこうということで、地方の実情も一程度入る形で不適正の判断を行っているようで、今回も似たような方法で判断していくことになるのではないかと想像している。(酒谷委員)
 - 現在の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針でもそのような判断要素、項目は示してはいるが、それは漏水や破損など周辺環境の関係で非常に根幹となるようなものとは違う、より細かな部分である。酒谷委員に発表していただいた重要度 A のようなものについては明確化できると考えている。そういう根幹に関わるもの以外の部分で、要素として何か示すことができるかということであれば、今の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針でも一部やっている、それは可能である。(環境省)
- ・ 検討を進めてほしい。(河村委員)
- ・ 県によってはむしろより厳しいというのであれば、ある程度理解できるが、それぞれの自治体での基準が改正後の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針よりも緩和されてしまうと、単独転換が抑制されるという心配がある。ただ、浄化槽法定検査判定ガイドラインでも一例を挙げると、清掃未実施であれば本来、不適正になるというのが浄化槽法定検査判定ガイドラインの趣旨だが、実態としては不適正になっておらず、おおむねで判定を出している指定検査機関もある。逆に言うと、それは浄化槽法定検査判定ガイドラインで規定されている内容よりは若干緩やかになっている。それと同様に行ってほしくないと思個人は思う。(小川座長)
- ・ エクスキューズの内容にしてほしくない。(河村委員)
- ・ この書き方では、「全ての基準を定量化・明確化することは難しい」と書いているのに、判断基準の設定があり得るという書き方になっている。どちらかというと、むしろ裁量の問題であって、基準で全て判断できないと書いたほうが実情に合うのではないか。また、日本語は最後に持ってくる言葉が大事なので、「不要にはならないと考えている」ではなく、「全ての基準を定量化・明確化して、それに基づいて画一的に運用することを徹底することは難しいと考えるが、今回の趣旨は、できる限りこれに沿ってやっていただくことが狙いである」というように、順番として逆にしたほうがいいのか。そうしないと、今の書き方は、独自の判断基準を設定できる、裁量を認めるという規定になっている。(嶋田委員)
- ・ 先ほどの嶋田委員の話もそうだが、原則を明確にして、原則を重視するような方向性が大事だと思う。逆に言うと、現状はそれで皆、悩んでいる。(河村委員)

- 自治体関係者としては二つ懸念があって、一つは、逆に画一化されたほうが、国が言っているのでやっていると言いやすいのと、とはいえ、どうしようもないときにどうするのかという懸念がある。したがって、現場としても原理・原則論をできる限りはっきりしたほうがよい。そういう趣旨から、繰り返しになるが、「不要にはならないと考えているが」云々と文章の流れを逆にしたほうがよいように思う。(嶋田委員)
- 指定検査機関として質問をする。このたび令和6年度全国浄化槽行政担当者会議を環境省主導で行われたことに感謝する。様々な意見が出たと聞いているが、その中で集約されたことをまとめて、佐藤係長から説明があった。今、様々な話が出たが、指定検査機関として内容に関して質問をする。まず8ページで、No.1~3は大まかに見ると、浄化槽の修繕対応について質疑されているように見受けられる。質問した内容で、判定基準は、漏水があった場合はレベル3で、除却を行うことになると聞いている。また、現場の観点で、漏水については実際に修繕が可能である、修理する技術を持った事業者が多く存在するという意見もここに書いてある。そのような状況を踏まえても、漏水の場合、除却する判断でよいのかという質問に対して、「漏水している特定既存単独処理浄化槽はかなり老朽化が進んでいると考えており、修繕後、また漏水を繰り返す事態も想定される」と、環境省から回答をいただいている。また、「抜本的な改善が難しい状況にあるものについては、原則として合併転換が必要なのではないかと考えており」という回答もいただいている。修繕との関係を含めた内容・判断については引き続き検討するとされている。
- 繰り返しにはなるが、その中で8ページに関して質問したい内容がある。漏水が認められる場合の措置について、修繕との関係を含めた内容、また判断については引き続き検討するとあるが、具体的な対応をどのように考えているのかについて聞きたい。また、これは以前から言っていることの繰り返しになるが、除却に関しては管理者の経済的な負担が大きいことから、修繕の選択肢も検討してほしい。ここは東京なのであまり分からないかもしれないが、高齢者、また低所得者への対応も必要だと考えている。また、厳しい文章の中で、もし特定既存単独処理浄化槽の修繕を禁止するのであれば、先ほど明確化してほしいという話もあったが、はっきりと浄化槽法で、特定既存単独処理浄化槽は修繕禁止とするべきではないかと考えている。また、そうなると、5ページの特定既存単独処理浄化槽の判定フロー(例)のまま、これで進める感じになると我々も考えている。

以上が8ページに関する質問である。(田村委員)

 - 田村委員の指摘のとおりで、原則は単独転換であることはもちろん堅持しつつ、本検討会の中でも議論があったが、修繕が可能な場合というのはどういう場合なのかを明確化する、そこを見直していくことだと考えている。現状で特定既存単独処理浄化槽の修繕は全て禁止といった対応は改正浄化槽法でもできておらず、そこまでは難しいと考えている。ただ、インセンティブや支援という意味では、特定既存単独処理浄化槽の修繕に対して、例えば国として財政支援を行うことについては、現時点では考えておらず、その線引きは必要なのではないかと思うが、特定既存単独処理浄化槽を修繕すること自体を禁止することは改正浄化槽法上も難しいと考えている。(環境省)
- そうなると、場合によれば特定既存単独処理浄化槽の修繕もあり得るという方向性も考えられるという判断になるのか。そうなると、高齢者や低所得者の問題がどうしてもある。今、浄化槽は一般廃棄物処理で市町村の有するものになるので、その中で転換に関して特定既存単独処理浄化槽を速やか

にためらいなく出すと、負担はそこにかかってくる。特定既存単独処理浄化槽は絶対に禁止だとすればはっきりするので、それなら転換するだろうが、転換したときにどうするのか。それをやるのは非常に簡単で、我々公益社団法人徳島県環境技術センターや指定検査機関は特定既存単独処理浄化槽だとすぐに判断することは可能である。鹿児島県でも 300 件ほど出したということだが、それは除却を出したのかという話になる。指導や勧告を出すだけなら公益社団法人徳島県環境技術センターでも出せる。はっきりした文言を出してくれるのであればいいが、その中の除却になるときのことを我々は今、懸念している。そこが特定既存単独処理浄化槽で今回やられていることなので、緩やかなものでも駄目だろうし、厳しくし過ぎても、現場サイドの意見を取り入れてやっているの指定検査機関が一番困る。

しかし、特定既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくという施策は、徳島県としてはもちろん行っており、徳島でも現状で 100 数基、なり得るだろうというのが約 2,000 基ある。そこまで明確化しているの、いつでも出せる状況にはあるが、8 ページにある漏水の内容は、現状で修繕できるし、簡易的な修繕となっているが、決して簡易な修繕ではなく、単独処理浄化槽をより強固なもの、震災に耐え得る修繕も可能になる。その中で費用がかかるので、そこも少し考えていただきたい。(田村委員)

- ・ 少し先走ったが、補修についての話が、参考資料 7 の 57 ページの 4 の「判定フロー」の表 4.1 の「過去の補修等の実績」で出てきている。「以前に補修等の実績があり、早い段階で、再び不具合が発生する可能性が高い」ということで、1 回は補修できるということになるかと思うが、2 回、3 回とやってもまた出てくるのであれば、寿命ということで、たしか 2 回目か 3 回目の議事録でも発言しているが、ここは 0/1 というよりは「措置の判定基準」の「参考情報」があるので、この中での判定をするということになっていたと思う。もし私が言っていることが違っているのであれば訂正したいが、2 回あったら寿命だという意味合いでの発言を前回もしたので、そこをもう一度見てほしい。(古市委員)
- ・ 今の意見は前回までの検討会の中で出てきた。1 回の修理は認めざるを得ないが、それが 2 回、3 回にまたがるようなものであれば、必ず除却の方向に持っていかなければいけないという議論があったと記憶している。(小川座長)
- ・ 大きな破損では補修は無理だと思うので、細かいものという意味ではこれが使えるのではないかな。そのような形ではこれで補足、補完されていると思う。(古市委員)
- ・ 発想としては、建築基準法の既存不適格建築の考え方と同じなのではないか。要するに、建築基準法は 1950 年に制定されたが、それ以前の建物は現行法に適合していなくても許容する。しかし、大規模修繕をする際には現行法に適合させるという考え方である。何が規模修繕に当たるかについては建築基準法で細かく決まっている。今回は大規模修繕に当たるようなものについては、先ほど田村委員が言われたとおり、禁止しなければいけないのではないかな。そうしなければ、現場は除却を徹底できなくなるのではないかな。(嶋田委員)
- ・ 徹底してもらえればできるが、この中の質問にあるが、除却をすると浄化槽管理者の負担になるので、その費用を高齢者や低所得者に向けて、特定既存単独処理浄化槽に認定されたのですぐに除却して転換しなければならぬと言われて、すぐにできるのか。費用が出せない場合にどうするのかという問題が必ず起こる。我々は地方なので、地方に行くと単独処理浄化槽の家屋に住んでいる方はほぼ高齢者もしくは低所得者である。これは徳島県でも他の地域でもそうだと思う。そこをピックアップする

のであれば、少し厳しくいくのかということになるので、ここの検討を少し考えていかないと、除却は難しい。

指導や助言であれば以前と変わらない。ここははっきりしたほうが良いと考えている。修繕との関係を含めた内容も引き続き検討となっているので。あまり言うと、本日の検討会を最後にすることになっているのに行ったり来たりになるが、そこを考えてほしい。特定既存単独処理浄化槽にはできる。我々もすぐに出せる。しかしながら、先行している県は除却したのか、どういう対応をしたのかという話になる。それが指導や助言になると、話が違ってくる。300件と言うが、除却命令を出して単独転換させたのか、全てどのような形に出したのか、費用をどうしたのかという話になる。そこを明確化していかないといけない。

だから、令和6年度全国浄化槽行政担当者会議の質問をした中で、修繕にも段階があって、破損したところだけ直す事業者もいれば、全体的に直す事業者もいる。ただ、我々も指定検査機関として、もちろん単独処理浄化槽を転換していくべき機関なので修繕はできないが、事業者としていえば顧客が望むのであればということになる。安くても100万円、普通で200万円、高くても300万円という工事費を全て浄化槽管理者に負担させるのはどうかと我々は考えているので、今回、質問をさらにした。そうであれば、浄化槽法の中で完全に禁止としてしまえば、この問題は解決するのではないかと。

ただ、それをすると、各指定検査機関、行政、市町村の担当者がパンクするだろう。環境省でさえ浄化槽担当者は10名もいない中でやっている。徳島県の水環境整備課の浄化槽担当も3～5名で当たっている。指定検査機関が集中的に出すとパンクする。そこを皆、懸念している。そこを考えなければいけない。やるならやるで、はっきり自分たちで決めてやっていかないと、受け持つのは誰かということになる。ぜひ考えてほしいというのが、今回の8ページに対する質問である。(田村委員)

- ・ 今のことについて、まず、単独転換に努めなければならないという浄化槽法の規定が根底にある。費用については、特定既存単独処理浄化槽に指定してくれと言うぐらいのお金(補助金)があればいいという話も何回目かにあった。それはそれとして、修繕そのものにも費用がかかる。単独処理浄化槽の修繕には交付金・補助金はない。入れ替えは循環型社会形成推進交付金がある。費用でいくと、そのバランスがどうなのかというところで、経済的なジャッジができる。大規模修繕であれば費用がかかり過ぎるので、それは施主の負担としてあまりにも大きいので、入れ替えたいほうが得だということにつながる話もある。経済的に言うと、そういうことになる。さらに上乘せの何か助成があれば、皆、除却に向かうという流れに当然なるので、そういう誘導の仕方もあると思う。必ずしも修繕、イコール、安価ということはないと思う。(酒谷委員)

- ・ 顧客によっては、徳島県においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えるべきだということを事業者間で説明して、現状、単独転換をしてくれている。そういう顧客も多数あるが、どうしてもしてくれない顧客もいる。もしこれが完全に禁止されれば、禁止事項をやっている事業者になるので、そこも留意しながら何がしかの文言をつくっていかないといけない。若い顧客は理解してくれていると我々は認識している。今、我々は浄化槽台帳のDX化を進めているが、現状、単独処理浄化槽の多い地域、下水道区域の中にある地域が出てきているので、その中でピックアップして、特定既存単独処理浄化槽はこういうもので替えなければならないと説明している。

24 市町村の行政間で先日、汚水処理人口普及対策会議をやったが、その中で「入れ替えたいが、単独転換してくれということで助成金がすぐになくなってしまった」というところも多数出てきているので、

それを数字化してぜひ国から持ってきて、特定既存単独処理浄化槽を替える施策を打っていけるのではないかと今も思っている。ただ、現状でどうしても、酒谷委員が言うように、循環型社会形成推進交付金をもらって替えるのと修繕するのでどうするかということで天秤にかけられる。また、古市委員が言うように、1回直して、2回目は駄目だという特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針もつくれば、なくなっていくと思う。ただ、経済的な負担はある。指定検査機関として特定既存単独処理浄化槽は出せるが、その後の返りが全て来るので仕事が増える。改正浄化槽法で決まっているので当たり前ではあるが。そういう状況の中で話をした。(田村委員)

- ・ そこは特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の見直しの際にまた改めて検討していただく方向に持っていきたい。(小川座長)
- ・ 交付金・補助金の充実を考えたときに、改正浄化槽法上の立てつけとして、合併処理浄化槽への転換等、対応を厳格にすれば、施主の経済的状況への配慮もせざるを得ないことになり、特に経済的に厳しいところに対しては手厚くすべきだということで、現行でも公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業はあるが、それを充実させていきやすくなるということはないのか。(嶋田委員)
 - 特定既存単独処理浄化槽に指定した後の転換に伴う財政支援の話は、報告書(案)でも言及しているが、ヒアリングを含めて繰り返し現場からは指摘をいただいているので、まずこの声は所管官庁としてしっかり受け止めたい。その上で、これも2回目か3回目の検討会で私から繰り返し申し上げているが、仮に特定既存単独処理浄化槽に指定された場合の上乗せをする場合、極端な話をすると、多少放っておいて都道府県から指導してもらったほうが経済的にはお得になる。それが予算上や法制度上、ロジックとして成立しているのかということ、突き詰めて整理が必要である。ただ、これだけ現場を含めて声をいただいているので、財政支援強化の必要性を求める意見があることについては、繰り返しになるが、まずはしっかり受け止めたい。(環境省)
- ・ よろしく願います。(小川座長)
- ・ 資料の10ページの質疑応答概要のNo.7について、指定検査機関の代表として話をするが、都道府県からの意見を述べた中で、11条検査受検率の低下の懸念についての質疑がされている。質問の中で、11条検査により特定既存単独処理浄化槽と判定する場合、11条検査を受検したら損だと受け取られると書いてある。不公平感が生まれ、受検率の低下が懸念されることを含みおきいただきたいということに対する環境省としての回答が、「法定検査を受検している方々にとっての不公平感や受検を控える動きが絶対に無いように対応したい」とある。また、「有識者の検討会でも同様の議論・指摘があり、骨子案において、今後の対応方針の基本的な方向性として、法定検査未受検の場合、保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定を促進する事としている」、「引き続きご意見いただき、協力いただきながら進めてまいりたい」という答えもいただいている。その中で私からの質問は、「法定検査を受検している方々にとっての不公平感や受検を控えることが絶対に無いように対応したい」という答えをいただいているが、具体的な対応があれば説明してほしい。(田村委員)
- ・ 何かあるか。(小川座長)
 - 受検率の向上に向けてということか。(環境省)

- ・ 特定既存単独処理浄化槽を出すことによって受検率が低下するというので、そのようなことがないようにやっていきたいと答えをいただいているが、何か具体的な対応策はあるのか。(田村委員)
 - この後の資料 1 の話になるが、報告書(案)の中で今回、最終的な検討について議論していただきたいことの中に、今の田村委員の指摘も踏まえた具体的な措置の案を出している。その中でまた確認、議論いただきたい。報告書(案)の 6 ページの②「11 条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進」に、促進の具体策を書いている。2 つ目のポツ、あるいは 3 つ目のポツに「都道府県等は保守点検・清掃の実施状況等の情報から漏水や著しい破損等を把握し、必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、浄化槽台帳に必要な情報を記録し、特定既存単独処理浄化槽の判定を行うべきことを指針において改めて明確化」とある。現行の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針でもこのような趣旨のことには触れているが、より明確化して徹底していきたいという趣旨で、具体的な措置の案を出したいと考えている。(環境省)
- ・ また、その中で 11 条検査受検率の表を出しているが、11 条検査受検率が 48.2%と低い中で、11 条検査受検者への対応だけでなく、残りの 51.8%の未受検者に対する対応も重要になってくると考えている。また、参考資料 6 を読むと、全国に単独処理浄化槽は 337 万 2465 基あると出ている。そのうち受検をしているのが 96 万 5189 基なので、受検率は全体で 28.6%である。都道府県別によると、単独処理浄化槽の受検率が 1%台のところも 1 県ある。10%未満のところ 12 都道府県ある。28.68%に満たないところが 19 府県あった。この単独処理浄化槽の特定既存単独処理浄化槽を撲滅しようという中で、受検率が全体的に 28.68%しかない中で、11 条検査にかかって我々がやるのがそれでいいのか、残りはどうするのかという話になる。我々が行うのは 28.68%に対してである。残りはノーマークかという話になる。約 72%が 11 条検査をしていない。未受検者への対応としては、保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定を促進すると書いてあるが、具体的な対応策は示されていないと思う。保守点検や清掃に任せることになっているが、どのような情報を報告するのか、情報を受け取った者は具体的にどのように特定既存単独処理浄化槽の措置を実施するのかを示す必要があるのか。この表を見ると、我々指定検査機関が出せるのは 28.68%だけである。徳島県は 54.5%あるが、それでも半分である。名前を出すと、四国地方の中で愛媛県は 3%で、単独処理浄化槽はほとんど受検していない。愛媛県だけで単独処理浄化槽が 2,709 基あり、その中の 3%しか受検していない。残りを事業者任せなのか。そのために浄化槽台帳の DX 化をしていると言うが、保守点検・清掃事業者側から言うと、顧客に対して単独処理浄化槽を特定既存単独処理浄化槽だと報告することになると、顧客を裏切る、売ることになる。そこまで言われるなら、浄化槽台帳は作らないし、保守点検もしない。単独転換するのに費用を誰かが出してくれるのであればいいが、急に特定既存単独処理浄化槽だと言われると、顧客も費用がかかるので、11 条検査を受けない、保守点検を受けない、清掃しないということにつながっていく。顧客に対する裏切り行為に近い形になるが、そこはやっていかなければいけない。ただ、事業者からは言えないので、例えば環境省から、我々は徳島県なので、県民、市民、町民、村民から苦情等が上がった場合に、自治体に対応する場合は、11 条検査機関が立入検査に協力して対応していくべきだと考えているが、特定既存単独処理浄化槽を事業者にやれと言うのであれば、何がしかの立入

りの許可証なりをいただかないと、うかつに事業者が行くと顧客が減ってしまうかもしれないし、指定検査機関として 11 条検査の受検率が下がるかもしれないという恐怖もある。そこについて答えがほしい。(田村委員)

- ・ 今の件は一般社団法人日本環境保全協会のヒアリングのときにも同様の意見が出ていた。昔からの長い付き合いの中でそれを強行すると、次回から保守点検・清掃に来なくていいと言われる可能性があるので、当然、今回の報告書(案)の中にもその旨も盛り込んだ形で議論していく形になると思う。(小川座長)

➤ これも後ほど議論していただく報告書(案)本体の話になる。(環境省)

- ・ では、次の議論に含めていきたい。(小川座長)

(8) 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)に関する最終検討【資料 1】

⑥ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- ・ では、報告書(案)の議論に入っているのので、次の議事 2「浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)に関する最終検討」に入る。資料 1 について、かなり修正されて提示されていると思うので、まずは説明をお願いします。(小川座長)

- ・ では、事務局より説明する。

本日お示しする報告書(案)は、前回の検討会でいただいた意見を踏まえた更新の他に、2 ページの「はじめに」と最後のページの「おわりに」を新規に作成している。新規に作成したページを除いて、主な変更点は赤字にしている。

まず 2 ページの「はじめに」では、本検討会立ち上げの背景を記載している。具体的には、現状の汚水処理の普及状況や、汚水処理未普及解消に浄化槽に期待が高まっていること。一方で未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽の利用者であり、単独転換の加速化が大きな課題になっていること。また、この単独転換の促進や維持管理の向上に向けて、浄化槽法の改正を行われたが、制度が十分活用されていない点について、総務省勧告で指摘を受けたこと。以上の背景を踏まえて、改正浄化槽法に基づく制度の活用促進を図り、単独転換や浄化槽の維持管理向上を目的として、本検討会で課題と対応方針について議論したことを記載している。

また、各項目の説明に入る前に、全体に共通したところで、表記ゆれの修正をしている。具体的には改正浄化槽法の表記にならい、保守点検・清掃、11 条検査を併記する場合には、保守点検・清掃、11 条検査という並びで表記している。また、「事業者」という表記が多々でていたが、こちらは保守点検・清掃業者という表記にしている。また、「法定検査」という表記も出ていたが、本報告書の場合は 11 条検査を指すので、「11 条検査」という具体的な表記にしている。

続いて、各項目の変更点を説明する。

5 ページの「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の「基本的方向性(案)」である。まず右肩に注記で記載しているが、前回検討会にて、対応の順番がある場合には時系列を踏まえて項目の並べ替えをしたほうがよいという指摘をいただいた。これを受けてまず 1 つ目の項目で、もともとこちら 1 番目の項目として掲載しており、並びは変えていないが、赤字で示している「令和 6 年度中を目途に、11 条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す」ということで

期限を追加している。

また、2番目と3番目の項目について、こちらはもともと逆の並びになっていたが、「都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくり」、指定検査機関等との体制づくりが先にあり、その上で、11条検査の結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握や判定を促進するという流れに並び替えている。

続いて3つ目の項目で、先ほども出ていた11条検査結果を活用した判定をする上では、11条検査の未受検者との不公平感が課題であるという指摘をこれまでいただいていたので、改めて11条検査結果の活用においては、「11条検査の受検率の向上に取り組みつつ」という前提を赤字で加筆している。

以上が大きな変更となる。

続いて6ページの「具体的措置(案)」で、まず①の項目で、先ほどの「基本的方向性(案)」のところでも、「令和6年度中を目途に」特定既存単独処理浄化槽の判定基準の見直しを行うという旨を追加したので、それを受けてこちらの「具体的措置(案)」にも最後のポツとしてその旨を追加している。

また②の項目については、主に2ポツ目、3ポツ目、7ポツ目が大きな変更点になる。「基本的方向性(案)」と同様に、11条検査の活用においては、その受検率向上に取り組むことが前提としてあるので、新しく2ポツ目として、「11条検査受検勸奨のより一層の徹底」を追加している。また、括弧書きで具体例を記載しているが、前回の検討会で効率化検査も11条検査の受検率を上げるための1つの策であるという指摘があったので、その旨を追加している。

また、前回検討会では、先ほども指摘があったが、例えば未受検者への対応等の場合に、保守点検・清掃情報を活用するといったことがあるが、その情報を活用して具体的に何をするのかということが明記できていなかったので、新しく3ポツ目に、「都道府県等は保守点検・清掃の実施状況等の情報から漏水や著しい破損等を把握し、必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、浄化槽台帳に必要な情報を記録し、特定既存単独処理浄化槽の判定を行うべきことを指針において明確化」という内容を新しく加えている。

また、最後のポツについては、こちらはもともと住民への説明、周知啓発というだけの表記で、具体性に欠けたものとなっていたので、「特定既存単独処理浄化槽は生活環境及び公衆衛生に重大な支障を生じるおそれがあることを改めて住民に周知・啓発」という内容に更新している。

続いて7ページの③について、繰り返しになるが、11条検査の結果活用の前提として受検率向上があるので、そちらを1ポツ目に加筆している。また、前回検討会で、体制整備においては人材の確保も課題であり、それにつながるような言葉を加えるべきという意見をいただいたので、「体制」に加えて「人員の整備」という言葉を追加している。

続いて④について、前回検討会で単独処理浄化槽のみならず合併処理浄化槽への経済的な支援制度、生活困窮者への支援制度が必要である。また、浄化槽は個人型と市町村型があるが、それぞれに必要な支援をより一層お願いしたいという意見をいただいていた。それを踏まえ、2ポツ目と4ポツ目を今回、新たに追加している。具体的には、2ポツ目では、「国の補助制度(合併処理浄化槽の宅内配管工事や単独処理浄化槽の撤去)を活用する都道府県・市町村の更なる増加を促し、合併処理浄化槽への転換を一層推進」ということを記載している。また、4ポツ目では、「公共浄化槽等整備推進事業の推進、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業の継続」を記載している。なお、「少人数高齢世帯」という名前ではあるが、要するに、皆様も認識されていると思うが、実際には

所得制限があるので、生活困窮者への支援に該当するものをこちらに記載している。

以上が、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の主な更新内容になっている。

続いて、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」について、10 ページで、まず新規に追加した項目について説明する。新規に追加した項目は 3 ポツ目と 5 ポツ目になる。

3 ポツ目の個人情報の取扱いについては、こちらはもともとデータ様式の標準化、浄化槽コードの統一化と同じ一文に含めていたが、重要な要素であるため一文として独立して強調したほうがよいという指摘があったので、一文として取り出し、3 ポツ目に掲載している。

次に 5 ポツ目は、前回検討会で、浄化槽台帳の精度向上に向けては無届浄化槽の把握も重要であり、悉皆調査等の実施も必要ではないかという指摘があったので、新たな項目として追加している。

続いて、残りの項目の変更内容について、まず 1 つ目の項目で、もともとは保守点検・清掃情報の収集は 11 条検査の受検の有無を問わず、浄化槽の状態把握のためには必要であるという書き方にしていたが、受検がないことを諦めているような表現にも受け取れるという指摘があったので、「自治体が浄化槽の状態を把握し、指導をするために必要な保守点検・清掃情報の収集の推進」が必要であるという書きぶりに変更している。また、保守点検・清掃情報については、どのような形式で報告を義務化するかが記載できていなかったため、「電子情報による」ということを追記している。

また、4 ポツ目で、もともとは浄化槽維持管理情報の収集と区域割との関係性が乏しいという意見が多かったところのみ冒頭に記載していたが、より分かりやすく説明するという観点で、これまで委員や事業者団体からいただいた意見、具体的には、清掃の実施率を上げるためには、例えば一括契約等も併せて行う必要があるのではないかと、また清掃率の向上には区域割よりもしっかりと浄化槽台帳の整備と行政の管理強化が重要である等の意見をいただいていたので、そちらの内容を踏まえて更新している。

また、全体的にこちらの「基本的方向性(案)」についても、特定既存単独処理浄化槽への措置と同様に、時系列を踏まえて並び順を変更している。もし違和感があるものがあれば、この後、意見をいただきたい。

続いて、11 ページの「具体的措置(案)」の説明に移る。①で、大きな変更点としては、2 ポツ目の報告様式の標準化、浄化槽コードの統一化に加えて、「報告ルールの整備」も必要であるということで文言を追加している。また、4 ポツ目について、繰り返しになり恐縮だが、「維持管理情報の収集にあたっては、保守点検・清掃の実施率、11 条検査の受検率の向上が前提として必要であり」ということを追記している。また、先ほども指摘があったが、浄化槽台帳の整備のみならず、デジタル化や DX 化の必要性の指摘があったので、そちらも赤字で最後に加筆している。DX 化に関しては、能登の地震等もあったので、例えば「災害発生時の活用等」という具体例も併せて括弧書きで記している。

次に②で、維持管理の向上に向けては法定協議会が重要な役割を担っており、法定協議会の設立を推し進める必要があるのではないかと、どのような観点で法定協議会を活用してほしいのか、その在り方、役割を明らかにしたほうがよいという意見が前回検討会であった。それを踏まえて、1 ポツ目に、もともとは連携体制の意義やメリットを周知するという書きぶりだったが、その中で、法定協議会に期待される役割も周知するというような書き方にしている。

また、2 ポツ目は新たに追加したところになるが、「法定協議会等の更なる活用に向けた自治体・保守点検・清掃業者等の関係者に対する支援(先行事例の情報収集・横展開や円滑な法定協議会等の

運営に向けた助言等)の実施」を追記している。

続いて、12 ページの③で、大きな変更点としては、3 ポツ目と 5 ポツ目が新たに追加した点になる。前回検討会で、悉皆調査等を通じた無届浄化槽の把握の必要性の指摘があったので、それを踏まえて 3 ポツ目に、「悉皆調査等全体像を把握するために必要な調査の実施に向けた財政支援を継続」ということを追加している。

また、維持管理情報の収集や電子化においては、保守点検・清掃業者への支援も必要ではないかという指摘があったので、新たに 5 ポツ目として、「保守点検・清掃の実施状況について電子情報での報告が円滑に行えるよう、保守点検・清掃業者において活用可能な財政支援のメニューや導入事例等の情報を整理・提供」ということを記載している。

その他の項目も、趣旨は大きく変えていないが、言葉の調整や補足をして分かりやすくしている。

最後に 13 ページとして、「おわりに」を新しく加えている。こちらでは改めて、本検討会で何を行ったのかということに記載した上で、本検討会で検討した基本的方向性と具体的措置に沿って、環境省にて特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針や関係する省令の改正、補助金予算の継続的な確保等を行うこと、また、行政は予算制度の活用と併せて、指定検査機関や業界団体と連携して、具体的措置として示された内容に確実に取り組むことが求められるというような内容を記載している。

また、本報告書の内容が、行政をはじめ、指定検査機関、業界団体、浄化槽管理者等地域の関係者へ着実に共有され、地域の関係者間で連携しながら、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に向けた取組・検討に活用されることを期待したいということに記載している。

以上が報告書(案)の更新内容に関する説明となる。この後、全体的に気づいたことについて意見をいただきたい。(事務局)

- ・ 前回までの議論を踏まえて、今回、最終版に向けた報告書(案)の説明があった。この中の議論に移りたいが、大きな課題としては、特定既存単独処理浄化槽と維持管理向上のための浄化槽台帳整備等に関するところで、特定既存単独処理浄化槽に対する措置としては、現在提示された報告書(案)では 7 ページまでになっているので、まずは先にそちらの内容について意見、質問があるか。もちろん新規作成の「はじめに」の部分も踏まえて、こういう文言がいいのではないかという意見があれば、それも提案してほしい。(小川座長)
- ・ 以前にも他の委員が言われたかもしれないが、時間的な感覚で、特定既存単独処理浄化槽は「令和 6 年度中に目途に」と出ているが、その他は誰が具体的にいつ頃までにやるのかが読み取れない。もう少し具体的に、どこで誰がどのように検討して、いつ頃までやっていくか、それをこの報告書(案)に書く必要があるかどうか分からないが、それが読めないように思う。(河村委員)
- ・ もう少し具体的に書いてはどうかということで、非常に難しい部分もあるとは思いますが、事務局としてはどうか。(小川座長)
- ・ これを見て具体的にどうすればいいのかというのがなかなか見えてこない。(河村委員)
- ・ ただ、「はじめに」にも書かれているように、今回の検討会議では、課題と対応の方針について検討を行ったということなので。(小川座長)
- ・ それはいいが、それを何のためにやるのかといえば、具体的になるので、しなければいけないことも

ある程度見えているので。(河村委員)

- ・ もう少し具体的にということか。(小川座長)
- ・ 段取りというか。他の委員の意見はどうか。(河村委員)
- ・ 私の意見だが、特定既存単独処理浄化槽については具体的なものというと、まず大きな点としては、前回、酒谷委員から説明のあったように、一般社団法人浄化槽システム協会が議論した内容だが、今までの方針に対して特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針をより具体的なものにしたということで、あれも一つ、成果ではあるのではないか。(小川座長)
- ・ だが、それを作って、良いものができても、それを具体的にどのように使っていくか、いつ頃までにそれをやるかというのがないと、宝の持ち腐れに終わってしまうことになりかねない。(河村委員)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針に関しては令和 6 年度中を目途に、より具体的なものが出ると書かれているので、今回の報告書(案)の中にはその点は網羅されていないが、それを参考に、より明確化したものが出てくるということなので、それ以外の部分ということか。(小川座長)
- ・ そうである。この報告書(案)の中には、もうこの時期で具体的に書けないかもしれないが、これを踏まえてどういうステップでやらなければいけないかという提言のようなものもあってしかるべきではないか。(河村委員)
 - 現状、取りまとめの案として示しているのは、これまでの議論の中で得られている、例えばこの主体はこういうことをすべきだろう、今求められている特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針については、例えば令和 6 年度中には何とかしなければいけないといったこれまでの議論をまとめたという位置づけのものだと理解している。一方で、例えば令和 6 年度中に特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が見直された後のことについても、当然、期限を置いて何をやっていくのかを、それを受けて決めなければいけないという話ではないかと、今の指摘を聞いて思った。最終的に主体が特定できるものについて、文言をもう少ししっかり書くことはできるのではないかと思う。例えば予算の継続や、より一層の普及・啓発の促進などについては、まず誰がやらなければいけないのかということはある程度、明確な部分もあるので、そこを、一言で言うと、「国が」、「行政が」という文言を入れると、そういう書き方が多くなるとも思い、率直な事務局からの返答としては、そこはあえて書いていないところもある。(事務局)
- ・ 例えば、特定既存単独処理浄化槽が 6,000 基あるという話があり——実際はもっと多いかもしれないが、それをいつ頃までに半減するというような目的に向けた具体の作業がこれでは見えない。また、浄化槽台帳の整備についても、いつ頃までに都道府県の半数はやってしまうといった意味でのことが見えないので、これをもらった人は、自分のところは他と横並びでいいと思いかねない。(河村委員)
- ・ 基本的にこれは令和 8 年度に向けた汚水処理概成の促進策の促進策と私は考えているので、令和 8 年度に概成になるはず。それに向けた策だということなので、そこでの数と期限は決まってくるだろうと思っている。令和 6 年度に特定既存単独処理浄化槽に対する指針を決めて合併処理への転換を促進し、令和 8 年度に汚水処理施設を概成する。そうはならないかもしれないが、スケジュールとしてはそうであろう。それに基づいて施策が打たれると理解している。もしそれがなければ、それこそ確かに河村委員の言われるとおりだと思う。(酒谷委員)

- ・ 河村委員の意見もよく分かって、これは基本的に仕組みの話がなくて、各主体の連携にゆだねるような立てつけになっている。各主体の連携・協力を実現できるよう、改正浄化槽法でもそのための仕組みを入れ込んでいくべきではないか。例えば、以前、指摘したとおり、公共交通関係の法定協議会では、要請したら必ず参加しなければいけない出席義務が課せられる。これに対し、各主体にゆだねるだけでは、連携・協力が本当に推進されるのかどうか定かでない。そこが河村委員の指摘につながるのではないか。仕組み論をもっと入れるべきではないか。

11 条検査に関しても、努力すべきだということが書かれていて、繰り返しになるが、改正浄化槽法上も一応、検査しながら勧告・命令、それに対して罰則があるが、罰則の仕組みが重過ぎる。刑事訴訟法上の手続を取らなければならないので、實際上、使えない。もう少し軽く使えるような過料の仕組みなどを入れて、実効性のある罰則を入れていかないと、絵に描いた餅にとどまってしまう。(嶋田委員)

 - 先ほどの酒谷委員の意見も、河村委員の発言と併せて考えると、期限、切迫性がもう少し書かれないと動かないという指摘は、そのとおりだと思う。冒頭の「はじめに」で、そもそも概成は目の前に迫っているということは書いてはいるが、射程が遠い気がするので、切迫性を与えるようなところを入れるかどうかというのは改めて検討したい。

嶋田委員の言われた仕組み論のような話については、例えば法定協議会に関しては 7 ページの③で「指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備」と書かれているが、ここについてもその実効性をより高める、ないしは必要性、必然性を高めるための仕組みについても、現状ここで答えが出せるものではないと思うが、そこも検討していくことをまず書くべきではないかと思うが、どうか。(事務局)
- ・ そういった制度化につながる足がかりを入れてもらえればよいのではないか。例えば、先ほど来、田村委員が言われているように、現場で除却となったとしても、それ以上、進められないことがある。誰かが悪者になるというか、こういうルールになっているので仕方がないという形にして、そこを担保するような仕掛けを入れておかないと、各主体の自発性にゆだねてしまうと、様々な事情で強く出られない、だから進まないという、これまでどおりの流れが続いてしまうのではないか。ぜひ仕組みを再構築することも考えてほしい。(嶋田委員)
- ・ 点検は点検、清掃は清掃、検査は検査、住民は住民で、それぞれ単独の方向性はあるが、横のつながりが弱いということが、これまでもずっと議論されてきている。そういう意味で「連携」ということがこれまでに多く出てきているので、それを強調したようなこともこの報告書(案)の中に盛り込む必要があるのではないか。それと、先ほど事務局が言ったような形での概成後の点も、期限を明確に書いて、それ以降、この方向でいくということが強調されるような「はじめに」の書きぶりが必要ではないか。そのように思ったが、どうか。(小川座長)

 - 事務局で案を作って、環境省とも相談の上で改めて考える。(事務局)
- ・ 繰り返しになるが、この報告書(案)は非常によくできている。ただ、先ほども述べたが、これは 11 条検査ありきの話である。そのように読める。協力については法定協議会で協力させてもらって行政でやるが、11 条検査については全国で 28.6%しかない。この報告書(案)は 11 条検査ありきでやっているのだから、28.6%に対する報告である。他の 70%はどうするのかというのは 2 行ほどの文章しかない。保守点検・清掃業者からの情報収集に機能するための措置を講じるといったことしかない。法定検査員として我々は 28.6%のためだけにやるという形に読まれてしまう部分もある。

11 条検査の受検率が 100%に近い都道府県がある。岐阜県は単独処理浄化槽の受検率が 94.1%になっている。しかし、1%のところもある。そこを合わせて 28%しかないので、報告書(案)の中で、11 条検査だけについて頑張れと言ったところで、残りの約 70%はどうするのかという話になる。それが現状なので、その部分も文言の中に入れていただきたい。出している数値を我々は拾い出したので、その数値をどこかの文言に入れてほしい。これでは 11 条検査だけを言っているの、少し苦しい。業界団体にゆだねると言っても、30%だけ 11 条検査にして、残り 70%は業界団体にゆだねるのかという話になる。その中で法定協議会をつくって、法定協議会の中で話し合ってくれということになるので、その部分についても、書きづらいかとは思いますが、何か文言を入れてほしい。そうすれば、指定検査機関も頑張る。

その中で、特定既存単独処理浄化槽の発見の経緯を見ると、我々がやってきた中では、家の周りが臭い、変なものが流れてきているといった苦情によるものが主であるが、その中で 11 条検査は 3 割しかしていない。残り 7 割は、我々が入ることができない。その 7 割の部分に都道府県の行政と一緒に指定検査機関が立ち入る許可証のようなものを作っただけであれば、法定検査機関が立入りで協力していくことができる。そういう具体案を出してもらえれば協力はできる。

11 条検査の指定検査機関だけにやらせるということだが、よく調べてほしい。30%しかないの、残り 70%は未受検者である。これは受検者に対する報告書(案)である。未受検者に対する措置というのが、47 都道府県の皆が懸念を持っているところである。令和 6 年度全国浄化槽行政担当者会議があったときにこれを環境省に言うと、どうなのかと言われるのであまり言わないと思うが、この場所なのではっきりしておいたほうがいい。苦情が出た際に行政と一緒に指定検査機関が行くと、これは特定既存単独処理浄化槽で、迷惑がかかっているの転換しなければならないということが言える。その立入りの許可がないのに我々が入ることができないので、業界の人間、保守点検・清掃業者に協力して出してほしいと言っても、出さない。指定検査機関にも言わないし、言うなと言われればそれで終わってしまう。苦情があった場合に我々が行って認定する仕組みをつくってもらえれば、強い特定既存単独処理浄化槽の禁止をしなくていい。

旧構造基準になるような昔の古い腐敗浄化槽はまだ世の中にある。回転盤接触方式も世の中にまだある。使っているところがたくさんある。その中で変なおいがするといったときに初めて行ける。そのときに 11 条検査を受けていけば我々は指導できるが、受けていないところまで我々は行ってできないので、ぜひその文言を入れてほしい。(田村委員)

- ・ 今の田村委員の意見は、今の原文の中でも読み込めるが、我々だから読み込めるのだと思う。(小川座長)
 - ・ 指定検査機関がすぐ分かるようにしてほしい。(田村委員)
 - ・ 総括すると、それが読み込めるような文言に変えたらどうかという意見だと思うが、どうか。(小川座長)
- 11 条検査の受検を端緒にしているというのは指摘のとおりで、それに対して受検率が低過ぎるがゆえに、この見直しによってもカバーできる範囲が矮小になり過ぎるのではないかということも指摘のとおりである。そうであるがゆえに、基本的には、例えば 5 ページの「基本的方向性(案)」の 3 ポツ目等においては、「向上に取り組みつつ」ということをまず冒頭に掲げるという修正を行ってきたところである。指摘のとおり、11 条検査受検率が現状で何%にとどまっているという形の修正は可能ではないかと思う。また、6 ページの「具体的措置(案)」の中で、②の 2 ポツ目に

なるが、例えば現状この程度の比率である 11 条検査を受検勧奨によって底上げし、そもそも網をより広範囲にかけていくということは書き直しができるのではないかと思う。

今意見をいただいた中で、2 点、指摘をいただいた。今述べたのは 1 点目の記載に関することで、もう一つは、未受検である浄化槽を使用している管理者の敷地内への立入りについても、例えば指定検査機関ができるような書きぶりをすべきではないかという意見があったが、そこについて立入りは行政行為で、苦情を受け付けた第一人者が市町村なのであれば、その市町村の権限において行われるものだろうと思う。したがって、ここに書くことが適切かどうかということについても意見をいただきたい。その点について環境省から考えがあれば伺いたい。(事務局)

- 今 6 ページの②で、都道府県は必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、判定を行うべきことを特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針において改めて明確化ということが具体的措置として書いてある。ここは今年度中に予定している特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針改定の際に、11 条検査を受けていない家庭についてはこのような形での対応が必要である、望ましいということは書き込もうと考えている。(環境省)
- ・ だから、むしろ「必要に応じて」という表現を使わずに、より具体的に記載してほしい。(小川座長)
- ・ そのほうが指定検査機関としては動きやすい。苦情が出たら即、行く。しかし、単独処理浄化槽は禁止だとするのではなく、苦情があった際は必ず行く。それで、もしそのまま単独処理浄化槽を使うのであれば、以後、指定検査機関の 11 条検査を受けることを義務づける。そのようにしてもらえれば数はそれほどないので。しかし、単独処理浄化槽は高齢者と低所得者の方が多いので、あまり強く言えない。ただ、この文言として、少し変えてもらいたい。(田村委員)
- ・ 修文はできるかもしれない。(小川座長)
- ・ そうすれば、我々も行きやすく、他の方も納得してもらえと思う。(田村委員)
- ・ では、検討をお願いします。(小川座長)
- ・ オンラインで参加の齋藤委員からマイクが不調ということで意見をいただいているので代読する。6 ページの②の 2 ポツ目で、「11 条検査受検勧奨のより一層の徹底」の表現について、この表現では弱いので、「11 条検査未受験者へのより一層の指導の徹底」など、少し強めの表現としてはどうか。(齋藤委員)
- 先ほども必然性等を踏まえて表現の見直しをすべきということは全体的に意見をいただいているので、こちらもいただいた意見を踏まえて文言の見直しをする。(事務局)
- ・ 齋藤委員、そういう取扱いでよいか。(小川座長)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽で補助の話が出ているが、11 条検査に対する補助の話が盛り込まれていない。(酒谷委員)
- ・ 市町から出ている。(小川座長)
- ・ 今、特に少人数や高齢者には維持管理の補助を出しているが、それは時限的な補助なのでここには書けないということか。(酒谷委員)
- ・ そこはどうか。(小川座長)
- 7 ページの④の「支援制度の継続、推進」の 4 ポツ目の「少人数高齢世帯に対する維持管理負

担軽減事業の継続」という中で書いている。(事務局)

- ・ 先ほどの嶋田委員と田村委員の話はもっともなので、この中に書けるかどうかということはあるが、その他の意見として、今の改正浄化槽法で、平成 12 年の単独処理浄化槽の合併転換については、どうしても憲法上の問題があって「義務」と書くことができなかったというのは、今から四半世紀前の話である。それで「努力義務」という書き方になって、四半世紀たってしまった。今 75 歳の人も 25 年前は現役だったはずなので、今だけを見てみると、年寄りになってしまったかもしれないが、出たときはまだ現役だったということを見ると、必ずしも今の時点の切り口だけの話は合わないのではないかと、う思いが若干ある。したがって、先ほど話があったとおり、例えば法律的に組み込むことができないかもしれないが、11 条検査を受検していない方については、例えば罰則を科すべきではないかということ、この方針としては書けないかもしれないが、その他の意見として記載しておいてはどうか。20 数年前からずっとなぜ「努力」が取れないのかという議論は業界ですずっとあったが、この中の方針として入れられないかもしれないが、こういう意見があったということを重要な意見としてもし書くことができるのであれば、ここに書いておくのが妥当ではないか。全体との絡みもあるので、あくまで要望である。もし書けなければ、純粋な意見としてこれだけ熱い議論をしているので、罰則を科す、あるいはやるようにもっと強く法改正をしてほしいというダイレクトな言葉が出ていたことを、どこかに書いてほしい。検討会の内容の趣旨の話もあるので何とも言えないが、あくまで要望である。(古市委員)
- ・ それについてはどうか。(小川座長)
 - 要望として一旦受け止めたい。(環境省)
- ・ よろしく願います。(小川座長)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽のことについてなので、あまり 11 条検査のことが話題の中心になるのはどうかと思ったのであまり言っていないが、11 条検査を、単独処理浄化槽が多いので特に 11 条検査をアップするために、現場として様々工夫しても、私は 10 年、全ての市町村を回って、単独処理浄化槽がこれだけの受検率だという都道府県内全域の市町村別の一覧表を見せて説明しているが、都道府県の仕事ではないかという意識である。自分のところの生活排水処理のことだと言っても、市町村は意識が非常に低い。市町村の意識を高めないことには 11 条検査は埋まらない。市町村の役割はどこかに書けないのか。

それから、今 10 年概成で 95%と言っているが、実際はうそである。(上田委員)
- ・ それぞれに見るとそうである。(小川座長)
- ・ 下水道の本管が来たらつないだことになっていて、そこに単独処理浄化槽がたくさんある。下水道整備区域内で単独処理浄化槽が何基あるのかを調べないといけないのではないかと、富山県の浄化槽協会では調べようと思えば調べられるので、数字として出そうと言っている。出さないと本当のことは分からないのに、95%になるという、うそのような話をしている。それと、下水道整備区域内の単独処理浄化槽は、つないだことになっていて、その 95%に入っている。それもおかしな話である。おかしいということを説明するためには、浄化槽がそこにどれだけあるかということを出さないことには、説得力がない。台帳整備をすれば、コンピューターだから、この町内会は全部、下水道整備区域で、そこには単独処理浄化槽が何基あるか、すぐ出せるようになると思うので、全国的に台帳整備をしてそれをやらないといけないと思う。(上田委員)

- ・ 次の課題につながる形だと思う。(小川座長)
- ・ 7 ページの「③指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備」の中で、「体制・人員の整備」と書いてある。人員の整備は体制の整備と同じことを言っていると思うが、「人員の整備」というのは、能力を向上させるのか、人を増やそうという話なのか。ここは自治体に絡む話なので、人を増やすことを求めるのはなかなか難しい状況にある。
もう一つは、判定後の「プロセスの提示」と書いてあるが、具体的なイメージがあるのか。主語がないので、連携してということは分かるが、どういう体制を整備していくのか、もう少し具体的に説明してほしい。(山内委員)
 - 指摘のとおりで、都道府県や市町村において担当職員の数をいきなり増やせるかという、非常にハードルが高いだろうということは承知している。「体制・人員の整備やプロセスの提示」は、他のところとも重なるが、具体的には指定検査機関や各県内の業界団体など、他のセクターも含めた連携体制をつくっていくことで、判定後のフォローアップも含めてカバーできる体制が必要ではないかということを念頭に書いている。そういう意味では、先ほど主語の話もあったが、具体的な内容がもう少し分かりやすく伝わるように、表現ぶりはまた手を加えたい。(環境省)
- ・ 関連して、他のところも含めて、今いい言葉が出てきたが、主語を明確にしてもらわないと、誰がするのか明瞭でないところが多々あるように思う。そこは具体性が増すと思うので、よろしく願います。(河村委員)
- ・ 今の河村委員の意見は全体に関することで、主語を明確にということで、それは事務局に願います。
山内委員、環境省の回答についてはどうか。(小川座長)
- ・ 了解した。(山内委員)
- ・ 私は「体制・人員の整備」という部分は、総務省との間で人が増える分だけ交付税で措置することをお願いしていただけなのかと思っていたが、そうではないということか。(嶋田委員)
 - 財源措置よりは、先ほど言った、他のセクターも含めた連携による体制整備という趣旨である。(環境省)
- ・ そうすると、結局、「体制・人員の整備」といっても実際には充実しない、人員は増えないという話になるのではないか。そこは頑張っていたかかないと、そもそも連携するにも人員がいない。特に市町村は片手間で、他の仕事をしながらやっているの、そこを本気でやろうと思えば、そこに対して人をつけていただく必要がある。そのために交付税を措置する。もちろん今の自治体の実情からすると、交付税措置をされていても、本当にそこに人員を回すかどうかは分からないが、そこは言うておかないと、結局、体制としては変わらないのではないか。(嶋田委員)
- ・ 現行としては、そこまではまだ配慮していないのではないか。(小川座長)
 - やっていない。(環境省)
- ・ 要検討という形になると思う。(小川座長)
- ・ 自治体の担当職員というのは市町村まで入るのか。(河村委員)
- ・ 入ると思う。(小川座長)

- ・ 意識のない人たちもいると思う。(河村委員)。
- ・ それはそうだが、それを言ってしまうと、という部分がある。(小川座長)
- ・ 協議会をやると、最初は皆、興味がなかったが、今 24 市町村では出席しなければ情報弱者になるということで来るようになったので、法定協議会をやる必要がある。(田村委員)
- ・ 今話があった自治体、市町村の意識について、鹿児島県ではまだ法定協議会が設定されていないが、本年度中の設定を目指している中で、自治体職員の関心度のアップが一番の目的で、それが法定協議会である。当然、市町村が困っていることをそこで協議するわけなので、おのずと意識が上がってくるだろうということで、そこを最も大事にしている。法定協議会の設置が意識づけに最も資するものではないか。それしか手がないのではないかと、我々都道府県も含めて考えている。したがって、その場が実は非常に大事だということを実感している。

これまでの議論の中で、受検率の向上や特定既存単独処理浄化槽の補修の是非などもあったが、まさしく今、動き出しているところで、原理原則は守りつつ、現実路線でまずは進めていこうというのが、我々鹿児島県としての考え方であり、検査機関の立場としても同様であると認識している。保守点検・清掃業者も顧客対応もあり、特定既存単独処理浄化槽の補修ができるのであればそれでやっていく。ただし、使えなくなったら単独を合併に転換だということを伝えていく流れで、少しでも転換が増えていけばというスタンスで、まさしく現実路線を進めていく。あまりにもハードルを上げ過ぎると現場が苦しむので、この報告書(案)の内容はそれに沿っているのではないかと考えている。原理原則を厳しくするのも大事ではないかという議論も非常によく分かるが、現実的な路線も考えながらこの報告書(案)の流れに沿って、まずは導入していく、進めていくことが大前提ではないかと考えている。(綾織委員)

- ・ 先ほど冒頭で、法定協議会を設立・運営していくと市町村担当者のレベルアップをより充実できるという意見もいただいた。

この意見も次の議題に関連してくると考えられるので、他に意見がなければ一旦、小休憩を取って、もう一つの課題である「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」の議論に入りたい。(小川座長)

⑦ 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

- ・ 引き続き、議題 2 の「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」ということで、報告書(案)の 8 ページから「おわりに」まで意見、質問をお願いします。先ほどの特定既存単独処理浄化槽の議論の中でも台帳整備等に関わる意見が出てきたので、その点も踏まえて意見をお願いします。特に台帳整備は、先ほどの特定既存単独処理浄化槽の転換にもかなり関わる部分なので、しっかりと整備しなければならないものの、従前からやられているが非常に厳しい部分がある。何かよい提案があればお願いしたい。(小川座長)
- ・ 10 ページに区域割の話が出ている。確かに区域割は必ずしも有効とも言い難いのではないかという話だったと思うが、いま一度、なぜあまり意味がないのか、説明してほしい。逆に区域割をすることによって、それぞれの区域の違いをはっきりさせて、低いところに関しては集中的に何かやる。あるいは、区域割の範囲の設定の問題はあるが、例えば小学校区などかなり小さな単位でやって、コミュニティ

との連携で数値をオープンにして、そこを通じて維持管理活動の徹底をしてもらおうといったことも考えられるのかなと思った。単に私の理解不足なのかもしれないが、区域割に係り性が乏しいということで切っぴいいのかどうか気がなった。(嶋田委員)

- 区域割と清掃実施率、保守点検実施率の関係の議論でいうと、法律上の義務の主体が各管理者、家庭なので、区域割をしようが、しまいが、各家庭から清掃業者に発注してもらわないとそもそも実施率が上がらない。それが議論の出発点だと考えている。そういう意味でいうと、例えば自治体の中での、さらに細かい区域別の清掃実施率や保守点検実施率は、許可の区域割をしなくても情報がきちんと取れれば把握はできる。その上で、低い地区があればどう重点的に対応するかは、清掃業者が区域割をしているかどうかとは別に、情報をきちんと集められるかという問題だと思っている。さらには、これまでの過去 4 回の指摘、議論も踏まえて、報告書案ではこのような形で区域割そのものと実施率の向上は直接の関係は乏しいと書いた。(環境省)
- ・ 現行そのような傾向にあることはそのとおりだと思うが、私が浄化槽行政の研究をやっていた約 20 年前の事例で、町内会単位などで取りまとめるような仕掛けをして、そういったコミュニティの単位で 11 条検査や保守点検・清掃などを推進していた事例があった。当時、環境省でも、そういった取組は有効であるということで推奨していた記憶がある。そのような道筋はあり得ないのか。(嶋田委員)
 - 先ほど言ったように、維持管理の責任を持っている浄化槽管理者自身がコミュニティというくくりで協力してもらい、地区全体で保守点検・清掃を頑張ってもらおうということは方向性としてはあり得ると思う。繰り返しになるが、それと清掃業の業許可の区域割は別物である。(環境省)
- ・ 嶋田委員が言われた点は、むしろ維持管理組合の設立や、特に一括契約を推奨すると、保守点検、清掃、11 条検査まで入ってくるので、その効果が趣旨に沿うのではないかという意味だと思う。今のことに関して、他の委員から意見があればお願いします。(小川座長)
- ・ 維持管理組合の話と区域割との組合せは関係ないのか。(嶋田委員)
 - 維持管理組合のような形でコミュニティごとにまとまって、皆で保守点検、清掃を保守点検・清掃業者に発注しようという枠組みができれば実施率は上がると考えられる。保守点検・清掃業者が区域割されているかどうかは、まとまった仕事を誰に発注するかという問題でしかないの、そこは清掃実施率の向上とは別の問題だと思う。(環境省)
- ・ 私も業界的に見て、関係が乏しいというのは室長の言われるとおりだと思う。(田村委員)
- ・ 11 ページの「具体的措置(案)」の①の 3 ポツ目で、「個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等の明確化」とある。その前の「基本的方向性(案)」でも、「個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する」と記載してある。ここは、先ほど来、議論のあったように、主語が国になるという理解でよいか。(蛭江委員)
 - 環境省で必要な作業をした上で、そこは事務連絡や何らかの形で改めて自治体にも共有するというアクションを起こしていきたいと考えている。(環境省)
- ・ この部分は 2 つ下に赤字で記載してある「浄化槽台帳の整備及び活用に関するデジタル化や DX 化(災害発生時の活用等)の促進に向け、先進事例を周知」とも関わるので、非常に重要なところではないかと思うが、これは浄化槽推進室で利用目的や管理の在り方の明確化をしていくということか。またこれはこれで議論が必要なのか、クリアになっているが周知がまだできていないだけなのか、そ

の辺りの状況が分かっていたら教えてほしい。(蛭江委員)

- 基本的には改正浄化槽法という法律の施行のために行政が情報を集めるわけで、それは個人情報保護法との関係は問題ないと認識しており、実際にそういう通知も過去、出しているが、指摘のあったデジタル化などの事例集も、今年度中をめどに作業を進めたいと考えているので、そういった資料の中で個人情報の取扱いや個人情報保護法との関係も改めて整理できればと考えている。(環境省)
- ・ そうすると、事業者が集めるところまではよいとして、その先に、先ほど来、議論になった法定協議会が大事だということもつながって、さらにどういう情報共有の仕方であれば問題にならないのか、もしくは効果的なのかということまで意識して整理して、通達していただけるとありがたい。(蛭江委員)
- ・ その点も反映していく方向でいきたい。(小川座長)
- ・ 11 ページに「デジタル化や DX 化(災害発生時の活用等)」と書いてあるが、今回の能登半島地震で浄化槽も被害を受けているようだが、浄化槽の DX 化が実際はあまりなされておらず、対応に非常に苦慮していたという事例があるなら、それを教えてほしい。
また、12 ページで、4 ポツ目に一般廃棄物処理実施計画のことが記載されているが、これは浄化槽の清掃に関連して必要だからということで、ここに載せてあるという理解でよいか。(山内委員)
- ・ 事務局、どうか。まず 1 点目は、デジタル化や DX 化で、特に能登のケースで DX 化がうまくいかなかったのかどうかという質問だった。(小川座長)
 - 1 点目の能登半島地震の事例も踏まえた DX 化については、石川県の浄化槽台帳の詳細な状況はもう少し整理しないと正確なところは答えられないが、一般的な傾向として、現状の浄化槽台帳では掲載基数が実態よりも上振れしていて、実際には空き家になっているところも休廃止届が出されておらず浄化槽台帳上、残ってしまっているケースが非常に多い。それが放置され続けると、災害が起きたときに被害率の推計、被害規模の推計にも大きく幅が出てしまい、復旧に必要な財政支出の規模もふわふわしたものになるので、意思決定が遅れるリスクもある。それを今回の震災を含めて我々も非常に痛感している。
DX 化の災害発生時の対応については、今ある県からの相談で、例えば災害発生時に真っ先に浄化槽の点検に入る事業者がスマホを使ってその結果をすぐに浄化槽台帳システムに送ることで、地震の被害状況を速やかに集計するような仕組みがつくれなかったかといった具体的な提案もいただいている。まさにそういうものも念頭に置きながらデジタル化、DX 化を進めていきたい。
- ・ 次の 12 ページの一般廃棄物処理計画については、一般廃棄物処理計画でし尿の発生見込量や処理体制を含めて記載することになる。ヒアリングの中で清掃業団体から、このような計画の未策定自治体が多いことが清掃実施率の低下につながっているのではないかという指摘があった。いずれにせよ、これは廃棄物処理法に基づく義務として当然、策定してもらわなくては困るので、改めてここでも「未策定の解消を促進」ということは今後の取組として書いた。(環境省)
- ・ よく理解できた。(山内委員)
- ・ デジタル化と DX、浄化槽台帳の件に関して、「災害発生時の活用等」について話をする。以前も話したが、QR コードで浄化槽台帳を作っている。なぜ浄化槽台帳を QR コードでできるかということで、

我々が行っている QR コードの中に GIS サービス、地図情報サービス、緯度・経度の入ったものを入れている。したがって、もし震災で何かあったときでも、緯度・経度でどこに浄化槽があるというところまで把握できるようになっている。先ほど室長が言われた少し脆弱でふわふわしたものでは駄目だが、徳島県の浄化槽台帳に限っては平成 18 年 10 月 15 日に作成し、運用は平成 16 年 3 月から行っている情報を聞いている。そこから我々は GIS で浄化槽台帳を作っているので、QR コードを作り、災害時に利用できる形をつくっている。

昨日、災害防災協定を徳島県ととくしま浄化槽連絡協議会の関係団体とで結んだが、県と業界が結んでも市町村の管轄なのでそれでは駄目だということで、徳島県には 24 市町村あるが、全ての市町村と協定を結んだ。それをもってブロック単位で四国に拡大するよう発信していくという話もした。その中で今、県と動いている。

デジタル化が進むことによって、災害発生時の活動の促進等に向けてということで、先進事例なので、また皆様に報告するような内容をつくっていけると思う。浄化槽台帳に関しては 3 月 1 日から徳島の環境技術センターが行っており、この 10 月 1 日から正式に、先ほど来、話をしている清掃業界にお願いして QR コードの高度な浄化槽台帳をつくっている。また皆様にお会い機会があれば周知し、また室長を通じて報告するので、活用してほしい。(田村委員)

- ・ 10 ページの 5 ポツ目で、先ほど能登半島地震の事例について室長からも報告をいただいたが、無届浄化槽だけではなく、既に使われていない休止・廃止の浄化槽も浄化槽台帳の精度向上に向けて重要な項目だと思うが、その言葉を入れられないかというのが一点。

一方で、期待しているのは、浄化槽台帳を整備できれば、この無届浄化槽や休止・廃止の浄化槽の把握ができるのではないかと考えているが、この文章を見ると、そのために調査が必要だという話になっている。浄化槽台帳の精度を上げるために調査が必要だという話は、目的と手段が合っているのか。浄化槽台帳を作れば、それが把握できるのではないかと思うが、別途調査が必要か。(山崎委員)

- まず 1 点目の無届浄化槽のみならず休廃止浄化槽等については、無届浄化槽の後に文言の加筆等をさせていただきたい。
2 点目の指摘で、目的とここに書いてある「調査等」がそもそも対応しているのかということについては、「調査等」と書いたがゆえに、「等」の中でいろいろ読ませたところもありはするが、一方で、「連携、把握するための調査等」は一手段にすぎないというところもあるので、「取組」など、若干抽象化の方向かもしれないが、文言の修正の方向性としてはそのようになるのではないかと思う。(事務局)

- ・ そのとおりだと思う。保守点検・清掃業者との連携は必要だし、仕組み、取組の方向性という話ではよいのではないか。(山崎委員)
- ・ 「調査等」という部分が修正を要するということだと思う。(小川座長)
- ・ 山崎委員から指摘のあった浄化槽台帳を DX 化することによって、今まさに無届浄化槽も全て貼っていかうとしている。下水道処理区域で未受検のところ、徳島県では受検率 62.2%なので残りの 40%をどうするかということで、清掃業者に清掃に行った際に貼るようお願いしているので、より正確な情報が出てくる。無届浄化槽は徳島県でも年々増えているが、それを把握していきながら無届浄化槽でも届出して検査をしてもらえるような形を取っているので、浄化槽台帳は非常に有益である。これは

法定協議会があり、清掃業界が一つになって協力してもらえるのでできることなので、法定協議会をぜひつくってもらいたい。(田村委員)

- ・ そもそも論なのか、私が知らないだけなのか分からないが、ここでアウトソーシングには一切触れていない。アウトソーシングもあり得るのか。そのための個人情報の整理があるのかどうか分からないが。話が戻って申し訳ない。(酒谷委員)
- ・ それは台帳整備についてということか。(環境省)
- ・ 一部でもいいが、作成を全てアウトソーシングするケースはあり得ないのか。(酒谷委員)
 - 行政事務としてそれはあり得るし、改正浄化槽法でも浄化槽台帳の外部委託は可能であると省令に書いてある。(環境省)
- ・ そのことについてここには一切触れていないので、そういうことは促進策にならないのかということで質問した。(酒谷委員)
- ・ それを分かっている自治体があるかもしれない。そういう意味では全般を含めて周知という部分は常に残るのではないか。住民に対する教育ももちろん必要だとは思いますが、全体として自治体の職員の方々もまだまだ十分、分かり切れていない部分もあると思うので、そういう意味では周知は引き続き必要だと思う。(小川座長)
 - 文言等は検討するが、こちらの点に限らず、先ほどの特定既存単独処理浄化槽の部分についても同じ議論がある。主体ないし主語の明確化だけではなくアクションの具体化についてもコメントをいただいていた。何を目的にして、具体的にどのような活動をするのか。それを考えると、例えば11ページの①の1ポツ目には、「自治体と保守点検・清掃業者との連携を強化した上で」という非常に概念的なことが書いてあるが、その連携の一つの形として、今、酒谷委員から指摘があったような外部委託、業務の委託等があるのではないか。したがって、連携強化は方向性としてはいいとは思いますが、例えば具体的にどのような手を取り得るのかについては、「具体的措置(案)」の中に書くことも一つの手ではないかと思う。具体的に言えば、例えば法定協議会を組成しての法定協議会規約の中での情報の連携・受け渡し、また協定を取り交わしての情報の相互の授受を可能にする形の連携など、そういったものもあり得ると思う。そこについては、例えばこういうものがあり得るということは書き下すことができるのではないかと思うので、書き下すということではいいか。(事務局)
- ・ 他のところでも同様な対応をしていただければ、より分かりやすい。併せて、先ほど言ったように、ある程度、達成時期をより具体的なもの、イメージしやすいものにしていただければ、見る自治体の方、ここにいない人たちにも分かりやすいのではないか。(酒谷委員)
- ・ 先進事例の周知、紹介という文言がところどころに出てくるが、今回の報告書の中には具体的な事例も参考資料として含まれるのか。それとも、それはまた別途になるのか。(小川座長)
 - 報告書は本体のみを想定しており、事例集は別途、作業をした上で、出来上がり次第、各自治体に周知するという段取りで考えている。(環境省)
- ・ この報告書(案)の今後の手続は、本日が最後で、これで案が出来上がった後、メール審議のような形になるのか。(嶋田委員)

- ・ 最後は、本日の意見を踏まえた形で、事務局で報告書(案)を修正し、環境省が再チェックした後、各委員にまたメール配信して最終確認を受けるという段取りになると思う。したがって、まだ若干時間がある。ただ、もう検討会という形は取れないので、本日の意見を踏まえたものを念頭に置いて、また加筆・修正等は事務局に返していただく形で、最終的な報告書に仕上げていくことになる。(小川座長)
- ・ いわゆる冊子的なものではなく、この形のものが報告書になるのか。(河村委員)
 - そうである。(事務局)
- ・ 先ほど来、主語が不明確で分かりにくいという意見も随分出てきたが、見やすさは、通常の報告書のスタイルからは逸脱しているので。(小川座長)
- ・ 誰がするのか、いつごろまでにするのかなどの情報が不十分なので、もう少し更新してほしい。(河村委員)
- ・ 主語がないということ言うと、最後のくだりに都道府県や市町村が「具体的措置として示された内容に確実に取り組む」と書いてあるが、都道府県がやることと国がやることと書いてあるので、具体的な措置として何をやればいいのか分かりにくい内容になっているのではないか。(山内委員)
- ・ それを踏まえて全般的に書き直すことになるので、また改めて修正案を見て指摘があればほしい。流れとしては、先ほど申し上げたとおり、事務局、環境省で、私も入ると思うが、見直しをした最終版を作って、もう一度この検討会の各委員に最終チェックを諮る形になると思う。期限はいつぐらいになるか。(小川座長)
 - 検討会終了後1週間後ということで、今、9月4日水曜日を目途に追加の意見があればいただきたいと考えているが、足りないようであれば延長を考える。(事務局)
- ・ かなりタイトだが、逆に、事務局の調整に時間がかかるだろうが、その後、我々に返してもらって、その期限が1週間というのであればよい。それも踏まえて大丈夫か。(小川座長)
 - 説明が足りず申し訳ない。こちらでお渡ししている報告書の原案に対して、検討会終了後1週間後程度をめでに言い忘れたことなどがあれば追加でいただいて、それを踏まえて事務局で修文を考える。また出来上がったものを皆様に展開する。(事務局)
- ・ 様々な意見があって最終的に全員一致とならない場合もあると思うが、そのときは座長と環境省との判断という考え方でよいか。(古市委員)
 - 座長一任ということをここで了解をいただければと思う。(環境省)
- ・ 座長一任ということでよいか。座長一任というよりは、環境省、事務局と3者でという形になると思うが、その点は了承をいただきたい。

では、議題が全て終了したので、進行を事務局にお返す。(小川座長)
- ・ 本日の議事録(案)は1.5週間程度を目安に事務局で案を作成し、後日、各委員に送付して確認をいただいた後、確定する。また、本日が最後の検討会になる。昨年度から今年度まで全5回、委員の皆様にはお忙しい中、検討会に参加いただき、また貴重な意見を賜り感謝する。

本日配布している報告書(案)について追加の意見等があれば、1週間後を目安に9月4日水曜日までに事務局まで連絡してほしい。追加でいただいた意見を含めて事務局で報告書(案)を更新し、

環境省と座長一任という形で最終版を作成する。また、更新したものは委員の皆様を展開する。確定版ができた後、環境省で公表を進めていただくことになる。(事務局)

- ・ 座長一任か。(古市委員)
- ・ 座長一任というより、座長、環境省、事務局、3者ということをお願いしたい。本日が最後なので、一言、御礼を申し上げたい。進行上、至らない点もあり、全ての意見を取り上げることが不可能だった点もあるが、議事の進行上、やむを得なかった面もあると思うので、ご容赦いただきたい。ご協力に感謝する。(小川座長)

<閉会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
 - 半年間にわたる熱心な議論を賜り、私からも改めて深く感謝する。
今回の検討会は、成り立ちからいうと、総務省の勧告がきっかけで、論点としては大きく、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針をどう見直すか、維持管理の情報収集をどうやっていくか、この2点だった。本日の最終回の議論を聞いていても、浄化槽をめぐる議論はなかなか簡単ではないと、改めて思った。単独処理浄化槽の廃止についても、あるいは罰則の適用についても、今回のこの検討会の論点に限らず、浄化槽の世界でずっと言われ続けており、長期間にわたって宿題となっている状況ではある。正直に言って、これを一発で解決する魔法のつえはすぐには見つからないとは思いますが、ただ、そのような様々な制約がある中でも、今回の検討会は非常に踏み込んだ議論をいただき、意義のある取りまとめができたと考えている。
最終報告書をまとめた上で、その中で指摘をいただいた事項を一つ一つ、当然、時期も意識した上で、環境省で実現して具体的なアクションにつなげていければと考えている。また、本検討会以外にも皆様の様々な知見を賜る場があると思うので、引き続きよろしくをお願いしたい。

3.2 浄化槽法施行状況点検検討会報告書

「浄化槽法施行状況点検検討会」の報告書をとりまとめ、令和6年11月に環境省WEBサイトにて公表された。報告書本編は次頁以降に掲載する。

浄化槽法施行状況点検検討会 報告書

令和6年11月

環境省浄化槽法施行状況点検検討会

目次

1. はじめに	P.1
2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置	
(1) 背景	P.5
(2) 論点	P.6
(3) 今後の対応方針	P.7
3. 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化	
(1) 背景	P.14
(2) 論点	P.15
(3) 今後の対応方針	P.16
4. おわりに	P.20
5. 参考資料	
(1) 浄化槽法施行状況点検検討会 委員一覧	P.23
(2) 処理施設別汚水処理人口普及状況	P.24
(3) 保守点検の実施状況(令和4年度)	P.25
(4) 清掃の実施状況(令和4年度)	P.26
(5) 11条検査結果(令和4年度)	P.27
(6) 11条検査の受検率の推移	P.28
(7) 総務省勧告	P.29
(8) 浄化槽の設置基数の推移	P.30
(9) 特定既存単独処理浄化槽の適用実績(令和4年度)	P.31
(10) 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー(例)	P.33
(11) 特定既存単独処理浄化槽の措置に関する判定フロー(例)	P.34
(12) 法定協議会の設置状況(令和4年度末時点)	P.35

1.はじめに

はじめに

- 汚水処理施設の未普及解消に向けては、平成26年1月、汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、令和8年を目途として、汚水処理施設の早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、令和4年度末現在で未だ約880万人^{※1}が汚水処理未普及であり、その多くは都市郊外や地方部である。令和8年の汚水処理施設の概成に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待が高まっている一方、未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽利用者であることから、単独転換の加速化が大きな課題になっている。
- 浄化槽法上、浄化槽管理者には維持管理（保守点検・清掃・11条検査^{※2}）の義務が課せられているが、令和4年度時点で保守点検の実施率は全国平均70.2%（単独処理浄化槽のみでは60.3%）、清掃の実施率は全国平均63.6%（単独処理浄化槽のみでは59.4%）、11条検査受検率は全国平均48.2%（単独処理浄化槽のみでは28.6%）と低い水準にあり、維持管理が徹底されていない状況にある^{※3}。このため、国、地方公共団体、指定検査機関、業界団体等の各主体が連携して、浄化槽管理者に対して維持管理の徹底を求め、保守点検・清掃の実施率100%及び11条検査の受検率100%の達成に向けた取組やそのための支援を強化する必要がある。

※1 環境省 報道発表資料「令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」、<https://www.env.go.jp/content/000245815.pdf>、令和6年10月15日閲覧

※2 浄化槽法上で定められている法定検査は、7条検査と11条検査の2種類だが、本報告書では11条検査に焦点を当てて記載する。

※3 環境省「令和5年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果（令和6年3月）」、https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/r05/02_r05all_2.pdf、令和6年9月19日閲覧。なお、単独処理浄化槽のみの11条検査受検率は、当該データからエム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)にて算出した。

はじめに

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進や浄化槽の維持管理向上に向けては、令和元年に公布された浄化槽法の一部を改正する法律（以下、「改正浄化槽法」という。）において、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や浄化槽台帳等の制度が定められた。これら制度の活用促進のため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定）」（以下「指針」という。）や「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル（令和3年4月）」等も定められたところであるが、十分に活用されていない状況にあり、この点については令和6年2月9日付け総務省勧告※4でも指摘を受けている。
- こうした状況を踏まえ、改正浄化槽法に基づく制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、改正浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、環境省が有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽法施行状況点検検討会」を開催し、課題と対応の方針について検討を行った。
- 本報告書では、その検討結果について、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」の2項目に分けて記載している。

※4 総務省 報道資料「浄化槽行政に関する調査＜調査結果に基づく勧告＞（令和6年2月9日）」https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/policy/committee/inspection/pdf/r05_inspect01_4.pdf、令和6年10月15日閲覧

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

(1) 背景

- 全国の浄化槽の約47%※は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽で、水質汚濁・悪臭の原因とされている。

※環境省 報道発表資料「令和4年度における浄化槽の設置状況等について」、<https://www.env.go.jp/content/000210098.pdf>、令和6年10月15日閲覧

- 改正浄化槽法により、単独処理浄化槽の中でも生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのあるものを「特定既存単独処理浄化槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言や指導等を行う制度が導入された。
- しかし、以下の実態から、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が進んでおらず、本制度が十分に活用されていない。
 - ✓ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の指針における判定の考え方や基準等が抽象的・定性的となっている場合がある。
 - ✓ 漏水状態が続く単独処理浄化槽であっても、現在の判定の考え方では特定既存単独処理浄化槽と判定されない場合がある。
 - ✓ 特定既存単独処理浄化槽の判定に当たり、11条検査結果報告書が十分活用されていない。
 - ✓ 都道府県等において、特定既存単独処理浄化槽の判定を行う体制やノウハウが十分ではない。
 - ✓ 特に高齢世帯において特定既存単独処理浄化槽の措置に要する費用に係る経済的な負担が大きい。
 - ✓ 都道府県等には浄化槽台帳の作成が義務付けられているものの、保守点検・清掃業者から情報が収集できていない、紙媒体での収集となっている等から浄化槽台帳の整備が進まず、特定既存単独処理浄化槽と判定され得る単独処理浄化槽が十分に把握されていない。

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

(2) 論点

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- ① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくためには、判定プロセスや基準に関して指針を具体的にどのように見直すべきか。
- ② 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして、指針を明確化すべきか。
- ③ 11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。
- ④ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、都道府県等の体制整備が必要ではないか。
- ⑤ 特定既存単独処理浄化槽の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。
- ⑥ 11条検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独処理浄化槽への対応を進める必要があるのではないか。

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

(3) 今後の対応方針

① 環境省における今後の取組の基本的方向性

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、指針に記載の特定既存単独処理浄化槽の判断基準について、令和6年度中を目途に、11条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す。
- 浄化槽管理者に11条検査の受検を促す施策を継続し、最終的には11条検査受検率100%の達成を目指すことを前提として、11条検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定を促進するとともに、11条検査未受検の場合においても、保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- 上記の保守点検・清掃情報の収集等、都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくりを進める必要があり、そのために、地域の実情を踏まえながら、指定検査機関、業界団体の連携・協力体制を構築するとともに、都道府県や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る。
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置への支援策として、補助金予算の継続的な確保を図るとともに、特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援策を講じ、合併処理浄化槽への転換を促していく。
- 上記の取組を進めることで、11条検査の受検率向上や、保守点検・清掃情報の収集・報告の仕組みの定着を図り、令和7年度から5年以内の間に、保守点検・清掃情報や11条検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定のサイクルを確立させることを目指す。

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

② 具体的措置

ア. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の明確化・定量化に向けた見直し

- 11条検査項目と特定既存単独処理浄化槽の判定項目との対応関係を整理し、当該整理に基づく客観的かつ明確な判定基準を設定する。
- 漏水が認められる場合には特定既存単独処理浄化槽として判定を行うべき旨を明確化する。
- 著しい破損・変形や放流水質の悪化が認められる場合における特定既存単独処理浄化槽の判定基準を定量化・明確化する。
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置として転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化する。
- 令和6年度中を目処に指針を改正し、上記の内容を反映する。

注) 環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

1. 11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進 (1/2)

- 都道府県等の役割として、環境省の補助制度（浄化槽整備効率化事業）も活用しつつ、特定既存単独処理浄化槽は生活環境及び公衆衛生に重大な支障を生じるおそれがあること、保守点検・清掃・11条検査は法令上課された浄化槽管理者の義務であることを改めて住民に周知・啓発（例：浄化槽管理者向け講習会や出前講座等）し、浄化槽管理者の浄化槽に対する知識の底上げや身近な生活環境を保全する意識の向上を図ることが望まれる。
- 指定検査機関や都道府県等に対し、11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記することを統ルール化し、環境省関係浄化槽法施行規則に定める。
- 都道府県の役割として、市町村、保守点検・清掃業者、指定検査機関等と連携して、11条検査未受検者へのより一層の指導を徹底（例：行政・指定検査機関・業界団体が連携した浄化槽管理者への周知啓発、文書や立入等による助言・指導、効率化検査の活用等）し、全国平均48.2%（令和4年度）という11条検査の受検率の向上を図り、11条検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握や判定の仕組みがより広く適用されることが望まれる。
- 指針の改正においては、11条検査未受検の場合の都道府県等の対応として、保守点検・清掃の実施状況等の情報から漏水や著しい破損等を把握し、必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、浄化槽台帳に必要な情報を記録し、特定既存単独処理浄化槽の判定を行うべきことを、改めて明確化する。

注) 環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

イ. 11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進 (2/2)

- 保守点検・清掃業者からの情報収集のデジタル化や報告データの統一様式を検討するとともに、令和6年度中に維持管理情報収集・活用のデジタル化に関する事例集を作成し、都道府県・市町村、保守点検・清掃業者へ周知する。
- 個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、改めて都道府県等に通知を発出する等、周知を行う。
- 都道府県等は、円滑な情報収集のため法定協議会等を活用して関係者の理解・協力を得ながら一体的に取り組む体制を構築する。

注) 環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

ウ. 指定検査機関・業界団体の協力や都道府県等の体制整備

- 都道府県等の役割として、指定検査機関、業界団体と密に連携・協力して、11条検査の受検率向上に向けた取組や11条検査結果や保守点検・清掃の実施状況等の活用により効果的に特定既存単独処理浄化槽の判定等を促進する人員・体制を整備することが望まれる。
- 市町村は、身近な生活環境保全の観点（住民からの悪臭や騒音等の苦情対応、小川・水路等の水質改善等）から、都道府県に対する保守点検及び清掃の実施状況等の情報提供に協力する他、環境省の補助制度を活用した11条検査や維持管理に対する経済的支援や浄化槽管理者向け講習会等の周知・啓発等に取り組むことが求められる。
- 都道府県は、判定後も引き続き適切な状況把握と指導・助言等を行うため、市町村や指定検査機関と連携した人員・体制を整備する他、指針に示された判定から改善までの一連のフローについて、協議会等において協議し、具体化することが望まれる。
- 関係者の理解・協力を得るため指針改正において判定のフローを分かりやすく示すとともに、浄化槽管理者向けの講習会等の運営費への補助等により、上記の取組を推進する。あわせて、都道府県等の担当職員や指定検査機関の検査員に対する研修カリキュラム等の整備・充実を図る。

注) 環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

エ. 合併処理浄化槽への転換を推し進めるための経済的な支援制度の継続、推進

- 合併処理浄化槽への転換に対する補助金予算を継続的に確保する。
- 国の補助制度（合併処理浄化槽の宅内配管工事や単独処理浄化槽の撤去）を活用する都道府県・市町村の更なる増加を促し、合併処理浄化槽への転換を一層推進する。
- 特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行い、浄化槽管理者に対し、どのような点に考慮した支援策が適切かについて検討し、当該検討を踏まえた効果的な支援策を推進する。
- 公共浄化槽等整備推進事業の推進、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業を継続する。
- 経済的な支援制度についての浄化槽管理者（住民）に対する周知・広報活動を促進する。また、都道府県・市町村においても、同様の周知・広報活動を促進することが望まれる。

注）環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

3.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備 や維持管理情報の電子化

3.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

(1) 背景

- 浄化槽法上、浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・11条検査）は浄化槽管理者の責務である。これらの実施状況について、令和4年度時点の全国平均は保守点検実施率70.2%、清掃実施率63.6%、11条検査受検率48.2%であり、単独処理浄化槽に限ると、保守点検実施率60.3%、清掃実施率59.4%、11条検査受検率28.6%である*。特に、単独処理浄化槽においては、多くの浄化槽管理者が責務を果たしていない実態がある。

*環境省「令和5年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果（令和6年3月）」、https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/r05/02_r05all_2.pdf、令和6年9月19日閲覧。なお、単独処理浄化槽のみの11条検査受検率は、当該データからエム・アール・アイリサーチアソシエイツ㈱にて算出した。

- 都道府県・市町村は、浄化槽台帳に整備したデータを用いて浄化槽の維持管理に係る情報を把握し、保守点検・清掃・11条検査等を未実施の浄化槽管理者に対して、指導を徹底していくことが求められている。このような状況を受け、令和元年に改正された浄化槽法においては浄化槽台帳整備が盛り込まれ、システムの構築、データ収集・整備の推進が進められている。
- 環境省は、令和5年度より全国の保守点検・清掃の実施状況調査を開始したところである。その調査において、保守点検・清掃業者から情報が収集できない、紙媒体での収集になっている、デジタル化への移行が遅れている等の理由から、浄化槽台帳の整備が進まず、浄化槽管理者の義務である維持管理（保守点検・清掃・11条検査）が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導の徹底等に十分活用されていない実態も判明している。
- また、維持管理の向上やそのための浄化槽台帳の整備・活用に向け、都道府県・市町村と保守点検・清掃業者の連携・協力を促進するために、改正浄化槽法において法定協議会の制度が設けられたが、法定協議会を活用している都道府県は一部にとどまり、全国的に活用が進んでいない状況となっている。

3.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

(2) 論点

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- (1) 保守点検・清掃業者から情報収集の協力を得ることが難しいとの意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、保守点検・清掃業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。
- (3) 維持管理情報の電子化が進んでいないところ、都道府県・市町村、保守点検・清掃業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (4) 維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す(いわゆる区域割)ことが必要であるとの意見があるが、どのように考えるべきか。
- (5) 維持管理(保守点検・清掃・11条検査)が不十分な浄化槽への措置について、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。
- (6) 維持管理の向上に向けて法定協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか。

3.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

(3) 今後の対応方針

① 環境省における今後の取組の基本的方向性

- 都道府県等が浄化槽の状態を把握し、指導をするために必要な保守点検・清掃情報を収集できるよう、保守点検・清掃情報の電子情報による報告の義務化について検討する。
- 維持管理の向上のために、浄化槽法に基づく維持管理の徹底について都道府県等へ周知するとともに、維持管理や電子化(システム化)に関する財政支援を継続し、都道府県等の活用を促す。
- 保守点検・清掃情報を収集する際の、個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する。
- 本検討会の議論において、浄化槽の維持管理向上のためには関係者による連携強化を通じて一括契約の推進や浄化槽台帳整備の充実を行うことが重要であり、浄化槽維持管理の実施率の向上と廃棄物処理法の業許可における区域割との関係性は乏しいという意見が多かった。維持管理情報の収集の促進や維持管理の実施率の向上に向けては、法定協議会あるいはそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。また、法定協議会の活用を促すための施策に継続して取り組む。
- 浄化槽台帳の精度向上に向けて、設置届を提出していない浄化槽(無届浄化槽)や休廃止されている浄化槽の把握が重要であり、保守点検・清掃業者と連携した上で、把握のための取組等(例:悉皆調査)を促す。その際、必要に応じて外部委託等の活用についても検討する。
- 将来的な報告の義務化を見据え、維持管理情報として全国統一的に収集すべき項目に関する報告様式(データ様式)の標準化、浄化槽コードの統一化等について検討する。

3.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

② 具体的措置

ア. 保守点検・清掃情報の収集の仕組みを有効に機能させるための取組や維持管理情報の電子化の推進

- 都道府県・市町村と保守点検・清掃業者との連携を強化（例：法定協議会等での議論を踏まえた維持管理向上に向けたロードマップの設定・共有、目標達成に向けた各主体のアクションプログラムの作成等）するための方策を示した上で、保守点検・清掃業者からの情報収集の電子化・デジタル化を推進するとともに、実施報告の義務化について検討する。
- 全国統一的な保守点検・清掃情報の報告様式（データ様式）の標準化や浄化槽コードの統一化、報告ルールの整備等を検討する。保守点検・清掃情報の報告様式の標準化については、令和6年度に作成・公表する予定である「浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル（仮称）」の中で提示する。
- 個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、改めて都道府県等に通知を发出する等、周知を行う。
- 維持管理情報の収集にあたっては、保守点検・清掃の実施率、11条検査の受検率の向上が前提として必要であり、環境省及び都道府県等は、浄化槽台帳の整備及び保守点検・清掃業者との連携強化に向けて、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進する。
- 浄化槽台帳の整備及び活用に関するデジタル化やDX化（例：災害発生時の活用等）の促進に向け、令和6年度中にデジタル化事例集を作成し、周知を行う。

注) 環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

3.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

イ. 法定協議会等を活用した関係者間の連携体制の構築の推進

- 都道府県等に対し、法定協議会、あるいは、それに類する機能を有する連携体制が構築されるよう、体制整備の意義、メリット、期待される役割等を周知する。
- 法定協議会等の更なる活用に向けた都道府県・市町村、保守点検・清掃業者等の関係者に対する支援（例：先行事例の情報収集・横展開や円滑な法定協議会等の運営に向けた助言等）を実施する。

注）環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

3.維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

ウ. 財政支援の継続、周知の徹底

- 浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知の継続的な周知徹底を図るとともに、維持管理への財政支援を継続する。
- 都道府県等に対し、浄化槽台帳の電子化・システム化への財政支援を継続する。
- 都道府県等に対し、悉皆調査等全体像を把握するために必要な調査の実施に向けた財政支援を継続し、浄化槽台帳の整備を促進する。
- 都道府県・市町村への継続的な注意喚起等を通じ、一般廃棄物処理実施計画の未策定の解消を促進する。
- 保守点検・清掃の実施状況について電子情報での報告が円滑に行えるよう、保守点検・清掃業者において活用可能な財政支援のメニューや導入事例等の情報を整理・提供する。
- 都道府県等に対し、浄化槽管理者（住民）に対する講習会等の周知啓発活動への財政支援を継続し、維持管理向上への理解を促進する。

注) 環境省が取り組むものは、主語の記載を省略している。

4.おわりに

4.おわりに

- 本検討会では、改正浄化槽法に基づく制度の更なる活用に向けて、指針の改定や浄化槽台帳の整備・活用による維持管理の徹底等に係る専門的かつ具体的な検討を進めるため、全5回にわたり、環境省、有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員によって精力的な審議を実施し、地方公共団体及び業界関係者へのヒアリングの結果も踏まえ、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」及び「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」に関する基本的方向性と具体的措置についてとりまとめた。
- 今後、この基本的方向性及び具体的措置に沿って、環境省は本年度中に指針の改正やマニュアルの策定等に取り組むとともに、次年度以降も制度的対応の検討や補助金予算の継続的な確保等を行い、令和7年度から5年の間に、保守点検・清掃情報や11条検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定のサイクルを確立させることを目指す。浄化槽行政の実務を行う都道府県や市町村は、こうした動きを踏まえ、予算制度の活用と合わせて、指定検査機関や業界団体と連携しつつ、具体的措置として示された内容に確実に取り組むことが求められる。
- 本報告書の内容が、行政をはじめ、指定検査機関、業界団体、浄化槽管理者等地域の関係者へ着実に共有・認知され、地域の実情や各主体の特性、求められる役割を踏まえ、関係者間で連携しながら、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に向けた取組・検討に大いに活用されることを期待する。

5. 參考資料

(1) 浄化槽法施行状況点検検討会 委員一覧

年度	氏名	所属
令和5年度	●小川 浩	常葉大学 名誉教授
	庵途 典章	全国浄化槽推進市町村協議会 副会長(兵庫県佐用町長)
	上田 勝朗	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長
	蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 国際室 室長
	河村 清史	元 埼玉大学大学院理工学研究科 教授
	酒谷 孝宏	一般社団法人浄化槽システム協会 常務理事兼事務局長
	嶋田 暁文	九州大学 大学院法学研究院 行政学 教授
	田村 茂人	公益社団法人徳島県環境技術センター 会長
	出口 博之	鹿児島県 土木部都市計画課 生活排水対策室 室長
	成田 浩明	公益社団法人茨城県水質保全協会 理事長
	廣末 貢一	福岡県田川市 市民生活部 環境政策課 汚水処理対策室長
	古市 昌浩	公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループリーダー
	堀籠 洋一	宮城県 環境生活部 廃棄物対策課 総括技術補佐
	山崎 宏史	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科 教授

注) 座長以下は五十音順に掲載している。●は座長を示す。

年度	氏名	所属
令和6年度	●小川 浩	常葉大学 名誉教授
	綾織 孝文	鹿児島県 土木部都市計画課 生活排水対策室 室長
	庵途 典章	全国浄化槽推進市町村協議会 副会長(兵庫県佐用町長)
	上田 勝朗	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長
	蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 国際室長
	河村 清史	元 埼玉大学大学院理工学研究科 教授
	齋藤 陽子	宮城県 環境生活部 廃棄物対策課 総括技術補佐
	酒谷 孝宏	一般社団法人浄化槽システム協会 常務理事兼事務局長
	嶋田 暁文	九州大学 大学院法学研究院 行政学 教授
	田村 茂人	公益社団法人徳島県環境技術センター 会長
	成田 浩明	公益社団法人茨城県水質保全協会 理事長
	古市 昌浩	公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループリーダー
	森山 章	田川市 市民生活部環境政策課長補佐(兼 汚水処理対策室長)
	山内 康裕	岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 課長
山崎 宏史	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科 教授	

開催実績	
第1回	令和6年2月15日(木)
第2回	令和6年3月13日(水)
第3回	令和6年5月16日(木)
第4回	令和6年6月27日(木)
第5回	令和6年8月28日(水)

(2) 処理施設別汚水処理人口普及状況

令和5年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況

処理施設名	汚水処理人口 (単位:千人)	
	令和5年度末	(参考) 令和4年度末
下水道	101,279	101,280
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設 を含む	2,938	3,018
浄化槽	11,772	11,784
内、公共浄化槽等整備推進事業等分	824	825
内、浄化槽設置整備事業分	6,229	6,229
内、上記以外分	4,719	4,730
コミュニティ・プラント等	154	160
計	116,144	116,242
汚水処理人口普及率	93.3%	92.9%
総人口	124,483	125,065
汚水処理未普及人口	8,339	8,823

- (注) 1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 令和4年度末調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町(大熊町、双葉町)を除いた値としていたが、令和5年度末調査ではこれらの町も含めた値としている。

出所) 環境省 報道発表資料「令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」、<https://www.env.go.jp/content/000245815.pdf>、令和6年10月15日閲覧

(3) 保守点検の実施状況(令和4年度)

都道府県名	保守点検の実施状況(令和4年度)		
	全数	うち合併	うち単独
北海道	84.0%	87.5%	72.2%
青森県	82.2%	82.9%	81.7%
岩手県	91.4%	92.1%	85.2%
宮城県	70.3%	75.3%	56.2%
秋田県	88.0%	95.7%	75.3%
山形県	84.9%	89.6%	79.6%
福島県	73.2%	83.0%	64.6%
茨城県	51.3%	59.5%	34.2%
栃木県	41.3%	41.4%	41.2%
群馬県	79.3%	83.4%	75.5%
埼玉県	53.6%	57.0%	49.9%
千葉県	57.7%	59.4%	56.0%
東京都	25.1%	42.1%	7.4%
神奈川県	38.0%	60.0%	27.3%
新潟県	70.0%	79.3%	65.5%
富山県	91.0%		
石川県	28.1%	29.5%	26.9%
福井県	34.4%	51.6%	20.0%
山梨県	36.1%	52.6%	24.7%
長野県	81.0%	87.3%	43.5%
岐阜県	94.1%	95.4%	92.9%
静岡県	87.7%	92.1%	84.3%
愛知県	64.9%	78.3%	55.1%
三重県	67.8%	70.7%	64.1%
滋賀県	45.1%	48.7%	37.8%

続き

都道府県名	保守点検の実施状況(令和4年度)		
	全数	うち合併	うち単独
京都府	42.9%	53.3%	21.3%
大阪府	62.2%	68.1%	57.4%
兵庫県	61.3%	77.1%	40.3%
奈良県	79.4%	85.5%	76.6%
和歌山県	42.7%	62.0%	21.1%
鳥取県	85.6%	92.5%	79.0%
島根県	96.2%	98.4%	93.4%
岡山県	91.7%	93.5%	87.8%
広島県	73.8%	81.3%	62.4%
山口県	63.2%	66.9%	57.9%
徳島県	88.8%	96.2%	82.7%
香川県	91.7%	87.6%	97.2%
愛媛県			
高知県	72.4%		
福岡県	74.4%	83.8%	43.2%
佐賀県	86.7%	93.9%	68.9%
長崎県	87.8%	91.0%	71.8%
熊本県	89.4%	91.1%	86.3%
大分県	80.0%	88.9%	67.7%
宮崎県	91.5%	93.5%	88.7%
鹿児島県	99.5%	99.6%	99.2%
沖縄県	17.6%	38.6%	3.0%
合計	70.2%	76.0%	60.3%

注)回答時に実施状況が不明であった自治体は除外して集計しているため、全基数等は一致しない場合がある。
 注)休止等の基数は非掲載のため、実施率は一致しない場合がある。
 注)実施基数の調査にあたって合併・単独を区別して計上することができなかった自治体がある。
 注)空欄は回答が得られなかったことを示している。

出所)環境省「令和5年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果(令和6年3月)」、https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/r05/02_r05all_2.pdf より抜粋、令和6年9月19日閲覧

(4) 清掃の実施状況(令和4年度)

都道府県名	清掃の実施状況(令和4年度)		
	全数	うち合併	うち単独
北海道	73.7%	75.6%	67.3%
青森県	59.0%	56.6%	60.7%
岩手県	81.0%	81.2%	78.1%
宮城県	69.0%	74.1%	54.1%
秋田県	67.7%	71.8%	61.0%
山形県	75.6%	77.5%	73.5%
福島県	68.4%	78.6%	59.7%
茨城県	55.1%	52.4%	60.7%
栃木県	29.2%	27.1%	32.4%
群馬県	30.0%	32.0%	28.4%
埼玉県	55.1%	54.9%	55.3%
千葉県	47.8%	50.2%	45.5%
東京都	23.3%	29.2%	17.3%
神奈川県	58.3%	67.2%	53.7%
新潟県	70.8%	77.7%	67.4%
富山県	54.9%	59.9%	52.4%
石川県	52.5%	42.0%	61.7%
福井県	36.1%	50.6%	23.9%
山梨県	25.6%	25.9%	25.5%
長野県	28.2%	30.2%	16.9%
岐阜県	95.3%	97.5%	93.2%
静岡県	75.9%	79.2%	73.4%
愛知県	63.5%	66.6%	60.7%
三重県	81.9%	82.2%	81.5%
滋賀県	53.2%	55.4%	48.7%

続き

▼ 続き

都道府県名	清掃の実施状況(令和4年度)		
	全数	うち合併	うち単独
京都府	41.3%	51.1%	21.0%
大阪府	74.8%	77.0%	73.0%
兵庫県	55.3%	66.5%	40.3%
奈良県	86.8%	86.3%	87.0%
和歌山県	69.9%	72.9%	66.5%
鳥取県	51.5%	55.7%	47.4%
島根県	85.4%	93.9%	74.6%
岡山県	83.5%	85.4%	79.6%
広島県	68.7%	75.9%	57.7%
山口県	62.6%	64.6%	59.8%
徳島県	61.3%	64.9%	58.3%
香川県	31.5%	35.3%	26.6%
愛媛県			
高知県	66.6%		
福岡県	76.0%	86.3%	43.0%
佐賀県	75.6%	82.0%	60.0%
長崎県	78.3%	81.2%	63.6%
熊本県	84.8%	83.6%	86.8%
大分県	80.2%	82.1%	77.9%
宮崎県	81.1%	83.3%	78.2%
鹿児島県	88.8%	89.2%	88.1%
沖縄県	25.5%	42.6%	13.6%
合計	63.6%	67.2%	59.4%

注) 回答時に実施状況が不明であった自治体は除外して集計しているため、全基数等は一致しない場合がある。

注) 休止等の基数は非掲載のため、実施率は一致しない場合がある。

注) 実施基数の調査にあたって合併・単独を区別して計上することができなかった自治体がある。

注) 空欄は回答が得られなかったことを示している。

出所) 環境省「令和5年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果(令和6年3月)」, https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/r05/02_r05all_2.pdf より抜粋、令和6年9月19日閲覧

(5) 11条検査結果(令和4年度)

都道府県名	浄化槽法第11条検査受検率		
	全数	うち合併	うち単独
北海道	82.9%	89.8%	59.6%
青森県	49.4%	83.5%	26.9%
岩手県	92.2%	92.7%	85.9%
宮城県	91.9%	99.4%	73.9%
秋田県	64.6%	82.1%	36.2%
山形県	77.0%	86.6%	66.6%
福島県	34.0%	69.9%	3.8%
茨城県	48.4%	60.3%	24.9%
栃木県	76.0%	74.9%	78.5%
群馬県	79.5%	84.9%	74.7%
埼玉県	23.0%	37.6%	7.8%
千葉県	14.2%	26.2%	3.1%
東京都	28.6%	47.9%	8.7%
神奈川県	16.7%	32.1%	9.5%
新潟県	70.6%	79.7%	66.3%
富山県	40.9%	76.6%	23.2%
石川県	46.5%	65.3%	30.0%
福井県	59.2%	78.2%	43.2%
山梨県	16.2%	35.5%	3.2%
長野県	74.0%	81.3%	31.8%
岐阜県	96.4%	98.9%	94.1%
静岡県	35.2%	63.5%	14.3%
愛知県	27.3%	56.6%	6.7%
三重県	39.9%	56.6%	19.1%

続き

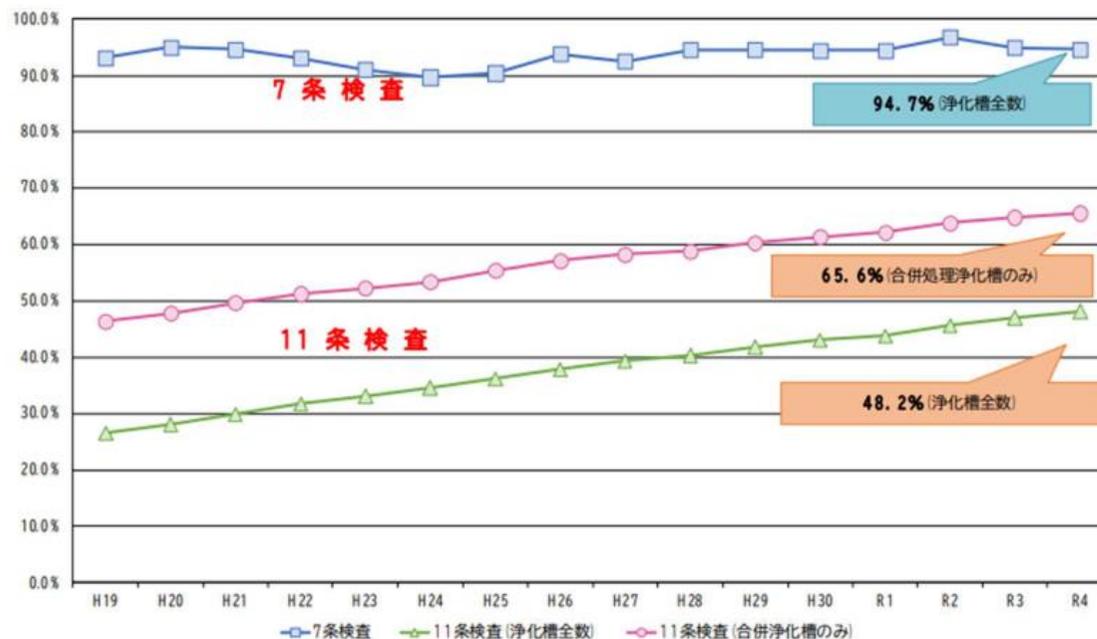
都道府県名	浄化槽法第11条検査受検率		
	全数	うち合併	うち単独
滋賀県	52.6%	60.9%	36.4%
京都府	52.2%	67.2%	22.0%
大阪府	14.5%	26.1%	5.2%
兵庫県	66.5%	84.6%	44.0%
奈良県	21.1%	51.5%	5.6%
和歌山県	41.4%	63.6%	17.4%
鳥取県	56.9%	73.3%	41.9%
島根県	81.0%	94.3%	64.2%
岡山県	93.5%	96.4%	87.7%
広島県	73.8%	81.2%	62.5%
山口県	57.1%	63.8%	47.3%
徳島県	62.2%	71.7%	54.5%
香川県	55.8%	65.2%	44.1%
愛媛県	38.0%	74.5%	3.0%
高知県	59.4%	72.1%	38.0%
福岡県	74.8%	85.0%	42.9%
佐賀県	80.9%	91.0%	56.6%
長崎県	87.9%	90.4%	75.8%
熊本県	66.9%	78.0%	46.9%
大分県	44.0%	70.0%	9.2%
宮崎県	57.4%	70.5%	40.0%
鹿児島県	52.8%	51.1%	56.7%
沖縄県	9.3%	20.4%	1.4%
合計	48.2%	65.6%	28.6%

続き

出所) 環境省「令和5年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果(令和6年3月)」、https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/r05/02_r05all_2.pdf より抜粋、令和6年9月19日閲覧。なお、単独処理浄化槽のみの11条検査受検率は、当該データからエム・アール・アイリサーチアソシエイツ㈱にて算出した。

(6) 11条検査の受検率の推移

法定検査の受検率の推移



		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
7条検査	浄化槽全数	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%	92.5%	94.5%	94.5%	94.4%	94.4%	96.8%	94.9%	94.7%
	浄化槽全数	26.6%	28.2%	29.9%	31.8%	33.2%	34.6%	36.3%	37.9%	39.4%	40.3%	41.8%	43.1%	43.8%	45.7%	47.1%	48.2%
11条検査	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%	61.4%	62.2%	63.9%	64.9%	65.6%

備考

平成26年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。

・平成26年度調査以降の計算方法 (検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している)

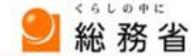
(7条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[前年度新設基数]*11/24+[当該年度新設基数]*13/24

(11条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]*11/24-[当該年度新設基数]

出所) 環境省 報道発表資料「令和4年度における浄化槽の設置状況等について」、<https://www.env.go.jp/content/000210098.pdf>、令和6年10月15日閲覧

(7) 総務省勧告

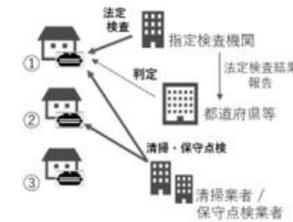
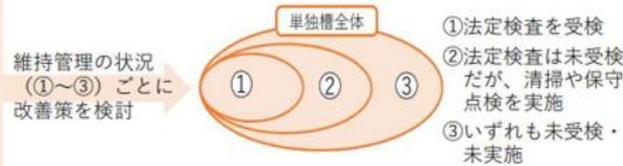
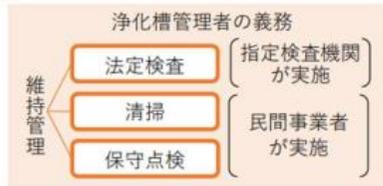
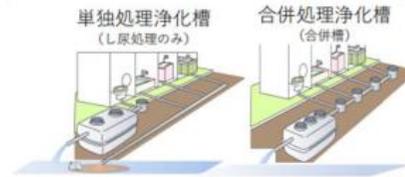
浄化槽行政に関する調査結果（概要）



！ 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念
<全体753万基のうち単独槽357万基（令和3年度末）>
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況
<判定実績 3県・1市のみ 計270件（令和3年度）>

【 勧告日：令和6年2月9日 勧告先：環境省 】



📄 調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

👉 勧告

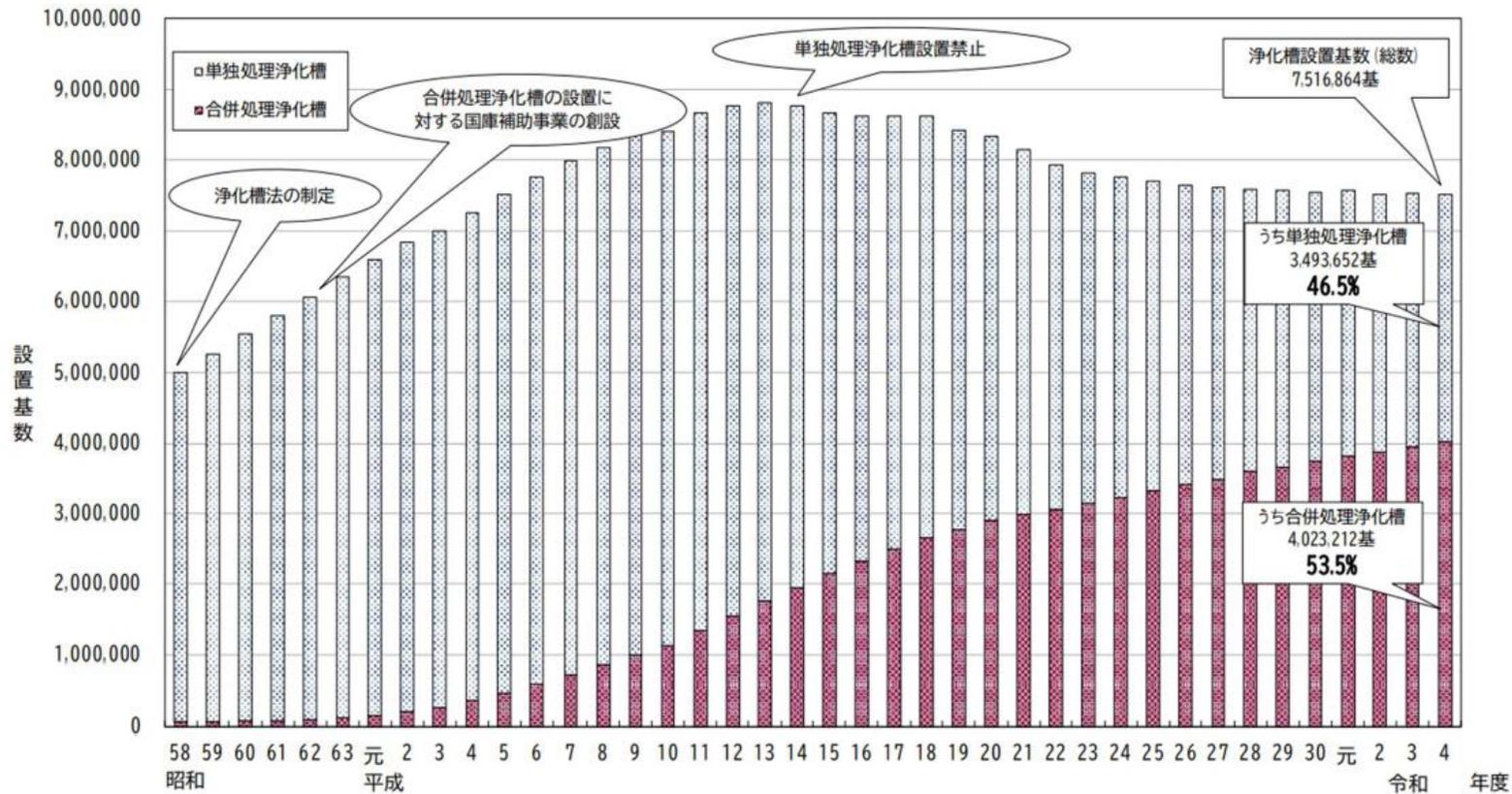
- 判定の考え方の見直し・定量的基準の設定
- 判定に、法定検査結果を活用するための措置
- 清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置
- 維持管理の向上に向けた浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

💡 期待される効果

- 特定既存単独槽の除却等の促進（合併槽への転換）
- 法定検査、清掃、保守点検の実施率向上
- ➡ 生活環境の保全 公衆衛生の確保

(8) 浄化槽の設置基数の推移

浄化槽の設置基数の推移



出所) 環境省 報道発表資料「令和4年度における浄化槽の設置状況等について」、<https://www.env.go.jp/content/000210098.pdf>、令和6年10月15日閲覧

(9) 特定既存単独処理浄化槽の適用実績(令和4年度)

- 都道府県における、特定既存単独処理浄化槽の基数及び措置(浄化槽法附則第11条)の状況は以下のとおり。

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者			市町村への行政処分の移譲の有無
		浄化槽法附則第11条			
		指導・助言	勧告	改善命令	
北海道	0	0	0	0	有
青森県	0	0	0	0	無
岩手県	1	1	0	0	有
宮城県	0	0	0	0	無
秋田県	0	0	0	0	有
山形県	0	0	0	0	有
福島県	0	0	0	0	有
茨城県	0	0	0	0	無
栃木県	0	0	0	0	有
群馬県	0	0	0	0	無
埼玉県	0	0	0	0	有
千葉県	0	0	0	0	無
東京都	0	0	0	0	無
神奈川県	0	0	0	0	無
新潟県	0	0	0	0	有
富山県	0	0	0	0	無
石川県	0	0	0	0	無
福井県	0	0	0	0	有
山梨県	0	0	0	0	有
長野県	1	2	0	0	無
岐阜県	0	0	0	0	無
静岡県	0	0	0	0	有
愛知県	0	0	0	0	無
三重県	0	0	0	0	有

続き

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者			市町村への行政処分の移譲の有無
		浄化槽法附則第11条			
		指導・助言	勧告	改善命令	
滋賀県	0	0	0	0	有
京都府	0	0	0	0	無
大阪府	0	0	0	0	有
兵庫県	0	0	0	0	無
奈良県	0	0	0	0	無
和歌山県	0	0	0	0	有
鳥取県	0	0	0	0	無
島根県	0	0	0	0	無
岡山県	0	0	0	0	無
広島県	0	0	0	0	無
山口県	0	0	0	0	有
徳島県	0	0	0	0	無
香川県	0	0	0	0	有
愛媛県	0	0	0	0	有
高知県	0	0	0	0	無
福岡県	0	0	0	0	無
佐賀県	0	0	0	0	無
長崎県	0	0	0	0	無
熊本県	0	0	0	0	有
大分県	0	0	0	0	有
宮崎県	0	0	0	0	無
鹿児島県	370	370	0	0	有
沖縄県	0	0	0	0	無
小計	372	373	0	0	-
保健所設置市等計	14	14	0	0	-
合計	386	387	0	0	-

出所) 環境省 報道発表資料「令和4年度における浄化槽の設置状況等について」、

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/r05/02_r05all_2.pdf、令和6年10月15日閲覧

(9) 特定既存単独処理浄化槽の適用実績(令和4年度)

- 保健所設置市における、特定既存単独処理浄化槽の基数及び措置(浄化槽法附則第11条)の状況は以下のとおり。

保健所 設置市名	特定既存単 独処理浄化 槽の基数	管理者		
		浄化槽法附則第11条		
		指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0
八戸市	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0
福島市	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0
川口市	0	0	0	0
越谷市	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0
町田市	0	0	0	0

続き

保健所 設置市名	特定既存単 独処理浄化 槽の基数	管理者		
		浄化槽法附則第11条		
		指導・助言	勧告	改善命令
横浜市	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0
富山市	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0
松本市	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0
一宮市	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	0

続き

保健所 設置市名	特定既存単 独処理浄化 槽の基数	管理者		
		浄化槽法附則第11条		
		指導・助言	勧告	改善命令
寝屋川市	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0
呉市	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0
下関市	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0
佐世保市	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0
大分市	0	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0
鹿児島市	14	14	0	0
那覇市	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0
小計	14	14	0	0

出所)環境省 報道発表資料「令和4年度における浄化槽の設置状況等について」、
https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyuchousa/r05/02_r05all_2.pdf、令和6年10月15日閲覧

(10) 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー(例)

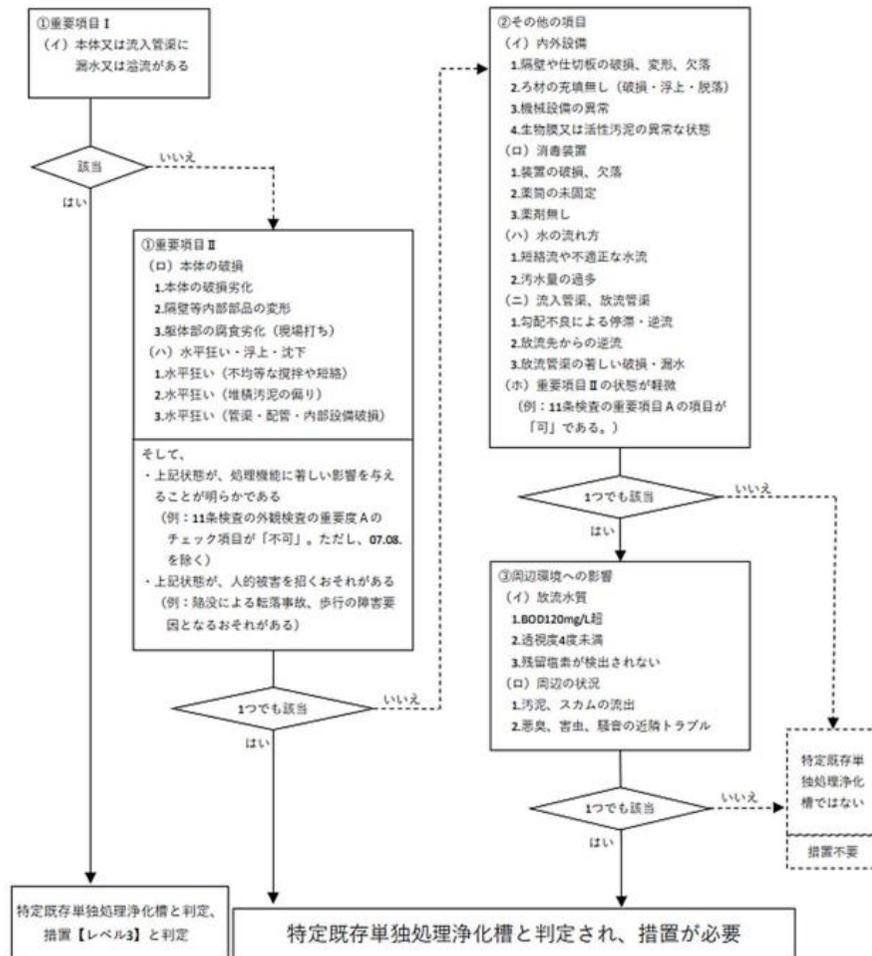


図3. 1 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー(例)

- 環境省業務「令和5年度 次世代浄化槽システムに関する調査検討業務」において、特定既存単独処理浄化槽の判定件数の増加や転換の加速に向けて、特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討を行い、指針の見直しに向けた考え方の整理や判定基準・判定フロー等について検討を実施(下記URL参照)。
- 本判定フローは、令和5年度の検討業務において、一例として示したものであり、今後の指針の見直しに向けた検討において変更があり得る。

出所)「令和5年度次世代浄化槽システムに関する調査検討業務報告書(令和6年3月)一般社団法人浄化槽システム協会」、
https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/report/jisedai/pdf/r05_jisedai_2.pdf、令和6年10月11日閲覧

(11) 特定既存単独処理浄化槽の措置に関する判定フロー(例)

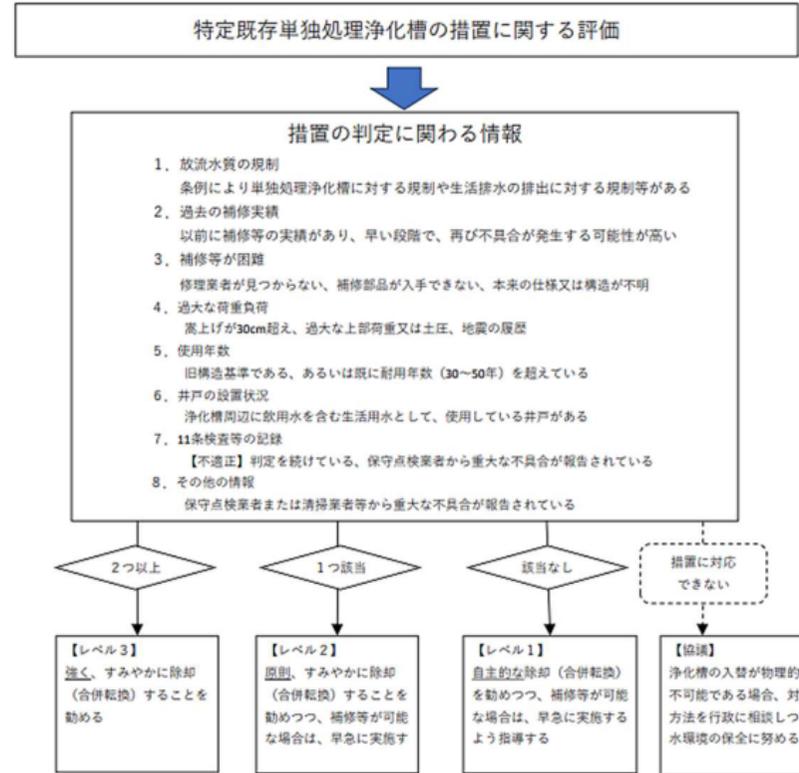
表 4. 1 措置の判定基準(例)

項目	内容
1 放流水質の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
2 過去の補修等の実績	以前に補修等の実績があり、早い段階で、再び不具合が発生する可能性が高い。
3 補修等が困難	修理業者が見つからない、補修部品が入手できない、本来の仕様又は構造が不明。
4 過大な荷重負荷	嵩上げが30cm超え、過大な上部荷重又は土圧がある、地震の履歴。
5 使用年数	旧構造基準型である、あるいは既に耐用年数(30~50年)を超えている。
6 井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。
7 11条検査等の記録	【不適正】判定を続けている。
8 その他の情報	保守点検業者または清掃業者等から重大な不具合が報告されている。

表 4. 2 措置の判定(例)

措置の判定	措置の内容
【レベル3】	強く、すみやかに除却(合併転換)することを勧める。
【レベル2】	原則、すみやかに除却(合併転換)することを勧めつつ、補修等が可能な場合は、早急を実施するよう指導する。
【レベル1】	自主的な除却(合併転換)を勧めつつ、補修等が可能な場合は、早急を実施するよう指導する。
【協議】	浄化槽の入替が物理的に不可能である場合、対応方法を行政に相談しつつ、水環境の保全に努める。

※本体又は流入管渠に漏水又は溢流がある場合はレベル3とみなす。



※本体又は流入管渠に漏水又は溢流がある場合はレベル3とみなす。

図 4. 1 特定既存単独処理浄化槽の措置に関する判定フロー(例)

- 上記の判定基準や判定フロー等は、令和5年度の検討業務において、一例として示したものであり、今後の指針の見直しに向けた検討において変更があり得る。

出所)「令和5年度次世代浄化槽システムに関する調査検討業務報告書(令和6年3月)一般社団法人浄化槽システム協会」、
https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/report/jisedai/pdf/r05_jisedai_2.pdf、令和6年10月11日閲覧

(12) 法定協議会の設置状況(令和4年度末時点)

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員
北海道	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備促進協議会	1994年6月	住民・町職員
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	1997年1月	・比布町 ・合併処理浄化槽を設置し、協議会に加入した者 ・その他協議会の運営に必要な者
	愛別町	浄化槽維持管理組合	1997年1月	合併処理浄化槽設置者
栃木県	栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	平成29年9月	県、県内全市町、指定検査機関
群馬県	群馬県	群馬県浄化槽適正処理促進協議会	2023年2月	県及び関係市町村の担当課長、指定検査機関及び浄化槽保守点検・清掃業者等に関する団体の長
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	2020年7月	(1)学識経験者 (2)指定検査機関 (3)浄化槽関係団体を代表する者 (4)政令指定都市職員 (5)市町村職員 (6)県職員 (7)その他適当と認められる者
山梨県	山梨県	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	2020年12月	県、保健所設置市、市町村、指定検査機関、保守点検業者(団体)、浄化槽工事業者(団体)、浄化槽清掃業者(団体)
静岡県	富士市	富士市浄化槽連絡協議会	2022年4月	・浄化槽関係団体を代表する者 ・指定検査機関 ・浄化槽清掃許可業者 ・市職員

続き

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員
愛知県	愛知県	愛知県浄化槽協議会	2021年3月	・工事業者(団体) ・保守点検業者(団体) ・清掃業者(団体) ・指定検査機関 ・愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、一宮市
	一宮市	一宮市浄化槽協議会	令和2年4月	・一宮市職員 ・浄化槽工事業者 ・浄化槽清掃業者 ・浄化槽保守点検業者 ・指定検査機関 ・その他必要と認める者
滋賀県	滋賀県	滋賀県浄化槽適正処理促進協議会	2021年5月	・県 ・全市町 ・指定検査機関 ・業界団体
兵庫県	宍粟市	宍粟市浄化槽維持管理協議会	2005年4月	・市職員 ・波賀町正副連合自治会長 ・一般会員:浄化槽設置者
鳥取県	鳥取県	鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	2021年6月	・有識者 ・指定検査機関 ・民間団体(一般社団法人鳥取県浄化槽協会) ・浄化槽管理者(公募委員) ・権限移譲市町職員、保健所設置市職員、南部町職員 ・県職員

続き

(12) 法定協議会の設置状況(令和4年度末時点)

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員
広島県	広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	2014年4月 (2013年5月)	広島県 県内全23市町 指定検査機関 浄化槽清掃業者団体 浄化槽保守点検業者団体 浄化槽工事業者団体 浄化槽製造業者団体
		北広島町大朝地区小型合併処理浄化槽設置整備事業推進協議会	1993年4月	浄化槽使用者 市町村職員 区長
	北広島町	北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会	1993年6月	浄化槽使用者 市町村職員 区長代表 議員
徳島県	徳島県	とくしま浄化槽連絡協議会	2020年8月	(1)徳島県(水・環境課、総合県民局、東部保健福祉局、環境指導課、建築指導室) (2)市町村浄化槽及び環境担当部局 (3)指定検査機関 (4)浄化槽保守点検業登録業者及びこれらで組織する団体 (5)市町村の浄化槽清掃業許可業者及びこれらで組織する団体 (6)浄化槽工事業登録業者及びこれらで組織する団体 (7)市町村設置型浄化槽整備特別目的会社 (8)その他、協議会の目的達成のために必要と認めたもの

続き

続き

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	設置年月 ※今後設置予定を含む	構成員
高知県	高知県	高知県浄化槽連絡協議会	1990年4月 (令和元年法改正により令和2年度から法定協議会に変更)	(1)高知県土木政策課、建築指導課及び公園下水道課並びに各福祉保健所 (2)高知市建築指導課及び環境保全課 (3)市町村浄化槽行政担当課 (4)し尿関係一部事務組合 (5)高知県環境検査センター (6)高知県浄化槽協会
福岡県	福岡県	福岡県浄化槽台帳協議会	2021年1月	・県 ・市町村団体 ・保守点検及び清掃業者団体 ・指定検査機関
	田川市	田川市浄化槽技術向上協議会	2018年11月 (設置) 2022年4月 (法定協議会に変更)	・市職員 ・工事業者(田川管工事組合) ・保守点検業者(田川地区環境整備事業協同組合) ・指定検査機関 ・浄化槽システム協会
	大牟田市	浄化槽連絡協議会	2022年5月	・市 ・県 ・指定検査機関 ・保守点検及び清掃業者団体
熊本県	熊本市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	1985年4月	・保守点検業者 ・清掃業者 ・熊本市(オブザーバー的役割)
大分県	大分県	大分県浄化槽維持管理協議会	2023年3月	県、県内全市町村、指定検査機関、工事業者(団体)、保守点検・清掃業者(団体)
宮崎県	宮崎県	宮崎県浄化槽適正化推進協議会	2022年8月	県、市町村、県浄化槽協会、指定検査機関

出所)環境省「令和5年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果(令和6年3月)」、https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/shidoufukyu_chousa/r05/02_r05all_2.pdf より抜粋、令和6年10月15日閲覧

令和6年度浄化槽普及状況及び法施行状況等に関する調査検討業務に係る報告書

令和7年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています